

第一百五十四回
午前十時開会

参議院厚生労働委員会会議録第二十号

平成十四年七月十八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

七月十六日

辞任

谷

博之君

七月十七日

辞任

鶴保

庸介君

七月十八日

辞任

今泉

昭君

出席者は左のとおり。

理事

委員長

副大臣

事務局側

政府参考人

常任委員会専門

官員

教育部科学省高等

厚生労働大臣官

官房技術総括審議

厚生労働省医政

厚生労働省健康

厚生労働省医薬

厚生労働省健

厚生労働省労働

厚生労働省社

厚生労働省保

保健福祉省社

保健福祉省保

厚生労働省保

辻

山本

泰弘君

孝史君

草川

昭三君

澄君

今井

澄君

今井

澄君

入澤

肇君

草川

昭三君

肇君

入澤

肇君

阿部

正俊君

田浦

直君

中島

眞人君

柳田

穎弘君

入澤

肇君

朝日

狩野

朝日

柳田

穎弘君

入澤

肇君

朝日

柳田

肇君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案(今井澄君外四名発議)

○健康増進法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(阿部正俊君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

この際、一言申し上げます。

日本共産党、国会改革連絡会及び社会民主党・護憲連合所属議員に對し、再度、出席を要請いたしましたが、出席を得ることができませんでした。そこで、やむを得ず議事を進めさせていただきます。

また、本日、西川さよし君が委員を辞任され、その補欠として高橋紀世子さんが選任されました。

その補欠として草川昭三君が選任されました。

○委員長(阿部正俊君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

健康保険法等の一部を改正する法律案、健康増進法案及び医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事

会協議のとおり、厚生労働省保健局長大塚義治君外十名の政府参考人の出席を認め、その説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございません

でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(阿部正俊君) 次に、健康保険法等の一部を改正する法律案、健康増進法案及び医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を一括して議題といたします。

○藤井基之君 質疑のある方は順次御発言願います。

○藤井基之君 わはようございます。自由民主党の藤井基之でございます。

今日は、いろいろな幅広く御質問をさせていただける時間をちょうどいたしましたので、政

府関係の皆さんに御質問させていただきたいと存じます。

御案内のように、我が國の日本国民が世界最長の健康寿命と平均寿命の獲得達成、これに大きく貢献いたしましたのは、言うまでもなく国民皆保

○委員長(阿部正俊君) まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十六日、谷博之君が委員を辞任され、その

補欠として今井澄君が選任されました。

また、昨十七日、鶴保庸介君及び山本香苗さん

が委員を辞任され、その補欠として入澤肇君及び

険制度でございます。この制度を引き続き堅持していくためには、医療制度改革、これは焦眉の課題でございます。今回、健康保険法の一部改正案及び健康増進法案をおまとめになられました関係各位の努力に対して、心より敬意を表したいと思ひます。

ただ、患者の自己負担の増でありますとか保険料に対して総報酬制の導入など医療保険財政再建のために健康保険法改正の内容というのは、内容的にはやむにやまぬ苦渋の選択ではなかつたのかと推察をいたします。しかし、今回のこの改正が皆保険制度という世界に誇る医療保険体制を守つていくためにどうしても必要な改革であると、そういうことを厚生労働省の方も是非国民に十分説明をして理解をいたゞくよう、一層の御尽力をお願いしたいと存じます。

そういう観点から質問をしたいと思いますが、私は、このような医療費の抑制策といいますか、あるいは財源の確保と、こういった議論だけで十分なのかというと、必ずしもそうではない。こうした財源的な側面だけではなくて、今非常に大きな問題になつております生活習慣病を予防し、健康に年を取り、寝つきにはならないんだが、健康な高齢社会を築くんだと、そのための施策を検討することが何よりも大切だらうと存じます。その意味で、今回、健康保険法の一部改正案とともに健康増進法案が提出されていることは大変に意義が大きいと思ひます。健康増進法に基づく健康日本21プログラムを是非積極的に推進していただきたいと存じます。

さて、健康増進法案は、御案内のように、基本的には現行の栄養改善法を継承する形となつてゐるものと考えます。この栄養改善法は、昭和二十七年、終戦直後の食糧とか物資の乏しかつたころに制定されたものでございます。今日の国民の食生活、生活環境が大きく変わつてまいりました。今日の国民の食生活はどうやらかというと、むしろ逆に豊か過ぎる食生活、多様過ぎる食生活に起因する問題が余りにも多いように思ひます。ちまた

にはスナック菓子とかインスタント食品、ソフト飲料等があつれ、そのために過食だつたり偏食があつたり、あるいは過少な食事等を來し、結果として肥満であるとか総コレステロール上昇する、逆にやせ過ぎるとか、あるいは歯列不整が増えるとか、これらは、こうした今日の食生活といふものがいろいろな意味での糖尿病を始めとする生活習慣病を生み出している、このような指摘が多くの賢者からなされております。今日の健康状態を考えたときに、健康日本21の中でも食生活の改善について国民に啓発していくことが非常に大切なものだと考へております。

また、その一方で、やっぱり気になりますのが、ここのことろ立て続けに報道されておりますが、中国からいわゆる個人輸入をされたとされる健康食品による健康被害事例でございます。最近では、通常の食事によつて取ることのできる栄養素までも健康食品に依存するなどの例も多々見られております。また、インターネットをのぞいてみますと、様々な健康食品であるとか、あるいは医薬品まがいと見受けられる怪しげな健康食品の広告やそれらの売買というのがはんらんをしております。

我が自由民主党食品衛生規制に関する検討小委員会が、本年の五月の十四日に、食品の安全に関する信頼確保のための改革の提言というものをまとめてました。実は、その中で幅広い食品の安全のための改革提言をしていくわけでございますが、その一部としましてこの健康食品問題にも言及をいたしております。その内容は、健康食品について最新の科学的知見等から判断して、過剰摂取などによる健康被害が懸念される場合に流通を禁止できる法規定を整備しよう、そして、保健機能食品以外の食品については保健機能食品と紛らわしい広告を禁止せよと、そのような法改正を求めております。その内容は、健康食品についての訴えがあつたという情報提供がありました。

その後、各都道府県からの報告が次いで参ります。して、現在のところ、その十二名のほかにプラス十九名が加わりまして、合計、現在三十一名まで症例が上がつてゐるということでございます。○藤井基之君 そういう非常に短期間に多くの被害の届出といいますか、情報が寄せられているわけですから、こういった食品というものの現在の法規制といいますか、法的には、厚生労働

が自分の健康に善かれと思つて使用した食品で健康被害を受ける、これではたまつたものではなきえません。そこでお尋ねいたいのですが、近時、中国輸入健康食品で、十三都府県で三十一名の健康被害が発生して、うち二名が死亡したという報道がございましたが、これらの健康被害事例につきまして現時点で分かつてある被害状況等について、まず御説明いただきたいと存じます。

○政府参考人(宮島彰君) 御指摘のいわゆる中国から輸入されました健康食品と、そしてその被害状況でございますけれども、去る七月十二日に一応発表いたしましたものにおきましては、平成十四年二月から五月ごろに六十代の女性二名が服用いたしました御芝堂減肥胶囊というものの結果、一名が二か月後に死亡し、もう一名が入院加療いたしました。

それからもう一つの事例は、やはり同じように中国から輸入されて、いわゆるやせる目的で使われました糸之素胶囊、これを服用したためにいやゆる被害症状が出たという者が八名おります。それからもう一つは、中国からやはり輸入されましたハーブ類を原料とするカプセル形態の健康食品でございますけれども、これにつきましてもやはり肝機能障害等の症状が発生したということで、この時点では、この被害症例が二名ということで、この時点におきましては一応この三つの製品で十二名の方の症状の訴えがあつたという情報提供がありました。

その結果、第一例目の糸之素胶囊につきましては、その成分の中に乾燥甲状腺末とフェンフルラミンというものがありまして、この成分は医薬品のみで使用されている製品でございますので、いわゆる未承認医薬というものに該当することになります。それから、第二例目の糸之素胶囊につきましては、その成分の中に乾燥甲状腺末とフェンフルラミンというものがありまして、この成分は医薬品のみで使用されている製品でございますので、いわゆる未承認医薬品に該当するといふことになります。

したがいまして、こういった未承認医薬品につきまして販売するということであれば、当然薬事法違反ということになりますので、今回もこの事例を発表しますとともに、各都道府県に通じまして監視指導の徹底を要請したというところでござります。

セル型の健康食品につきましては、今申しました効能表示なり成分につきまして、いわゆる未承認医薬に該当するものが特段見当たらなかつたといふことでござりますけれども、いわゆる肝機能障害との因果関係がいわゆる疑われるということを行つたところでございます。

ただ、いずれもいわゆる個人輸入という形が多いものでござりますので、なかなか薬事法によるストレートのいわゆる取締りというのが難しい状況もあると思いますので、そういう意味で一般国民の方々に注意喚起していただきということで今回公表し、周知したものでございます。

○藤井基之君 分かりました。

ただ、国民は周知させればそれで分かりましたと、こうなるのかどうかというところに問題があると思うんですね。例えば、じや最初のものは減肥という、やせれるということを言わなければ一般流通していくんですかといったらそうじゃないわけでしょう。私は、回のは個人輸入という形態だから、それに特定のいわゆる業者というものはかかわっていないのかもしれないですけれども、国民はそんなことで納得しているとはとても思えないんです。

薬事法の適用というのは、かなりこれは罰則も厳しい法律でござりますから、むやみに、何ですか、刀を抜く必要は必ずしもないと思うんですねども、法の適用というものは、やっぱり国民の対応する法の適用の仕方というのはあるう思うんですね。

食品の方にもお伺いしたいんですけども、先ほど言ったカプセルの、ハーブでしょうか、これは健康食品の方では成分的には医薬品というものが取扱いあります直接的には言い難いという答弁がございましたけれども、食品の関係については、先ほど申し上げましたように、自民党あるいは与党三党での食の安全に対する委員会等も、今回、厚生労働省に対し、いわゆる食品衛生法を変えてでも、この健康食品というものに対してもと適

切な指導監督ができるよう法体系をすべきではないかということを申し上げているわけですけれども、現在、これに対して厚生労働省はどのように対応を取ろうとされてい

るのか、お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(尾崎新平君) 今、藤井先生から御指摘ございましたように、自民党の小委の方からの御提言をいただいておりまして、今、現在そいつた内容について整理をしてい

る状況でございます。

それと、そういうことの法改正の前に、今どういう形でやっているかというのを、先ほどの御質問も関係いたしますので若干答えますと、食品につきましては、御存じのとおり食品衛生監視員が監視をするということで、一般に出回っております食品という範疇の中でいわゆる健康食品につきましても、その表示によりましていわゆる効能効果というものがうたわれているようなものについては、これはもう医薬品との関係で薬事との連携を取りながら対象として監視をしているという状況でございます。

同時に、輸入食品の関係で健康食品というものが入ってくる際には、そういったものの成分として未承認の医薬品が入っていないのかどうかといふところを確認するよう業者等に指導をしていられるというものが現状でございます。

○藤井基之君 今、るる御説明をちょうだいしましたけれども、例えばテレビの報道などでこのものを見ますと、正にカプセルに入つておりまして、それは一般国民としては、食品・食品と言わざるが、我々が持つてゐる概念の食品とはかなり違つたものなんですね。それが新しく言われる、健康食品と言われるものかもしれないけれども、我々の感覚でいうとこれは薬そのものじゃないかという感じもするわけなんですね。

今お答えいただきましたように、食品衛生法

で、口から入るものというものは食品衛生法が所管するわけです。ただし、医薬品を除くとなつていいわけですね。ですから、医薬というものが優先的な上位概念として規制対象、薬事法という法律を持つてくるわけですから、薬事法が抜けると食品衛生法がそれをカバーしなきやいけないよ

うな法体系に今なつてゐるわけでございます。

○國務大臣(坂口力君) 今、委員からのお話がございましたとおり、最近、この食品につきましていろいろのことが報道されているわけでございまます。その中身を見ますと、一つは、個人が諸外国にお出掛けになりましたように、これは医薬品の中にされたもの、それが一つある。それからもう一つは、食品として日本の中に輸入をされましたものの中に、果たしてこれが本当に食品かどうか、今御指摘のありましたように、これは医薬品の中に入れるべきものではないかというようなものが紛れ込んでいるのではないかと、こういうお話を大体、大きく分けましてこの二つではないかといふふうに思つております。

そして、医薬品か、さもなくばこれは食料かと云うことになつてゐるわけでございますから、食料ということになつてしまつますと、国内にたくさんのものが既に入つてしまつてゐるということになりますから、これをどのように厚生労働省としましては整理をしていくかということであろうと、うふうに思います。

現在、食料品として入つておりますものについて、そういうことはないと私は信じておりますけれども、やはりその法を所管しているセクション、セクションにおけるある意味での縦割りの弊害というようなことも出るのかもしれない。是非、そういうことがないように、国民は今非常に食品に対して不安感を持つて、不信感を持つてゐるわけです。特に食品に対して、こういったものに対して非常に注意をしなきやいけないことを、単純に個人輸入だからいいよとか、やせれるからといって、これは何も食品だけなくて、もう一歩間違えれば覚せい剤とか麻薬まで手を伸ばすようなそいつた環境を作り得る関係があるわけです。

私は、これらについて、是非この食品問題を、これを契機として国民の健康、保健に責任を持つ厚生労働省として確とした対応を取つていただきたいと思います。

一方で、この問題に対する日本の国内に食品として、食品という名の下に入つてくる可能性がございますから、これから体制をどうしていくかということが最大の課題であるというふうに思います。

一つ重要なことは、やはり輸入をする業者の皆さん方にも、自分の会社が輸入をする製品はいかなるものを持っているものなのか、いかなる内容を含んだものなのかということをよく点検をしていただくことが一義的には大事ではないか

というふうに思ひますし、そして、こういうものが入っているがどうかというような御相談をしていただくことが第一義的に大事ではないかというふうに思つております。

厚生労働省も、少ない人員ではございますけれども、これをもう少しでも、ここを増員してでも体制を強化しなければならないというふうに思つておりますが、しかし、日本国内に入つてまいります食料品全体をチェックするだけの能力はなかなかないわけでござりますから、こうした業界の皆さん方と連携をどのように密にし、そして、この食品を扱われる皆さん方には今まで以上にいろいろとひとつ点検をしていただくことが大事になつてくるのではないかというふうに思つております。

○藤井基之君 ありがとうございます。我々もできるだけの支援をさせていただきたいと存じます。大臣、よろしくお願ひいたしたいと思います。

健康増進法の第五条におきまして、この法律は、国、都道府県、市町村、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携しながら協力するよう努めなければならないという、こういう規定がございます。非常に重要な規定だとは考えます。

先般の参考人に対する質疑でも御紹介させていただきましたけれども、これに関係して、昨年六月に沖縄県の宜野湾市は、健康日本21事業の一環として、委託事業で民間に仕事をお願いして一緒に仕事をしている、それは生活習慣改善まちかど相談所という、そついた事業なんですね。これは何かというと、疾病に関係している生活習慣、問題をお持ちの方とか、あるいはお薬の服薬管理などでいろいろとアドバイスが必要な方に対しても、町の薬局の薬剤師さんが患者さんの居宅を訪問したり薬局に来てもらつたりして、いろいろ相談をする、そういった仕事、それを市が委託をしているわけですね。

このように、一般的の参考人のお話をありましたのが、ボランティア活動のような草の根運動を広げることによって国民の健康意識を向上させて健康増進を図ろうという、そういう方向というのをこの法律は目標としているように思います。

それで一方、先般、実は大阪府がやつた調査結果をちょっと見せていただいだんですが、大阪府が府内の全市町村に対しまして、地域保健推進特

別事業の一環として地域薬局の活用状況について調査をした、そういう報告が発表をされたんです。その結果を見ますと、地域薬局を活用して地域住民に健康関連情報を提供していますかという問い合わせに答えてまして、イエスと、提供していますよと答えたのは実は四分の一以下なんですが、二二・七%しかない。つまり七割以上は薬局を活用していないですね。

これは一体どうしてかなと、こう思つたんですね。けれども、一つには、これは薬局とか薬店を所管しているわけですが、この健康日本21などといふ事業を所管している官庁、その部局にこれらの方々にも意識が鮮明になるよう、あるいは住民の方々に意識が鮮明になるよう、そういう施設をお願いしたいと思うんですけども、いかがでございましょうか。

○政府参考人(下田智久君) 薬局あるいは薬店は身近な地域の中で情報提供等により住民の健康づくりを支援する場として期待されているわけですから、そういう事業というのは、実は直接的には薬の所管している部局ではないところから情報が都道府県の薬に関係しない部局に流れてしまつて、そのため、そもそも薬局を活用するといふイメージとか意識が末端になかつたということを言つてゐるんですね。この話を聞いてから、じや、これからどうしますかといつたら、これから活用を考えますと、こういうふうな回答になつてゐるわけなんですね。

ですから、今まで私はそういうことはないと信じていますけれども、組織的のいわゆる縦割りの弊害というのがあつてはならないんだろうと思つんであります。特に、今回の健康増進法というのは、いわゆるそういう組織横断的に国民全体を健康増進しようという、絶力を挙げて対応しなきやいけない、そういう法の施行がもう課せられておると思つておるんですよ。ですから、是非そういう役をつけるべきだと思つておるんですよ。ですから、是非そういう役をつけるべきだと思つておるんですよ。

それでも十分に注意をし、全体としてうまくいくような形で実施をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○藤井基之君 それでは次に、ちょっとたばこの問題について質問をさせていただきたいと思いま

す。法案では、健康増進事業者を都道府県、市町村等と分かるわけです。その他関係者というのは言葉としてどうもはつきり分からぬ。もう少し事業主体として、ここを例えれば法律の中に書くというのはバランス上問題があるとするならば、例えばこの法を施行する際には、具体的にこのような事業者、例えば栄養士の方々にお願いするとか町の薬局を活用するとか、そういう幅広い関係者というものをもう少し明記して、地方自治体の方々にも意識が鮮明になるよう、あるいは住民の方々に意識が鮮明になるよう、そういう施設をお願いしたいと思うんですけども、いかがでございましょうか。

たばこ対策につきましては、特に長年にわたりまして世界保健機構、WHOが指摘をしているわ

けです。喫煙の健康影響、そういうことを考えると、たばこ対策というのはこれから健康づくりにおいて極めて重要な課題だと考えます。確かにたばこの問題というのは、禁煙の方もいれば喫煙の方々もいらして、なかなか議論を一つのものに持つていて、合意形成が難しいテーマであることは私も理解ができないわけではありませんけれども、これについてもやはり前向きな対応が必要だと思うんですね。

それでお尋ねしたいんですけども、たばこ対策、これはWHOが長い間世界に対してたばこ対策を推進するようにと訴えているわけですね。そして、現在ではWHOは、たばこ対策枠組み条約という、そういうたったの五月を目的に採択することを目標として活動して、現在既に準備会合が開かれていると聞いております。このWHOの動き、そしてそれに対する我が国の対応ぶりについて御説明をいただきたいと存じます。

○政府参考人(下田智久君) たばこ対策枠組み条約につきましては一九九六年のWHOの総会におきましてその検討が決議をされております。以来、政府間交渉が統けられておりまして、来年の五月の総会での採択に向けて準備が進められてお

るところでござります。

その条約の中身でござりますけれども、實に多岐にわたつております、税制、たばこ事業等の広告、あるいは未成年者に対するたばこの喫煙の防止の施策、あるいは自動販売機のありよう、表示規制等々、非常に幅広いものがございまして、財務省あるいは農林水産省等、関係省が非常に多くわたつておりますので、外務省等とも相談をしながらその対応に当たつておるところでございます。

いすれにしましても、こうした動きを受けながら、厚生労働省としましては、健康日本21あるいは今回御審議を賜つておりますこうした健康増進法案、こういったものを受けながら実効あるものにしてまいりたいというふうに考えておるところをございます。

○藤井基之君 このWHOの動き等を受けまして、例えば若干愛煙家の方には不自由なのかもしれないが、飛行機なんか大部分がもう禁煙になつてしまつて、それをやめましたけれども、それで健康になるかどうか、それは分かりませんけれども、私はやっぱり世界の流れという動きがあるんだろうと思うんですね。

今回、私はこの健康増進法の中にたばこ対策を取り込んでいるということについてはやはりこれは評価をしますけれども、ただ、いかにもちよつとか弱いかなという感じ、か弱いと言うと言葉が悪うござりますけれども、もう少し、厚生労働省が所管する法令であるならばもうちょっとと一步突つ込めないのかという感じがするんですね。例えばもう民間の飛行機でさえも禁煙なんですよ。そうしたら、例えばこの中で受動喫煙禁止といふことで人が大勢集まるようなところについては努力規定で書かれているけれども、例えば病院の診療所では禁煙にしろとか、そういうことを法で書けないんなら、少なくとも法を施行する側が法の意を体してもっと突っ込んだ行政的な指導によつて、その場所においては、例えば学校内で

は禁煙だと、あるいは病院の診療所では禁煙に

するんだ、そういうことまでを突っ込んだ行政の、何というんですか、方向性、それによって国民に対して健康に対するたばこの影響というのをより意識してもらう、そういう行動があつてもいいと思うんですけども、局长、いかがでござりますか。

○政府参考人(下田智久君) 今回、健康増進法案の中にこれまで明確な根拠規定がございませんでした受動喫煙の防止あるいは喫煙に関する正しい知識の普及といったものを盛り込ませていただとこ

うございます。

ただいま御指摘の受動喫煙防止については、更に一步踏み込んだものにすべきであるという御指摘でござりますが、たばこに関する規制の在り方については実は様々な立場があるところでござりますし、いろんな御意見もあるわけでございまして、そうした中で今回こうした規定を盛り込まさせていただきましたことは、たばこ対策にとりましてはその第一歩ということで御理解を賜れば

いすれにしましても、今回の法的整備と併せて

実施をしたいというふうに考えております。

第一歩であるということで御理解を賜ればというふうに考えております。

○藤井基之君 それでは、御質問のポイントを別な、いわゆる健康保険法絡みの方に移させていた第一歩であるということで御理解を賜ればというふうに考えております。

今日はちょっとお忙しい中を文部省の政府委員

に来ていただきておりますので、まず文部省の政

府委員にお尋ねをしたいと思うんです。

今日、医療機関において、非常に残念なことな

どして後を絶たないんですね。非常に残念なこと

なんですけれども、医療過誤といいましょうか、医

療事故といいましょうか、その発生の報道が依然

ますと、どうも薬にかかる事故の比率が高いわ

けですね。この原因の一つには、薬が非常にたく

さんあるというようなこと、あるいは薬の名前が似ているとか、外観が非常に似ているんだと、それで薬剤を間違えたんだ、取り間違えたんだと、そういうった報告が多いんです。

厚生労働省が平成十一年から十三年度に掛けて、実際に對して健康に対するたばこの影響というのを調査、ヒヤリ・ハット事例の調査においても、こういった薬の問題が非常に多く報道されているわけなんですね。

そして、このために厚生労働省は、今年四月の十七日に、医療安全対策検討会議のまとめた医療安全推進の総合対策という報告書を発表されていますと、この発表内容からもるように、医療機関における医療従事者を挙げて医療安全管理体制を整備しなきゃいけないと、こういうふうに報告をしているわけなんです。

私は、この医療安全管理の整備を図るポイント

というものは、医療における診療の部門である、看護の部門、そして私は薬の部分との密接な連携に

あるんだろうというふうに考えるわけですね。前述の、今述べましたようにヒヤリ・ハット事例を見ても、薬のものは一杯あるんだという。これらをどうやつたら事故を防ぐことができるかといつたことです。やはりこの連携とともに、この薬剤を管理する部分と、いうものをそれなりに仕事をちゃんとしてもらわなきゃいけない、そういうた

環境がなければいけないと思うんです。

こういった時代に、どういうわけか、文部科学省は今年の四月の八日に突然施行通達を出されて

いるんですね、四月八日付けの官報に載つた

たんですねけれども、それによると、国立学校設置

法の施行規則が改正されて、それまでにあつた

「薬剤部及び薬剤部長」が書かれていた施行規則の十八条というものは削除されている。突然です

よ。しかも、この施行は、四月の八日の官報に發

表して、施行日いつかと見たら四月の一日だと、

一週間戻つて施行するんだと。一体これははどういうことなんでしょうか、ちょっとと説明してもらえませんか。

○政府参考人(上藤智規君) 本件については、御心配をお掛けいたしまして誠に申し訳ない限りでございます。

私ども、国立大学の組織編制につきましてはかねがね関係の審議会で御検討いただいたところでございますが、一昨年、平成十二年の十一月に大学審の答申がありまして、その中で、かねてから御議論でもあったのでござりますけれども、各国立大学の教員組織について、より柔軟に各大学の判断で編制できるようにすべきじゃないか、そういうことがございました。

ただけれども、国立学校設置法の改正を御審議いたしまして、大学の基本、いろいろな組織がござりますけれども、特に教育研究組織の基本として大學発足以来ござります講座というのがござりますが、そういう一番基本の講座について、これまで省令で定めるという法律上の規定がござりますけれども、それを各大学に任せた方向での改正がなされたところでございます。

それに伴いまして、その施行がこの四月からだつたものでござりますから、講座だけではございませんで、研究所におきます研究部門あるいは附属病院におきます診療科等々、大学にお任せするるといいましょうか、文部科学省が省令なり訓令で定める規定になつていて、その規定を見直しまして規定を改めて改訂したものでござります。

それによると、その規定を見直しまして規定の整理を図つたものでございまして、薬剤部を廃止するといふのはさらさら私ども念頭になかつたわけでございまして、この四月からの施行に合わせて改訂したものでござります。

これがたまたま、規定ぶりがほかの部と同じ規定ぶりになるものでござりますから、大変事務的で恐縮でござりますけれども、同じ規定ぶりの条項をまとめた結果として独立の条文がなくなつたということで、関係の方々に不安を与えたのは誠に申し訳ないでござりますが、そういう薬剤部

を廃止するとかなくすとかということでは決してないでございます。

○藤井基之君 今、お答えいただいたんで私は理解したいんですけれども、実際に私のところにもやはり薬剤部の職員の方々からいろんな投書なんかがございまして、それによる、やっぱりもう文部科学省の方針で薬剤部は他の部署に統合されると、具体的に組織の検討を大学がやつているんだと、具体的に組織の検討を大学がやつているんだと、そういう話が実はもうちまで言われているわけです。文部省はそれを知っているんでしようかね、文部科学省。私は、今局長がお答えいたいたようなことで、私もそう理解したいんですよ。今、医療において薬剤使わないなんという医療は考えられないんです。

先般の薬事法の審議の際にお話があつた、例えば輸血の問題についても、輸血のセクションなんかもこれからこういった組織のいわゆる独立法人化に伴つて、何というんですか、経営的にといいましょうか、そういう観点から適切な人材の配置を極力、勝手にやれるようなと言ふと言葉は悪うござりますけれども、文部省はもう関与しない、好きにやつたらいいですよ、そのためには邪魔になるところの規則は全部外しておいてあげます。どうもそうも取れるんですよ。

先般、衆議院で、厚生労働委員会でこの問題審議された際に、文部科学省はこういうふうに答えられて、何とお尋ねをいたしました。それで、私は、今、医療において薬剤使わないなんという医療は考えられないんです。文部省はもう関与しない、好きにやつたらいいですよ、そのためには邪魔になるところの規則は全部外しておいてあげます。どうもそうも取れるんですよ。今回の改正は薬剤部を廃止したり統合することではないと、現場でそのようない理解をまだされていないようであれば、今後とも周知徹底をすると答弁されているんですよ、二か月前に。その後、何か周知徹底の努力をされたんでしょかね。

○政府参考人(工藤智規君) 御指摘のよう、薬剤師の方々の役割が大変重いというのは私ども十分認識した上での話でございまして、五月十七日に衆議院の厚生労働委員会での御質問がございました。それを受けまして早速、いろんな集まられる先生方の御都合もございましたのであれでございま

すが、五月の三十一日には国公立大学の薬学部長がお集まりの会議が都合が付きましたので、そこで

の会議、さらには六月十日には医学系の国立大学の学長会議、六月二十日には国立大学の医学部附属病院長会議、さらにはこの七月四日には同会議の常置委員会などが開かれましたので、そういう機会をいろいろ見付けまして、私ども、決して

こういうことではないということを申し上げたところでございます。

先ほどの、医療事故、特に薬に由来する医療事故が多いという現実もありますし、特に安全で安心な医療の提供ということから医薬品に関する専門家としての薬剤師の役割は大変大きうございまして、医療の安全への関与、あるいは患者の視点に立った服薬指導とか、あるいは医師の处方に対する監査など大変重要な役割があるのでござりますので、薬剤部の充実を図るべきことはあります。それをないがしろにするとか廃止するというのは決してあってはならない、私ども全くそのことは毛頭考えていないところでございます。

○藤井基之君 ありがとうございました。

文部省の、いろいろ政府委員の今の御説明、私もそう信じたい、そのとおりだと思っておりますので、是非そのような対応を取つていただきたいと存じます。後があるそつですから、これで結構でございます。ありがとうございます。

特定療養費の問題についてお尋ねをいたしたい

と存じます。

特定療養費制度というものについてはもう御案内のとおりでございますが、いわゆる日本は、我が国というものは保険診療でやつてあるわけございまして、保険診療だとどうしても保険で行つていいですよという診療の範囲というのがおのずかに限定をされてくるわけでございますね。そうすると、非常に新しい技術が、医学技術が進歩して、発展して、開発されたときに、それを保険で使うかどうかということというのは、ある程度保

険診療の範囲というものを決めなきゃいけないと思います。もちろん、これは当然そういう問題が常に起こるわけでございまして、これは

その運用をしてもらうということに最終的に答えは行き着くのかもしれませんけれども、この特定療養費についてお尋ねをしたいと思うんですね。

これも先日の参考人質疑のときにも少し申し上げたんですけども、実は、国際医療福祉大学の副学長が先般このような講演をなさつた、あるいはお聞きになられた先生がいらっしゃるかもしれません。

内容はこういうことです。日本の保険医療では、保険診療と私費診療との二つを一つの診療の中で同時に行つてはならないという混合診療の禁止の制度があります。この制度のために、新しい診療技術が開発されても、国民皆保険の日本ではそれが医療保険で採用されるまでなかなか普及できませんが。

文部省の、いろいろ政府委員の今の御説明、私もそう信じたい、そのとおりだと思っておりますので、是非そのような対応を取つていただきたいと存じます。後があるそつですから、これで結構でございます。ありがとうございます。

特定療養費の問題についてお尋ねをいたしたい

と存じます。

この制度というのは、特に我々が意識しておりますが、高価な機器であるとか高度な技術を必要とするいわゆる高度先進医療について適用されているという。私、もちろんこれは、新しい診療技術というのはすべてがすべて高度の先端的な医療ばかりぢやなくて、実際には、ある意味で、簡単というと言葉は悪うござりますけれども、そんな高度と言わなくとも適用できる新技術というものが既にそのガイドラインを作られている一般

化しているような診断技術でも、日本においてはまだ日常診療として普及していないようなものがある。

これは日常診療として普及させるために、例えば専門医の実践の積み重ねであるとか、いろいろな行政側も努力をして、そして日本の医療の質を上げていくくという、そういうことが必要になつてくるんじやないかと思うんですね。この混合診療の問題について、歯止めを設けてもいいからもつと前向きに対応したらどうですかと、これが実は先ほど申し上げました国際医療福祉大学の先生の御主張であるんですね。

私も、この医療制度の、新しい医療、特に二十世紀というものはライフサイエンスの時代、生命科学の時代と言われている。新しい医療技術や新しいお薬がどんどん開発されて、それによつて患者さんに裨益されることが多いと思うんですね。ところが、皆保険制度で余りにも縛ると、それらが一般診療に使われないという弊害が出る。ですから、ここにいわゆる特定療養費の仕組みと

私は、是非この仕組みをうまく運用していただきたいと思うんですね。そして、医療における我が国が今まで皆保険制度によって世界で最も長生きできる、医療環境つてはばらしいんだと、コストエフェクトも非常にいいんだと言われている、それをこれからも守つて、これからもどんどんどんどんもつともつといものにしてもらいたい

思うんですね。

私は、この制度の運用について是非これからどういう方針でこの制度を運用されようとされているのか、お尋ねしたいと存じます。

○政府参考人(大塚義治君) 御指摘のございまして、わざわざ特定療養費制度の活用でございますが、問題意識と申しましようか、論点といたしましては、私どもも、委員御指摘のような感じでこの特定療養費制度というものをうまく合理的に活用するということは非常に大事な課題だらうと考えております。

もう少し具体的に申し上げますと、混合診療が原則禁止とされておりますのは、これも既述に説法で恐縮でございますけれども、特殊な療法が入つてくるということ、これはまた避けなければいけませんし、また別の面では不合理な患者負担を増大させるおそれもあるということで、限定的に、原則禁止しながら、一つには一般的な新しい医療技術、医療保険として採用できるものは、これは積極的にまず取り入れていくと。しかしながら、高度な技術というのが一挙に普及するわけではございませんから、一方では患者のニーズなどに合わせて特定療養費制度という仕組みを導入したわけでございます。

これまでも相当数の技術がこの特定療養費制度の仕組みの中で対象として指定されていますけれども、私どもも、率直に言いまして、少し運用がハードかなと、きついかなという感じを持っておりまして、例えば、今は施設と技術と両面から個別に指定をしているわけでございます、承認をしてお話をさせていただきたいと存じます。

厚生労働省だけではございません、文部科学省もそうなんですが、医療費の適正化の一環ということで、特許が切れたお薬の、その特許切れに対する市場に出でまいりましたいわゆる後発医薬品について御説明いただきたいと存じます。

○藤井基之君 よろしくお願ひしたいと存じます。
それから次に、医療費抑制策として取り上げられております薬剤費の適正化に対する問題についてお話をさせていただきたいと存じます。

厚生労働省だけではございません、文部科学省もそうなんですが、医療費の適正化の一環ということで、特許が切れたお薬の、その特許切れに対する市場に出でまいりましたいわゆる後発医薬品について御説明いただきたいと存じます。

○藤井基之君 一昨日、参考人の先生にこの問題をお伺いをしました。どうして日本において世界と比べて後発医薬品の使用が伸びないんですかと、こういう趣旨のことをお伺いしたんです。そ

れすると、このようにお答えになつているんです。やはり最終的には、いろいろな理由は別にしましても、最終的には医師が医学的判断でその患者さん最も適切なお薬を処方するときに、そのお医者さん自体が後発医薬品というものに対するやはり信頼感が少ないからなんだと、こう言つているんですよ。

だから、価格問題だとかあるいは行政の上からの通達で単純にこれは後発使用が増えるとはやつぱり思えないと存じます。

○政府参考人(河村博江君) 国立病院・療養所における後発医薬品の使用促進について指導通知といいましょうか、そういうふたつを出されたというふうに伺つておりますが、その内容について御説明いただきたいと存じます。

会、中医協におきましてもそうした問題意識を提起いたしまして、今御議論を賜るということになりましたおるわけでございます。

それから、薬の点につきましては、今回の診療報酬改定におきまして、一つは、これはそう大きな話ではございませんけれども、薬事法で承認された後、薬価収載前という一定の期間の中での扱いといいたしまして、これも特定療養費の対象といつましたし、今回薬事法改正に伴いまして、医師主導の臨床研究に対しても治験という仕組みを導入すると。それに対しまして、この薬剤、その使用に係る薬剤につきましては、これは特定療養費制度の対象とするということを考えております。

こうした形で現実のニーズに、またあるいは医学の進歩に、一方では医療保険制度の円滑かつ安定的な運営ということを勘案しながら、この特定療養費制度というのがもう少し効果を發揮できるように、役割を發揮できるようにという観点で今後私どもも検討し、また関係者と協議をしてまいりたいと考えております。

○藤井基之君 よろしくお願ひしたいと存じます。

それから次に、医療費抑制策として取り上げられております薬剤費の適正化に対する問題についてお話をさせていただきたいと存じます。

厚生労働省だけではございません、文部科学省もそうなんですが、医療費の適正化の一環ということで、特許が切れたお薬の、その特許切れに対する市場に出でまいりましたいわゆる後発医薬品について御説明いただきたいと存じます。

○藤井基之君 一昨日、参考人の先生にこの問題をお伺いをしました。どうして日本において世界と比べて後発医薬品の使用が伸びないんですかと、こういう趣旨のことをお伺いしたんです。そ

れすると、このようにお答えになつているんです。やはり最終的には、いろいろな理由は別にしましても、最終的には医師が医学的判断でその患者さん最も適切なお薬を処方するときに、そのお医者さん自体が後発医薬品というものに対するやはり信頼感が少ないからなんだと、こう言つているんですよ。

だから、価格問題だとかあるいは行政の上からの通達で単純にこれは後発使用が増えるとはやつぱり思えないと存じます。

○政府参考人(河村博江君) 国立病院・療養所における後発医薬品の使用促進について指導通知といいましょうか、そういうふたつを出されたというふうに伺つておりますが、その内容について御説明いただきたいと存じます。

会、中医協におきましてもそうした問題意識を提起いたしまして、今御議論を賜るということになりましたおるわけでございます。

それから、薬の点につきましては、今回の診療報酬改定におきまして、一つは、これはそう大きな話ではございませんけれども、薬事法で承認された後、薬価収載前という一定の期間の中での扱いといいたしまして、これも特定療養費の対象といつましたし、今回薬事法改正に伴いまして、医師主導の臨床研究に対しても治験という仕組みを導入すると。それに対しまして、この薬剤、その使用に係る薬剤につきましては、これは特定療養費制度の対象とするということを考えております。

その内容といたしまして、院内の薬剤委員会等の活性化を図つた上で、例えば、具体的に申し上げますと、医薬品の新規採用時におきまして後発医薬品の採否について必ず検討しなさいということとでありますとか、あるいはナショナルセンター等を含めまして他の国立病院において現に採用さ

か。薬価基準だつて局方名で収載しているんじやないですか、規格だ。そうすれば品目数を増やさなくていい。安全対策の観点からもその方がまずやるべきこと。

そして、局方品であればお医者さんに対する信頼感というのは私はあるんだろうと思うんです。

中途端に、特許が切れた訳の分からぬ後発品だと言うから、お医者さんはそんなもの知らないとか信頼していないと、こういう話になるんじゃないでしょうかね。保険局長はどう思われます。

○政府参考人(大塚義治君) ネーミングといいましょうか、言葉の使い方の問題は確かに人によつて受け止め方が違うわけでござりますので、御指摘は御指摘としてよく私ども考え方としていただきたいと思いますが、やはり現実には日本の、いわゆる後発品と言うとしかられるのかもしれませんのが、從来その言葉で議論としていたいと思いますのでお許しを賜りたいと思いますが、このシェアは極端に低いわけでございます、諸外国と比べまして。

したがいまして、これは、一つはおつしやつたような背景、構造的なといいましょうか、大きな背景があることも事実だらうと思ひますので、そういう後発品取組というのも必要だらうと思いますし、その中にはあるいはそのネーミングの問題もあるのかもしれません。私どもの問題意識としては余りにも極端に違う。一方では、所定の審査を経て市場に出回つてゐる医薬品でござりますから、このギャップというのはやはり何とか転換をしていかなきやならない。これも強制的にできる手段を幅広く取つて進めていく、こういうことだらうと思っております。

ちなみに、今回の診療報酬改定上も、処方せんの発行の際に一定の差を付けるといったような形でそのインセンティブを付けられないかと試みをいたしておりますが、いずれにいたしまして取り組む範囲、手法は幅広いんだろうと思ひます。

今後の課題にさせていただければと存じます。そういう点も御指摘のとおりだと思いますし、名前の付け方につきまして私どももよく考えさせていただきますが、そういったことも含めます。

○藤井基之君 医師の信頼を得るために、その方策として、厚生労働省でいわゆる日本版オレンジブックの作成ということ、品質においては遜色はないんだということを実験されて品質管理をされているというふう伺つております。それを所管している薬務局長、それだけで医師の信頼が醸成できるとは私はどうも思えません。

それからもう一点お伺いしたいのは、国の指導を受けて、例えば院外処方せんの二点、まあ後発品にしたら点数を高くしてあげます、お医者さんに二点与えますよと、先ほどの保険局長のお答えにあつたようなことで、じゃ増えていくかといつたら、確かに少しずつ増えていくと思うんですね、まだその統計的な数字出ないかもしれませんけれども。

ただ一つ、最近、医療機関に聞きますと、厚生労働省あるいは文部科学省の指導によつて病院内に二点与えますよと、先ほどの保険局長のお答えにあつたようなことで、じゃ増えていくかといつたら、確かに少しずつ増えていくと思うんですね、まだその統計的な数字出ないかもしれませんけれども。

○政府参考人(宮島彰君) 今御指摘のオレンジブックにつきましては、従前より、いわゆる後発品につきましてはその品質性について、特に溶解性において問題があるということで、いわゆるその溶解性についての再評価を行いまして、順次オレンジブックに掲載して、その品質の同一性といふものを周知してきたところでございます。

御指摘の注射剤の方につきましては、本来的に医薬品は審査の際にちゃんと品質を審査した上で承認していますので、私どもとしては品質においては何ら遜色ないといふうに思つておりますけれども、や御指摘のような見方ということもありますれば、やはりその点についても適正な御理解をいただくよう努力をしていかなければいけないというふうに思つています。

今回の実は薬事法の改正の中でも、今この中にも御指摘いただきましたように、いわゆる局方品の関係で、現在の局方が実態とかなりもう乖離しているという点が前々からも問題になつておきていて、局方に関する規定も改正いたしましたので、局方の収載の品目数を増やして実態とともに對して、処方する側も若干じくじたるものがあるのかもしれません。私どもの問題意識としては、それで、そういう状況で国からの指導も強いと。だつたら病院はどうするんだといった信頼を得るという形もこれから進めていきたいと信頼を得るというふうに思つておりますので、そういう環境整備をしながらいわゆる後発品、ジェネリックに対する信頼性の確保を進めていきたいというふうに思つております。

○藤井基之君 大臣、最後にいかがでございましょうか。

○國務大臣(坂口力君) 先生のお話をずっとお聴きをしながら、医療の世界というのは随分いろいろの点で検討しなきやならない点が多いなというふうに思つておられます。

ふうに思いながら聞かせていただいていたわけですが、この薬の問題も本当は局方名でいりますけれども、そういう流れで見たら、注射の製品についてもそういう品質管理を国として、こういう規格だから問題がないということをやります。そういう点も御指摘のとおりだと思いますが、それは間違うじゃないかという話もありますけれども、そこは薬を製造していただきますときに、よく似た名前で同じような色で同じような形のものを作るということを、そこを避けていたくようにお願いをすれば、三種類が五種類になります。なつたからといって、そんなに私は問題はないのではないかというふうに思つておられる次第でござります。

安全性的面からいきますと、いろいろなものを使うと、それは間違うじゃないかという話もありますけれども、そこは薬を製造していただきますときに、よく似た名前で同じような色で同じような形のものを作るということを、そこを避けていたくようにお願いをすれば、三種類が五種類になります。

まだ各方面でこのことにつきましてもかなりいろいろの手だてを行い、いろいろのこれから努力を積み重ねていかきやならない分野であるといふうに思つております。

まだ各方面でこのことにつきましてもかなりいろいろの手だてを行い、いろいろのこれから努力を積み重ねていかきやならない分野であるといふうに思つておられます。

○藤井基之君 ありがとうございました。

○入澤肇君 久しぶりにこの委員会で質問させていただきます。大変ありがとうございます。

私は、衆議院の議事録等読んでまいりましたので、可能な限り基本問題に關しまして御質問申し上げたいと思います。重複がありましたらお許し

願いたいと思います。

実は、政府・与党の社会保障協議会におきまして、いろんな議論ございました。人口には三方一両損ということが膚浅しておりますけれども、私は当初から、三方一両損だけでは駄目なんで、やはり制度の基本問題についての改革が同時セットでなくちやいかぬというふうなことを主張してまいったんですけども、法律では、おむね二年を目途に基本的な改革を行うということになりますので、一応納得しているわけあります。

それにしても、構造改革とか抜本改革だと、いろんな言葉があるんですけれども、どうもその内容が必ずしもよく分からん。それから、イメージがそれぞれ先行しております。人各様なイメージを持つておるというふうな状況じやないかと思うんです。

そこで、この医療制度の抜本改革につきましては、私はこんなふうに考えてみたらいんじやないかと思つています。一つは、前提としては当然のことながら、こういう国民皆保険制度を堅持する。それから、堅持するために安定的、持続的なシステムを維持する。この二つが前提でございまして、そのためにはどうするかという抜本改革の視点として、私は五つ指摘できるんではないかと思つております。

一つは、医療に関する保険負担、保険あるいは窓口負担の、国民負担の限度をどの程度まで認

めることができますか。要するに、社会保障関係のいろんな負担と公租公課を含めまして、一応国民負担率五〇%以内というふうなことを言わでいますけれども、その中で医療保険負担の位置付けをどのようにするか。それから、応能負担と応益負担についてどのようなバランスを得るか。もう一つは、毎年増大している医療費の伸びを、何といっても国全体の経済財政の枠組みを超えて大幅に伸ばすわけにいきませんので、その経済の伸び率との関係はどうのうにバランスを取りか。負担関係ではこういうふうなことが一つ指摘できるんじやないかと思います。

それから二つ目には、先ほども藤井先生からお話を、質問の中にありましたけれども、最新の科学技術の発展の成果を、リーズナブルなコストでこの医療保険制度の中などのようにして速やかに取り入れていくか、そのシステムをどのように構築するか。

例えば、新薬の開発にいたしましても医療診断の機器の開発なんかも、これも日進月歩でありますし、それからまた制度としては、特定療養費制度なども先ほど御指摘がありましたようにあるわけでございます。最新の技術成果をどのようにリーズナブルなコスト、国民が納得し得るコストで保険制度に組み込んでいくかと、こういう視点が指摘できるんじやないかと思います。

三つ目は、密室での医療とか、それから医療過誤の問題でいろいろと指摘されておりますけれども、お医者さんとか薬剤師さんとか、プロ中心のいわゆるクローズドシステムの医療制度を、一般国民が理解し得るオープンシステムにするにはどうのうにしたらいか。一番難しい問題は、その中で、後で触れますけれども、診療報酬体系をもつと国民に分かりやすいものにすることが必要で、そのためにはどうするかという視点でございますけれども、このクローズドシステムをオープンシステムにするということが三つ目の視点でござります。

四つ目は、少子高齢化に対応いたしまして、現

に医療費に占める高齢者医療費の割合が急速に伸びております。高齢者の人口の伸び、毎年四%、これを上回つて八%の割合で伸びてているというふうに言われますけれども、この高齢者医療費をどの程度まで抑制できるかどうか。それから五つ目は、五千幾つ、非常に分立していきますが、今申しましたような視点とアプローチの仕方で進めることにつきまして、大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(坂口力君) 今お話をいただきましたように、抜本改革とどうふうに言いますときに、それぞれの方がイメージしておみえになりますことは違うように思います。ここをどのようにしていくかというだとうふうに思つておりますが、今御指摘になりました五つの視点といふやうなことだと思います。

非常に抽象的な言い方をいたしますと、一つは、いざれにいたしましても大変大事な視点を指摘をしていただきたいというふうに私も思ひながら聞かせていただいたところでございます。

非常に抽象的な言い方をいたしますと、一つは、いざれにいたしましても大変大事な視点を指摘をしていただきたいというふうに私も思ひながら聞かせていただいたところでございます。

○入澤謹君 ありがとうございます。
それでは、その基本的な課題の第一としまして、診療報酬体系の見直しについてお聞きしたいと思います。
どうも点数で表示される現在の診療報酬体系はよく分からぬないです。今の体系というのは、出

か関係団体から出されている資料を見ましても、もう改革の課題がたくさんあります。あんまりやり過ぎてどれが本当に重要なのかよく分かりません。

そこで、改革の課題につきまして、基本的な課題、それから現行制度の改善で対応できる課題、この二つに分けてアプローチすることが必要じやないかと思つてます。

私は、基本的課題としましては、一つは診療報酬体系の在り方の見直し、それから高齢者医療制度の新しい制度の確立、それからさらには保険者間の財源調整や財政問題への対応、これが基本的な課題じゃないか、この三つが基本的な課題として指摘できるんじやないかと思つてます。

これから、現行制度の改善で対応できる課題としましては、これは今回実現しましたけれども、総報酬制の導入とか、あるいはレセプト、カルテ等のIT化だとか、あるいは公的保険の範囲の見直しとか、こういうものは現行制度の改善で対応できる問題。このように、基本的課題と現行制度の改善でできる課題を分けることが議論を深めるためには必要じやないかと思つてます。

そこで、まず最初に大臣にお伺いしたいんですけれども、抜本改革と言われますけれども、私が今申しましたような視点とアプローチの仕方で進めることにつきまして、大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

もう一つ加えますと、先生が制度を変えなくてはできないというふうにおっしゃいました部分により多く入るかと思つますが、これは、医療の質を上げますために現在の制度の中でもでき得ることばかりさんあるわけでございます。いわゆるIT化の問題でござりますとか、あるいはまた医療の内容が非常に複雑になつてしまりますから様々なミスも起つてくる、それをなくしていくためにどうしたらいいかとか、そうした問題もこれあるわけでございまして、また内容の公開の問題等もその中には含まれている。そうしたいわゆる医療の質を上げる部分。

大きく分けて挙げれば、この四つに私は分類できるのではないかというふうに思つてますから第五つは、五千幾つ、非常に分立していきますが、今御指摘になりました五つの視点といふやうなことだと思います。

来高松を中心据えまして、人件費、材料費、あるいはキャピタルコストを積み上げて報酬を決定するという、そういうコスト主義ではなくて、相対的な評価でその時々の診療科の経営状況に応じて点数が決められているというふうに言つていいんじやないかと思うんです。

私は、国民福祉委員会あるいは予算委員会でも御質問を申し上げたんですけども、一次医療圈あるいは二次医療圏ごとに、診療所、専科、総合病院等々の病院経営に要する経費、それをいわゆるドクターフィーとホスピタルフリーに分けましてコストをきちんと調べて、そして疾病ごと、医療行為ごとのデータベースを蓄積して診療報酬体系を新しく作り直すということが必要じやないかなと思うんです。

ある手術をして一万点の請求が来たと。一万点の中にはお医者さんの診断料はどのくらい入っているんだろうか、看護婦さんの技術料はどのくらい入っているんだろうか、それからまた、病院の経営には水道、光熱費だとあるいは掃除代とか、いろんなものが入ると思うんですけれども、そういうものがどうなつてているんだかさっぱり分からぬわけあります。そこで、一度きちんとコストを計算した上で、調べた上で、それから新しい診療報酬体系を作っていくことが必要じやないかと思っているんですけれども、いかがでしょ。

○國務大臣(坂口力君) 診療報酬体系の中身をどういうふうに整理をしたら国民の皆さん方からもあるいは医療従事者の皆さん方からも理解をしていただけるのか、これはいろいろな考え方があると思いますし、これまで非常に難しい問題だとうふうに思いますけれども、私は重要な尺度といふものを三つぐらい挙げていて、ざいます。まだほかにもあるかもしれません。

しかし、その中の一つは、今、先生もお挙げになりましたコストの問題だうう思います。一つはコスト。このコストにつきましては、いわゆる人件費、人件費はいわゆるドクターフィーとい

ものとドクター以外のコストというものは私ははつきりさせた方がいいんではないかというふうに思つております。それから、経費の方につきましては、これはやはり薬剤費と薬剤費以外の経費で見ますと、その中身は五〇%が人件費、その他といふものを私はここははつきりさせておいた方がいいんではないかというふうに思つています。

ただ、ただ掛かるものなのかなと。

それからもう一つは、やはり重症度と申しますか、重い人も軽い人も同じコストというのではなくて、やはり重症度というものは加味すべきでは

ないか。それにもう一つ、どれくらい時間が掛かるのか。三分で診る人も三十分で診る人も一時間で診る人も同じコストというのではやはりいけないだらう。要した時間といふものは一つの物差しになるのではないか。

大体こうしたことを中心にして、診療報酬体系というのをもう一度整理をし直すということにしますが、個人はそういうふうな考え方をしていまして、皆さん方にもいろいろと御議論をいただいているところでございます。ですから、私は余り先走ったことを言つてはいけないわけでございまして、皆さん方にいろいろと御議論をいただいています。ですから、私は念頭に置いてひとつ分かりやすい診療報酬体系に

なるのではないかとお聞きしたい。これは局長でも結構ですよ。

○政府参考人(大塚義治君) 現在の診療報酬の算定につきましては、通常、予算編成時にただいま御指摘ございました医療経済実態調査その他のデータに基に論議をするとして予算としては年末に大枠を決めるわけでございますが、今回の本年度の診療報酬改定全体をいたしましては二・七%の引下げを行つたわけでござりますけれども、そのうちのいわゆる薬剤あるいは材料以外の部分につきましては一・二%の引下げでございまして。この一・三%といいますのは、今日の物価あるいは人件費の、特に人件費が影響が多いわけでござりますけれども、物価、人件費の動向も勘案して、その状況とほぼ近い数字でござります。

ただ、医療の場合には、一つにはそれだけで、物価、人件費だけで論議ができるないところがござります。医療そのものが日進月歩と言われますよ

うに非常に変化の多い分野でございますし、診療

科目なども非常に多岐にわたる、あるいは診療形

態も多岐にわたります。したがいまして、ダイレ

クトにそれを一種のルールのような形にするとい

うわけにはなかなかいかない面がござりますけれ

ども、経済実態調査なども有力な材料としなが

ら、また当然のことながら、その時々の経済状

況、つまり物価、人件費などの状況を勘案して、やはりそこは総合的な判断で議論をし、そのときの状況に応じて判断をしていく、総合的な判断をするということになるのではないかというふうに思つています。

要するに、医療費の抑制ということが一つ言わ

れてますけれども、リストラして大変に失業者が増えてる、あるいはそれぞれの企業におきま

して、医療報酬体系がきちんとできるまでの間、医療経済実態調査を基にして、人件費の部分だけで

も抑制効果が出るような診療報酬体系の点数の運用というのはできないのかどうか、こちら辺につきまして考え方をお聞きしたい。これは局長でも結構ですよ。

○政府参考人(大塚義治君) 現在の診療報酬の算定につきましては、通常、予算編成時にただいま御指摘ございました医療経済実態調査その他のデータに基に論議をするとして予算としては年末に大枠を決めるわけでございますが、今回の本年度の診療報酬改定全体をいたしましては二・七%の引下げを行つたわけでござりますけれども、そのうちのいわゆる薬剤あるいは材料以外の部分につきましては一・二%の引下げでございまして。この一・三%といいますのは、今日の物価あるいは人件費の、特に人件費が影響が多いわけでござりますけれども、物価、人件費の動向も勘案して、その状況とほぼ近い数字でござります。

ただ、医療の場合には、一つにはそれだけで、物価、人件費だけで論議ができるないところがござります。医療そのものが日進月歩と言われますよ

うに非常に変化の多い分野でございますし、診療

科目なども非常に多岐にわたる、あるいは診療形

態も多岐にわたります。したがいまして、ダイレ

クトにそれを一種のルールのような形にするとい

うわけにはなかなかいかない面がござりますけれ

ども、経済実態調査なども有力な材料としなが

ら、また当然のことながら、その時々の経済状

況、つまり物価、人件費などの状況を勘案して、やはりそこは総合的な判断で議論をし、そのときの状況に応じて判断をしていく、総合的な判断をするということになるのではないかというふうに思つています。

○入澤謹君 今申しましたのは、間もなく平成十五年度予算編成が始まりますけれども、薬価差益を還元して技術料に戻すというふうなことはなかなかもうその余地がなくなつてきたと。そうしまして、別の視点から医療費の伸びについてアプローチしなくちゃいけないということで、その一つの考え方として申し上げたわけあります。

その次に大きな問題は、第二番目の問題は、高齢者医療制度であります。

望ましい高齢者医療制度はどういうことかとい

うことについてはいろんな角度から議論をしなくちゃいかぬわけでござりますけれども、保険制度という面から見ると、医療費の財源についての保険料、それから公費、患者負担をどう組み合わせていくか。それから、若年者の支援が今でも例の拠出金制度を含めまして大変問題になつていま

すが、どの程度可能かということが指摘されてい

ることはもう言うまでもないことでござります。

今まで各医療関係の団体等からいろんな案が提

案されております。独立方式あるいは突き抜け方

式、年齢リスク構造調整方式、あるいは全部一本化すると、そういうふうな方式、この四つについ

て提案がなされておりますけれども、それぞれに

ついでメリット、デメリットがあると思うんで

す。しかし、メリット、デメリットを調整しながら、やがて、しかしおおむね二年を目途にですか

ら、一つの方式を採用しなくちやいけない。現

在、どのような考え方をお持ちかをお聞きしたい

と思います。

○國務大臣(坂口力君) ここもなかなか難しいと

ころでございますが、今御指摘いただきましてござります。この中の方式が今挙げられてるわけでござります。この中の方式をどれを取るかというと

していただきまして、ありがとうございます。

確かにコスト、それから重軽度あるいは時間これらを区分しながらデータベースを蓄積して新しい仕組みを作ることが必要じやないかと思ふんですが、若干の時間が掛かる。当面、緊急に

い、今までここをどのようにして入ったものですから、結局のところまとまらずに今日に及んでいるということだというふうに思います。

したがいまして、どの方式であるにしろ、突き詰めていきますと、一般財源と保険料と自己負担とを大体どのくらいな割合にするのかということに私は尽きてくると思うんですね。ですから、この割合をどうするか、高齢者医療の話ですよ、高齢者医療の部分のここをどうするかということをまずそこで意見の集約をすることが大事ではないかと。そして、そこを決めて、それじゃそれにふさわしい制度として一番何がいいかという順序で考えていかないと、ここはなかなか乗り切れないという気持ちをいたしております。

今お挙げをいただきましたそれぞれの方式にはそれぞれの長所、短所があるわけでございまして、これはもう私が言うよりも局長から言つてもらつた方がうまく言つてくれると思いますので譲りますけれども、全体としてはそういう考え方をいたしております。

○政府参考人(大塚義治君) 既に委員よく御存じでございますので、あえて私から細かく御答弁申し上げる必要はないかと存じますけれども、お尋ねでございますので。

従来、私どもも様々な資料の形で公にしたものもございますけれども、俗に四種類ほどの大きな御提案がございます。

一つには、高齢者を言わば抜き出して独立の方式として考えるという、これも様々なバリエーションはあると思うのでござりますけれども、基本的に高齢者を抜き出すということが妥当かという考え方の問題。それから、財政的に耐え得るかとか。もちろん、高齢者だけでは当然一つの保険ということは現実には無理でございますから、公費あるいは保険料、特に若い世代からのバックアップというのをどう考えるかという、財政の仕組みがうまくいくかと。さらには、単純に、現行の制度と比べますと、別に高齢者をくくりますと、バリエーションはあるという前提でござります。

ざいますけれども、市町村国保に財政負担が更に現行よりも増大するといったような論点がござります。

それから、いわゆる突き抜け方式と言われますように、現役世代の最後に属した保険者にそのまま将来、高齢になつても属するという仕組みの御提案につきましては、一つには実務面の問題、果たしてそういう実務が可能かという面。それから

一方では、被用者グループあるいは国保グループというグループの分け方が正しいかどうか分かりませんけれども、一種の帰属感という意味で、その助け合いという意味で納得得られやすいのではないかという議論もございますけれども、これも単純計算をいたしますと、単純な仕組みで考えますと市町村国保の負担が今よりも重くなる、こうしたバランスの問題をどう考えるかといった論点がございます。

それから、三つ目の御提案として、一つの代表例といたしましては、年齢リスク構造調整と言われるような方式でございまして、現行制度のように分立した制度、それはそれとして一定の価値を認めまして、その代わり、各保険者あるいは制度間の言わばそれぞれの責めによらない要因による医療費負担、保険料負担というものはこれを調整する。主として年齢格差、年齢リスク構造調整という方式でこれを調整するという方式でございまします。それがこれについては、現行の老人保健制度が一定程度の中身が若干変わりました。対象年齢を七十五歳に段階的に引き上げていく、それから公費を三割から五割に引き上げていく。これは、今後新しく高齢者医療制度を作るに当たって暫定的な意味合いを持つのか、あるいはこれがベースとなつて、更にその上に、いわゆる既得権となつてその上に制度が積み重ねられていくのか、ここについての見通しはいかがでしょうか。

○政府参考人(大塚義治君) 私どもといたしましては、暫定的という前提では必ずしもございませんけれども、一方で今後の検討課題、特に重要課題といたしまして新しい高齢者医療制度の在り方についてのものを考えてまいりますが、考えるといふことにいたしておりますので、その結果、方向性というもののが今後の、人口構成から見ましても、ある

とでございますから、恐らくその場合には高齢者医療制度はその制度の中に吸収されてしまうということになりますと、所得形態の違いあるいは所得捕捉の問題、かねて議論のございます課題が今日もなお大きく横たわっていると、こういうことが克服し得るのかどうか、こんなような課題がある。

大変雑駁でございますが、委員よく御承知でございますので、御説明が非常に雑駁でございますが、お許しを賜りたいと思います。

○人澤肇君 一つの制度を作るというのは非常に難しいと思うんですね。今、高齢者医療制度につきましては、大変多くの方々が知恵を絞つてこのようないつの方程式というのを提案されておりますけれども、大臣が御答弁されましたように、新しさからやはり取り組まなければ、甲乙付け難くて決着が付かないということじやないかと思うんです。是非、鋭意検討していただきたいと思います。

ただ、その際、今回の法律改正で高齢者医療制度の中身が若干変わりました。対象年齢を七十五歳に段階的に引き上げていく、それから公費を三割から五割に引き上げていく。これは、今後新しく高齢者医療制度を作るに当たって暫定的な意味合いを持つのか、あるいはこれがベースとなつて、更にその上に、いわゆる既得権となつてその上に制度が積み重ねられていくのか、ここについての見通しはいかがでしょうか。

○政府参考人(大塚義治君) 私どもといたしましては、暫定的という前提では必ずしもございませんけれども、一方で今後の検討課題、特に重要課題といたしまして新しい高齢者医療制度の在り方についてのものを考えてまいりますが、考えるといふことについての見通しはいかがでしょうか。

三つ目の基本的課題は、保険者の統合再編を含む医療保険制度の体系の見直しでございます。

現在、五千を超える大変な数の保険者が分立しています。アメリカや諸外国はそんなにないんですね。保険団体の規模の国際比較を見ますと、日本が保険者数で五千二百四十四、一保険者当たりの平均加入数二・四万人。ドイツは四百二十、一保険者当たりの平均加入数が十七万人。フランスは、これ十五ですね、十五、約五千万人が一般制度に加入、他の保険者は数十万人から百万人が一般的だと。アメリカは六百四十三で、一保険者当たり平均加入数十二・六万人という数字がござい

ます。も、非常に重要な対象になるというのが一つ。これは、やはり構造として今後ともそれは変わらないだろうと思っている点が一つでございます。

それから、公費につきましても、高齢者につきまして他の世代と区分することが合理的かどうかという議論はあるわけですが、いずれにいたしましても、高齢者が相当程度現役世代に比べれば医療費が高いと、一人当たりに直しますとどうしても医療費が掛かるという、これまで構造は変わらないわけでございまして、その点に着目いたしますと、やはり高齢者について公費の役割が、そういう質的な面では今後の検討の前提といふことになると言いましても、決め打ちはできませんけれども、過言ではないかなというふうに考えております。

○人澤肇君 いずれにいたしましても、今回の高齢者医療制度の改革というのは、暫定的というよりも、むしろ今の御答弁にもありましたように、そのベースとなって新しい制度が展開されるんじやないかというふうな私は認識を持っているんですけども、鋭意検討していただきたいと思います。

三つ目の基本的課題は、保険者の統合再編を含む医療保険制度の体系の見直しでございます。現在、五千を超える大変な数の保険者が分立しています。アメリカや諸外国はそんなにないんですね。保険団体の規模の国際比較を見ますと、日本が保険者数で五千二百四十四、一保険者当たりの平均加入数二・四万人。ドイツは四百二十、一保険者当たりの平均加入数が十七万人。フランスは、これ十五ですね、十五、約五千万人が一般制度に加入、他の保険者は数十万人から百万人が一般的だと。アメリカは六百四十三で、一保険者当たり平均加入数十二・六万人という数字がござい

ても数が多過ぎる。この結果、要するに、特に今、被用者保険について大変な問題が出てきて、被保険者の減少が進む中で經營がうまくいかなくなつて、そして解散する保険者数が増大している。国民健康保険組合など市町村を通じまして大変な陳情合戦をやつております。

これについて政府・与党の協議会におきましても、ステップ・バイ・ステップで、例えば市町村の単位を都道府県単位にする。さらに、国民健康保険の中で財源調整した後、政管健保とか他の保険者との調整まで踏み込めるかどうか、さらには共済も含めて一本化するかどうかというふうなことと議論されましたけれども、これについての見通しなんですけども、どういう環境条件を整備すれば保険者の数が減つてそしてまた財政基盤が安定するか、そこら辺についてのお考えをちょっと聞かしていただきたいと思います。

今のを直ちに調整しろとか一元化しろと言つたつてこれは無理なんです。どういう課題を克服することが必要なのか、どういう環境条件を整備すれば保険者が解散しなくとも済むようになるのか、ここ辺についての考え方をお聞かせ願いたいと思うんです。

○國務大臣(坂口力君) これも大問題でございま

すが、今御指摘になりましたように、五千二百からの保険者があつて、いかにもこれは多過ぎる。しかも被保険者が三千人以下という小さなものがこの組合健保におきましても四五%ぐらい占めている。あるいは国保におきましても三五%ぐらい占めている。これを、余り小さな保険者というのやはり成り立たないと言つてもいいと思います。また、これに要します事務経費も非常に多いわけでありますから、ここに無駄もかなり発生している。ここに人も雇っているじゃないか、それは雇用のために役立つているじゃないかと言われればそれはそうでございますけれども、医療費全体から見ますとここにかなり私は無駄も生じているというふうに思つております。

したがいまして、これを統合化していくとい

うことでございますが、その統合化をしていくたるに何が前提になるかということは、なかなかなぞながりやいけないとか、あるいは同じになりたい」というのがあります。下請の企業はいいけれども孫請は駄目だとか、今そういうのは取つ払いつかりますけれども、そういういろいろのことつありますけれども、そういういろいろのことありますけれども、是非これはステップ・バイ・ステップで、早く国保の財源調整、赤字に対しても

なれりやいけないとか、あるいは同じになりたい」というのがあります。下請の企業はいいけれども孫請は駄目だとか、今そういうのは取つ払いつかりますけれども、そういういろいろのことつありますけれども、そういういろいろのこともありますけれども、そういういろいろのことありますけれども、間もなく概算要求しなくちゃいけないことがありますから、これとの絡みで一体どうなるのかどういったことは整理をして、そして極力やはり統合しやすい環境を一応整えなければいけないだらうというふうに思つております。

それから、市町村国保の方につきましても、これは統合問題が、いわゆる合併問題が起つておりますから、これとの絡みで一体どうなるのか

○人澤謹君 介護保険制度が広域市町村圏で財源調整をするというふうなことで一步先に進んでい

ますけれども、是非これはステップ・バイ・ステップで、早く国保の財源調整、赤字に対しても

う対応するかということで考えていただきたいと思います。ただ、これはちょっと時間が掛かる。当面、来年度の、これも当面の対策で恐縮なんですが、それでも、間もなく概算要求しなくちゃいけないことがありますから、これとの絡みで一体どうなるのかどういったことは整理をして、そして極力やはり統合しやすい環境を一応整えなければいけないだらうというふうに思つております。

○政府参考人(大塚義治君) 今回の改正法案にも盛り込んでいますので、低所得者あるいは無職者と保険につきましては、やはり構造的にどうしても

○人澤謹君 介護保険制度の受皿という役割を担つておりますので、低所得者あるいは無職者と保険につきましては、やはり構造的にどうしても

○入澤謹君 その次に、今回の法案でサラリーマン本人の負担率を三割、それから高齢者に関して構造的な弱さを持つておられるわけでございますから、この点について支援措置を講じたいと考えております。

今回の法案に大きく三つ盛り込んでおるわけでございますが、一つには、広域化という支援策ということも含めまして一つの基金を造成をいたしまして、財政運営が楽になるようについてのが一つでございます。

それから、二つ目あるいは三つ目につきましては、具体的に来年度の概算要求に正に、の作業になるわけでござりますけれども、二つ目は、低所得者がどうしても多くの市町村が財政力が弱い、逆に申しますと、他の被保険者の負担が重いという構造になりますので、もちろん現在におきましては、財政調整交付金の支給という形でバックアップ

得者がどうしても多くの市町村が財政力が弱い、逆に申しますと、他の被保険者の負担が重いという構造になりますので、老人の実効負担率といふ制度別にどのくらいの実効負担率なのか、実効給付率なのかということで見てみますと、例えばこの間のいただいた資料では、老人の実効負担率というのは九・一%と書いてあるわけですね。恐らくこの九・一%というのが大きく響いて、平均すると一七ないし一八%ということになつていいんじゃないかと思うんですけども、三割負担

がですね。そういう言い方は、しかし、かなり誤解されています。これが二点目でござりますけれども、これが二点目でござりますけれども、これが二点目でござります。

そこまでの手順、これは町村合併も念頭に入れることになりますが、その統合化をしていくたるに何が前提になるかということは、なかなかなぞながりやいけないといふに思つております。

○人澤謹君 介護保険制度が広域市町村圏で財源調整をするというふうなことで一步先に進んでい

ますけれども、是非これはステップ・バイ・ステップで、早く国保の財源調整、赤字に対しても

解を生むんじやないか。サラリーマンそれから高齢者、別々に実効負担率ということをきちんと説明しないと、三割負担、いや高いなど、しかし政府の説明による一七%か一八%だよと、何か矛盾があるような印象を与えると思うんです。

これについてどのようにお考えになつていてか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(大塚義治君) これは、私どもの、何と申しましようか、説明あるいは一般国民に対する一種のPRという面では反省をしなければならない御指摘かと存じますけれども、今回の制度改正で、いわゆるサラリーマン、あるいはサラリーマンの被扶養者の場合の外来も同様でございますけれども、制度を通じまして三割にいたずわけでございますが、一つには薬剤負担、従来別途にちようだいをしておりました薬剤負担は、これは国民健康保険も含めまして廃止をするわけでござります。そうした負担の軽減分がございます。あるいは乳幼児、三歳未満の乳幼児につきましては給付率を八割に統一する、これも給付の改善の部分がございます。

さらには、この方が大きいわけでございますけれども、三割と申しましても一定の限度、月ごとに一定の限度を超えると、その超えた分につきましては高額療養費という形で還付されるわけでございます。そういたしますと、入院などをされまして比較的重い疾病的場合の医療費が高くなる場合につきましては、当然巨額、巨額といいましょうか相当額が返還をされるということで、そのケースだけを取り上げれば到底三割というような負担ではなくてもつと低い負担率になるということになるわけでございます。一方で、軽い疾病、医療費も少ない場合には、これは三割相当を御負担いただく。

こういうのを全部平均をいたしますと、まず全体で申しますと、現在の制度が仮に続りますと、平成十九年度、五年後の段階、これは制度が途中順次変わっていくこともございまして、十九年度を取りますと、現行制度のままですと、医

療保険制度全体でいわゆる実効負担率が一五・九%という試算をいたしております。これが、今回負担をお願いいたしますので、制度改正後で試算いたしますと一七・七%、これは一七、八%といふような言葉が非常に官僚統制的でいかぬということです。これが一つ、全体の状況でございます。

御指摘ございましたように、高齢者と若人とこれは違うわけでございまして、今回、三割負担が論議をされております若人、現役世代を中心に七十歳未満ということで整理をいたしますと、現在の制度が続きますと二二・三%の負担率、実効負担率でござりますが、制度改正後は二四・三%。したがいまして、実効負担率ベースで負担率が二%アップすると、こういうことになります。

高齢者につきましても、若干の御負担をお願いするわけでござりますから、負担増をお願いする

わけでござりますから、現在の制度ですと八・一%

これが九・七%。この中には二割負担をお願いする層もございますので、そういう方々のケ

スも含めての数字でございますが、こういった数字でございます。

いずれにいたしましても、ケースとして大変ややこしいという面もございますけれども、私どものより懇切あるいは分かりやすい説明を引き続きしていかなければならぬという御指摘は誠にござります。

○入澤肇君 是非、幾つかのケースに分けまして、モデル的に実効負担率について現実に合った

説明をしていただきたいと思うのです。そうでな

いと、単に三方一両損で負担が上がるとい

うことばかり蔓延しからうような感じがいたしま

すので、ここは非常に重要なポイントではないか

と思います。

次に、今まで申し上げたのは私が自分なりに整理した医療制度改革の基本的な課題なんですかども、その次に現行制度の改善で対応すべきテーマが幾つかあるんじやないかと思つてているん

でも、私ども今後とも重要な課題だろうと考えております。

具体的には、伸び率指針、伸び率管理というこ

とではなくて指針を策定いたしまして、都道府

県、市町村と相協力して対応していくということになるわけでございますが、大きなイメージで申

し上げますと、やはり一つ重要なことは、全国的

にも、そしてまた地域的にも老人医療費の動向と

その一つに、伸び率管理制度というのがある、医療費の伸び率管理制度。これは、伸び率管理という言葉が非常に官僚統制的でいかぬということでも猛烈な反発を食らつていたわけでござりますけれども、最終的にはこの法案でも伸び率の指針を策定するという表現に落ち着いているわけでござります。

ただ、老人医療費が経済の伸びに比べて大きくな離して増え続けていくと、こういう状況の中

で、全体として医療費の伸びを合理的にしていく

ということは、私は国家財政全体の観点から見て

必要不可欠な喫緊の課題だとうふうに認識して

おります。

そこで、伸び率の指針を策定するというんですけれども、どのような考え方を今お持ちなのか、これについて御説明願いたいといたします。

○政府参考人(大塚義治君) 話ございましたよ

うに、改正案作成の過程で伸び率管理制度とい

う大きな論議のあつた点でござります。

しかししながら、高齢者の医療費が医療保険、医

療費全体の伸びの大宗を占める、これは一面では

高齢人口が増えるわけでござりますからどうして

も避けられない面がござりますけれども、一人当

たりの伸び率といふふうに見ましても、これも現

役世代に比べて少なくとも過去のトレンドは高い

というような事情もござります。トータルといた

しまして、高齢者医療費を適正な伸びにしていく

と。人口増による増というものが避けられません

けれども、その前提の上に立ちまして、できるだ

けその伸びを適正なものにしていくということ

は、私ども今後とも重要な課題だろうと考えて

おります。

具体的には、伸び率指針、伸び率管理というこ

とではなくて指針を策定いたしまして、都道府

県、市町村と相協力して対応していくということになるわけでございますが、大きなイメージで申

し上げますと、やはり一つ重要なことは、全国的

にも、そしてまた地域的にも老人医療費の動向と

いうものをきちんと分析をして、その増の要因を

更に詳細に把握するということが一つあるとかと

思います。

私どもも從来からそうした取組をしております

が、まだまだ不十分な点がございますので、その

地域ごとに把握しながら取り組むというのが基

本であろうと思います。

具体的には、高齢者の場合医療費という形、出

てまいりますけれども、その周辺に介護、福祉との

関係あるいは健康づくり・疾病予防業務との関

係、非常に幅広い関連がどうしても出てまいります。

したがいまして、幾つかの柱を立て、例えば

疾病、介護の発生予防というような柱、あるいは

医療提供体制、特に介護施設、介護施策との関連

というような柱、あるいは医療保険運営という観

点からいたしますと、重複・頻回受診などの是正

なども含めました患者との、医療保険者との対

応、さらに事務的なことを申し上げますと、レセ

プト審査を含めました医療保険運営事務の効率

化、相当幅広いものになるとは思つております

が、実際に、これは地方公共団体のお力をかり

る、あるいは相協力するということが不可欠でござりますので、具体的な内容の策定に当たりまし

ては、そうした地方自治体関係者の御意見もよく

づきまして固めてまいりたいというふうに考えて

ところでございます。

○入澤肇君 指針でござりますから、私は明確な

ガイドラインが必要じゃないかと思います。

先ほど触れました医療経済実態調査の結果に基

づきまして、ある意味では、人件費だと機材費

だとか、いろんなもののコストを基準にして、そ

して財政経済事情を参照して定めるというふうな

定め方が指針の基本としてあっていいんではない

かと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(大塚義治君) 私どもが今イメージ

しております指針は、高齢者医療費全体の伸びを適正なものにしていくと。

少しある意味では時間を掛けながら、即効性があるものばかりではないと思つておりますが、そうした体制づくりをしていこうという点でございまして、ただいまの御指摘の点は、ある意味の診療報酬の問題の論議に近いのかなというふうに感じますけれども、ここで定めようとしております指針は、国が、あるいは都道府県が、あるいは市町村が高齢者の医療費をより適切なおかつその伸びを適正なものにするための努力すべき目標、あるいは項目、そのための具体的な取り組む方策、

こういったものをお示しをして、あるいはお示しをするといましても一方的ではなくて、その作成過程でよく御意見も賜りますが、それぞれの立場で努力をし、またその結果を分析をして、その要因分析をいたしましてその次の施策に生かしていく、そうしたローテーションをしながら、老人医療費の伸びを削減する、あるいは抑制するという一つの有力な方法としてEBM、根拠に基づく医療制度という考え方私は非常に大事じやないかと思うんですが、ただ、これが

もつと広範にいろんな議論があつていいんじやないかと思うんです、その進め方ににつきまして。

例えば、一次医療圈、あるいは診療所、専科、総合病院などがありますけれども、要するに主治医制度を国民一般に普及させて、そして無駄な治療あるいは重複治療、これを極端に減らしていくというふうなことが必要じやないかなと思うんですけども、EBMを進める場合に、そ

ういう主治医制度の普及とか、あるいはどのお医者さんに行つたら一番の確かなかということで広告規制の緩和とか、あるいは診てもらつたけれどもその原因がよく分からぬ、中身が分からぬということで、カルテの開示とか、こういうふうな今の医療制度の中で余り今まで進められていない

かつたことについて、これから改革の道を進めていくんだというふうなことを言わせていただけますけれども、どのような考え方でこれから進めていくのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(篠崎英夫君)　ただいま先生から広

告の問題あるいはEBMの問題等、御設問がありますので、若干、的を絞つて答弁をさせていただきますと、医療制度改革を行つに当たりまして、患者による選択、こういうものを通じて医療の質を高めていかなければならぬということは大変重要なことと考えております。

その一環といたしまして、広告規制につきましては、本年四月から医師の専門性あるいは手術件数などを広告できますように、これは今までこういうことがなかつたわけでございますが、大幅に緩和をしたわけでございまして、今後も逐次緩和を進めていきたいと考えております。

またあわせて、診療情報の提供につきましては、今月の七月の五日でござりますけれども、診療に関する情報提供等の在り方に關する検討会を立ち上げまして、これはいろいろデリケートな問題もあるものでござりますから、法的な問題等もありますので、年度内に結論をまとめないと考えております。

それから、EBMにつきましては、医療従事者に提供するデータベースの整備に今年度より着手をいたしております。また、公的機関等を使いまして、先ほどの広告規制緩和とともにいたしまして、公的機関によるインターネットなどを通じた医療機関情報の提供、こういうものも本年度から始まっているわけであります。

今後、こういう施策を通じまして、患者の立場を尊重した質の高い医療サービスの提供に努めてまいりたい、このように考えております。

○入澤謹君　もう一つ、これは大変な争点になり

農業でも、株式会社に農地を取得させるということは農地法の建前からして駄目だといってこれも問題になつていますけれども、一方で、経済財政諮問会議が経済特区、構造改革特区というのを今推進しようとしていますね。その中には医療特区といふものもござります。農業は農業特区といふのが農地法の穴空きをねらつております。

この医療特区だと何かの考え方を前提にして、株式会社を医業経営に参加させるということについての考え方をお聞かせ願いたいと思います。その考え方をお聞かせ願いたいと思います。この医療特区だと何かの考え方を前提にして、株式会社を医業経営に参加させるということについての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(篠崎英夫君)　先生御指摘の株式会社病院の件でございますが、医業経営の効率化あるいは透明性を高めることは大変重要な課題であるというふうに考えております。

これにつきましても、昨年の十月にこれらの医業経営の在り方に關する検討会というのを立ち上げておりますが、医業経営の効率化あるいは透明性を高めるための方策ですか、あるいは医業経営の近代化、効率化を図るために諸方策などについて、ただいま幅広い御意見、御検討をいたいでござります。

この検討会におきましても、ただいま御指摘の点も含めまして、今年度中をめどに最終報告を取りまとめていただくこととなつておりますので、私どもとしては、これを受けて今御指摘の点につきましても対応を図つてまいりたい、このように思つております。

○入澤謹君　株式会社性悪説というのは私は必ずしも取つてはいけないんじやないかと思うんです。どういう限界があるのかということをもう少し冷静に議論をして、そして株式会社の持つている責任体制、株式を上場するということは投資者一般に責任を持つわけですから、単なる利潤追求

追求になじまないんだということから、なかなかじやない株式会社の形態もあり得るんじやないかと思うんです。しかし、ここは長年医療に携わってきた方々のいろんな反発もありますから慎重に議論をするのは当然でありますけれども、逃げないで議論をしていただきたいというふうに思います。

それから最後に、先ほども藤井先生から医薬品の話でお話をございましたけれども、私はかねがねこうしたらしいなと思っていまるのは、医療の世界でも大変科学技術の発展が目覚ましいものがござります。その成果をリーズナブルなコストで保険制度に乗つけるということが必要じやないかと思うんです。そのためには、社会保障制度の枠の中の政策と産業政策として新薬を開発したり医療機械を開発したりする政策を区別しなくちやいけています。その成果を今度は保険に乗つけるときには、政府が公的な資金を出しているわけですから保険の経費を使って新薬の開発なり医療機器の開発、これを奨励すべきじゃないかと思つていてるんです。その成果を今度は保険に乗つけるときには、政府が公的な資金を出しているわけですから保険制度に堪え得るリーズナブルな価格で取り入れるという基本的な考え方を持つべきじゃないかと思うんです。そのためには、社会保険制度との話でお聞きをいたしまして、この中で医療法人運営の透明性を高めるための方策ですか、あるいは医業経営の近代化、効率化を図るために諸方策などについて、ただいま幅広い御意見、御検討をいたいでござります。

○國務大臣(坂口力君)　日本におきます製薬と申しますが医薬品の開発というのが少し後れてきておりまして、最近この数年間に優秀な世界的に通用するようななお薬というのが一種類か二種類かと

おりまして、最近この数年間に優秀な世界的に通用するようななお薬というのが一種類か二種類かというような程度の話でございます。非常に心もとない話でございますから、この開発はどうしても進めさせていただかなければならぬし、そして制度としていろいろなことを制約をしておるからそういうことが起つていて、それには全部取つ払わないところは進まないというふうに思つております。ここは日本の産業全体に対します貢献もこれは大きいものがあるというふうに思つてます。そうしませんと、外国からの薬ばかりが日本に入りまして日本で優秀な薬が生まれない、これはいわゆる治験ということにもかかわつてくれ

るわけでありまして、この辺のところも大胆にこ
とは変えていかないといふに思つ
ております。

でき上りましたものにつきましては、それぞ
れのコストが掛かるわけでありますから、それに
対してはやはりそれに対応するということにしな
いとこれまで製薬会社も手を付けないわけあり
ますから、そこは考えていかないといけないとい
うふうに思つております。

先ほどちょっと先生のお話、前の質問に戻りま
すが、株式会社の話もこれあるわけでありま
すて、これは経済財政諮問会議なんかにおきまして
もかなり強烈に意見の出るところでございますけ
れども、やはり私は、その前に、私は現在の医療
制度を進めていく中で人件費の問題をどう見ていい
のかと。今、先ほど議論ありましたように診療
報酬の中で非常にあいまいになつておるわけで、
現状の今まで株式会社制にしましたら私は人を切
り詰めるということになつてしまつ、そうすると
医療の質をそれは落としてしまうということであ
りますから、そのいわゆるコストをどうするか
というところだけは踏まえておかないとこれは非
常に危険だというふうに思つておる次第でござい
ます。

○入澤謹君 終わります。

○田浦直君 自由民主党の田浦でございます。

前回、この改正案に提案されております三割負
担とかあるいは高齢者の償還制の問題とか診療報
酬等についていろいろお尋ねをさせていただきま
したが、今日は薬価についてちょっとお尋ねをし
たいと思っております。

今回の医療費の改定の二・七マイナスの中で、
一・三が薬価ですね。この一・三というのが過去
十年の薬価の改定の中で一番低い改定なんです
ね。言えども、一番甘い改定だというふうに思うん
ですね。

私は、薬価がなかなか切り下げるれないとい
うのは、もう薬価差というのがほとんどゼロぐらい
までになつてしまつて、もう切り詰めようがない
ですね。

というところで来つておる。従来は、薬価差だけ
を薬価に反映して切り下げてきておつたわけです
から、もう今からは薬価そのものを変えていかな
ければいかないのではないかというふうに思つ
ます。されども名前がどうかというお話をござ
ります。

そういう意味では、今回の薬価自身への切り
込みが私は不足しているといふな認識を持つ
ておるんですけれども、まずこの点についてお尋
ねをしたいと思います。

○政府参考人(大塚義治君) 今回の診療報酬改定

に伴います薬価基準の改定でございますが、医療
費ベースに直しまして御指摘ございましたように
一・三%の引下げでございますが、そのほかに材
料の関係の引下げなどもござりますけれども、薬
価だけを取り上げますと医療費ベースで一・三
%。医療費ベースで一・三%と申しますのは、薬
だけ取り上げますと、薬の比率が大ざっぱに二割
野ではつまり六%程度、六%強程度の引下げとい
うことになるわけでございますが、過去に比べて
引下げ幅が小さいではないかという御指摘が一つ
ございました。

これにつきましては、これ、御案内と存じます
けれども、従来、俗に言いますR幅と私どもの言
葉で呼んでおりますけれども、一種のバッファー
の幅があつたわけでございますが、これを近年大
幅に切り下げてきておりまして、かつて十数%と
いう時代もございましたけれども、今日ではも
う、その性格も変わりましたが、二%ということ
になつておるわけでございまして、過去の薬価の
引下げの幅が大きかつたのは、実はこのR幅の引
下げという経過があつたというのが非常に大きな
要因でございます。

今回も、今回も当然実施をいたしたわけございまし

て、薬価そのものの引下げ率でありますところが
四・六%の引下げに当たるわけでございます。

そのほかに、今回大きな課題として取り組みま
したのが、先ほども名前がどうかというお話をござ
いましたが、後発品のある先発品、先発品につ
きまして、これを一律に、一律と申しましても段
階を付けておりますが、平均五%の引下げを行つ
ました。これらを全部合わせまして医療費ベース
に直しますと一・三%の引下げということでおさ
います。

私どもいたしましては、今日の状況あるいは
データに基づきまして、ある意味ではこれまで厳
しい薬価の引下げをさせていただいたと考へてお
りますが、全体といたしましては、今後ともでき
るだけ適正な、なおかつ安価で効率的な、安価で
効果の高い医薬品というのには國民にとってのみな
らず医療保険財政にとっても重要なことでござい
ますから、先ほど来お話を出ておりますようない
わゆる後発品の使用促進といったような観点も含
めまして、また薬価基準の隨時の見直しといふこ
とも含めまして、引き続きその適正化に努めてま
りたいと考へております。

○田浦直君 薬価をずっと切り下げていってお
るんですね。ただ、減り方が非常に少ないの
は、恐らく新しい薬をどんどん出すんですね、
から、医療費の中の薬代、これは当然減つてきて
いるんですね。だから、減り方が非常に少ないの
は、恐らく新しい薬をどんどん出すんですね、
メーカーが。そうすると、その薬の値段といふの
はこれまでの薬効が似た薬の値段と比較して価格
を決めていくわけですね。だから、新しく出した薬
の原価というものが何にも算定されないんですね。
前にあつた薬との比較で決めるということですか
ら、恐らく原価は安いものもたくさんあると思う
んですね。そういった算定方式といふのももう
この辺で見直さなければならぬんじゃないかな
と私は思つておるんですけども、その点につい
てはどうお考へでしようか。

○政府参考人(大塚義治君) かつて、相当以前のこと
になるわけでござりますが、薬価の算定方式
に原価計算方式を取り入れることができないかと

いう議論がされたこともあります。

結論から申しますと、今日の薬価算定方式の基
本は、既に類似の薬効を持つた医薬品があれば、
それをそれ以上高い値段は原則付けない。逆に言
いますと、そこが最大の薬価とすると。類似の医
薬品がない、全く新しい効能・効果を持つた医薬
品、これはいわゆる原価を積み上げて計算をする
と、こういうことになつております。なおか
づ、近年のいわゆる透明化の流れに沿いまして、なおか
づの場合は、すなわち類似薬をどう選定する

か、あるいは原価をどう算定するかということに
つきましては、専門家にお集まりをいただきまし
た薬価算定組織というのを設けまして、そこで判
定を、設定をしていただく、こういうルールに
なつているわけでございます。

そこで、お尋ねの原価の方式というのを採用で
きないかと。もちろん理論的にはあり得るわけで
ござりますけれども、例えばその時点における原
価をどうつかむか。原価と申しますのは、その後
の販売量にかかわつてくるわけでござりますか
ら、その販売量が見込みとすることになりますの
で、どういう見込みを立てるのが合理的かと。つ
まり、販売見込みという営業上の方針にもかか
わつてくる、そういう要素がどうしても入つてま
ります。

それから、逆に原価で押し通すとなりますと、
同じ効能・効果を持った薬でもコストが高く掛
かつた方が高い値段が付くと。これも果たして合
理的なか。むしろ、その点につきましては、私
どもはかえつて薬価を押し上げる要素というのも
少なからずあるというふうに認識をいたしており
まして、かつてそういうふうに議論もございましたけ
れども、今日では少なくとも類似のものがあれば
それより高い値段は付けないという形で最初の薬
価を算定するということにいたしております。

い薬価算定することにいたしております。少なくとも既に出ております類似医薬品の最低の価格で付けるというような、一つの例でございますが、そうしたルールも作っております。

もちろん、様々な角度から薬価の在り方につきましても論議をすべき課題がなおございますけれども、原価方式を基本とするという方式は、少なくとも私ども現時点におきましては取るべき方向ではないのではないかという判断をいたしております。

○田浦直君 まあその辺がちょっと見解が違うんですね。これも一つの産業ですから、販売がどうなるか分からぬから価格を原価では決めにくいやうのはちょっと今の時代には合わないんじゃないかなと私は思いますね。そういうふうな努力を企業が当然るべきだと思うんですね。

私はなぜ薬価に目を向けるのかというと、医療費を抑えなければならぬ、医療費の一五%は薬価で、薬である。七兆円ぐらい現在あるわけですね。それを抑えるのは非常に効果があるわけですよ、医療費抑制という意味では。その価格を決めるところがあいまいになつておるということですね。これのために、例えば医療費を抑え、薬価を抑えるために会社が成り立ついかぬかというと、そういうじやないんですよね。製薬会社というのは、今もう一番日本の企業では優良会社ですね。まあトヨタとかソニーとかいろいろありますが、そんなのに比べても引けを取らない会社がたくさんありますね、メーカーには。

私は、この前「会社四季報」というのをずっと見ておりましたら、株主配当といふものの製薬会社のすさまじいことに驚いた。ソニーとかトヨタの三倍ぐらい株主に配当しておるんですよ。もうとにかく、まあ極端に言えば、もうけが彼ら、もうあり過ぎて困るというような感じすら私はするわけなので、そんな意味で、私は、もう少しの薬価に切り込むべきだというふうな思いがしておるわけですね。

例えば、外国で日本の薬を売っているのがある

んですよ。そうすると、外国では十分の一ぐらいで売っているんですよ。日本で売る薬と同じ薬を。それでも成り立つわけですから、私は日本のところをございます。

そういう気持ちを持つてならないんですね。

まあこういうのは、そういう薬があるということは局長もよく御存じだと思うんですけれども、そくとも私ども現時点におきましては取るべき方向ではないのではないかという判断をいたしております。

○田浦直君 まあその辺がちょっと見解が違うんですね。これも一つの産業ですから、販売がどうなるか分からぬから価格を原価では決めにくいやうのはちょっと今の時代には合わないんじゃないかなと私は思いますね。そういうふうな努力を企業が当然るべきだと思うんですね。

私はなぜ薬価に目を向けるのかというと、医療費を抑えなければならぬ、医療費の一五%は薬価で、薬である。七兆円ぐらい現在あるわけですね。それを抑えるのは非常に効果があるわけですよ、医療費抑制という意味では。その価格を決めるところがあいまいになつておるということですね。これのために、例えば医療費を抑え、薬価を抑えるために会社が成り立ついかぬかというと、そういうじやないんですよね。製薬会社というの

は、今もう一番日本の企業では優良会社ですね。まあトヨタとかソニーとかいろいろありますが、そんなのに比べても引けを取らない会社がたくさんありますね、メーカーには。

私は、この前「会社四季報」というのをずっと見ておりましたら、株主配当といふものの製薬会社のすさまじいことに驚いた。ソニーとかト

ヨタの三倍ぐらい株主に配当しておるんですよ。もうとにかく、まあ極端に言えば、もうけが彼ら、もうあり過ぎて困るというような感じすら私はするわけなので、そんな意味で、私は、もう少しの薬価に切り込むべきだというふうな思いがしておるわけですね。

例えば、外国で日本の薬を売っているのがある

うに大きな差があるものもございます。これはやはりなかなか説明しにくいわけでございますから、是正をしていかなければならないと考えております。

要因は何かということでございますけれども、幾つかありますけれども、例えば、我が国の場合は市場美勢価格を基本に置いた公定薬価制度がございますし、諸外国は自由薬価制を取つてゐる

国もございます。そうした制度の違い。それから、各国における薬剤一つ一つに適応症が範囲連して、御指摘もございました。私も誤解をもし

てございました。私の辯護を申したとすればお許しを賜りたいわけでございま

すが、薬価あるいは薬価全体の適正化というのが課題であるということについて否定をしたつもりはございませんで、御意見の中にむしろ原価方式

というのを基本にしてはどうかと。方式論、薬価の算定の方法論につきましては原価方式を基本に

するというのはどうかと、いうことを先ほどの答弁では申し上げたつもりでございますので、その点

補足をさせていただきたいと存じます。

それから、薬価の内外価格差でございます。御

指摘のように、大変そうした非常に大きな差があります。これがなかなか国民にも説明しにくいという意識は私ども持つております。

ただ、御理解賜りたいのは、これなかなか諸外

国との比較というのは難しい面がございまして、

例えば、国際的に通用しております上位三十品目を抜き出してしましてその中で比較をしてみると、各

国が共通に使つてゐるような薬という意味で上位三十品目ぐらいで抜き出してみますと、日本と諸

外國との比較を申しますと、アメリカあるいはイギリス、フランスよりも高い、こういう傾向も見られるわけでござります。

いましょうか、そうした三十品目引き出してその

中で比べてみると、アメリカ、ドイツよりは若干安い、あるいはイギリス、フランスよりも高

い、こういう傾向も見られるわけでござります。

したがいまして、比較がなかなか難しいとい

う方がございますけれども、おっしゃいますよ

い議論を聞きながら検討するということは当然必要だと思うんですけれども、まあ非常に意見がまとまつてまらないという感じもあるんですね。

そんなことから、現時点において将来のあるべき医療保険制度の姿を大臣はどのようにイメージを持たれておられるのか、それについてお尋ねを

して、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 医療保険につきましては

ございますし、諸外国は自由薬価制を取つてゐる

国もございます。そうした制度の違い。それから、各国における薬剤一つ一つに適応症が範囲

が違つたりいたしますし、用量、用法、これも

違つたりするものもございます。したがいまして、そうした違いというのが重なり合われますと非常に大きな差が出てくるという結果があるので

はないかと。

いずれにいたしましても、こうした要因、非常に複雑でございます。しかし、薬価算定に当たりまして外國価格と余りにも幅があるというのはおかしいわけでございますから、今回の診療報酬改定におきましても、外國価格調整というような仕組みを導入いたしまして、一定の乖離があるものについては薬価の調整を行ふ、薬価の算定の際に行ふ、また、必要に応じて再算定もするというようなことに取り組んでおりまして、一つ一つの品目というわけにはまいりませんが、全体の仕組みとしてはそうした改善措置も講じているところでございます。

○田浦直君 最後に、ちょっと大臣にお尋ねをしたいと思うんです。

一昨日、参考人においでいただいたいろいろお話を聞かせていただいたんですが、その中で、町

村会長さん、山本さんの話では、都道府県単位の保険の二元化をやつたらいいという話をあつたんですね。これはこの法案の附則にも書かれておる

んですけれども、同時に、そのときの健保連あるいは連合の方々の御意見では、なかなかそれは難

しいというふうな御意見もあつたわけでございま

す。これは今年度中に具体案を一応まとめるとい

う方針になつておると思うんですけども、幅広

いふうに思います。

市町村会の皆さん方は統合賛成をしていただきますが、その代わりに知事会はなかなか反対だとか、いろいろこれあるわけでございまして、そこも非常にややこしい問題でございますが、私は先ほど御答弁を申し上げましたとおり、都道府県単位ぐらいまでは地域保険の方は統合をしていくてもいいのではないかというふうな私個人は考えを持つております。

もう一つの方の組合健保の方は、これはいろいろ今までの経緯もあろうというふうに思いますが、これをどうしていただくかという問題がある。それは、それぞれの自主性にある程度ゆだねなければならない点もあるというふうに思いますが、それでも、できる限りしかしここも統合化をしていただかない小さなところがもたない。問題は、政管健保をどうするかという問題になつてくだらうというふうに思います。

政管健保は、職域保険という枠組みでいきますならば、これは組合健保と政管健保の間でひとついろいろ考えてくださいよということになりますし、そしてこの政管健保を都道府県単位でもしごれを割つていくと申しますか、都道府県単位ぐらいた大きさにしていくということを仮定をいたしますと、そうすると、政管健保とそれから地域保険と統合はできるかという話になつてくるというふうに思いますし、政管健保をどうするかという扱いが非常に私は難しいことになるだらうというふうに予測をいたしておりますが、しかし、その辺のところもやはり割り切らざるを得ないだらうと、あいまいにはできないだらうというふうに今思つてはいる次第でございます。

その辺のところ、各団体の御意見も聞きながらひとつ最終結論を得たいというふうに思つてはいる次第でございました。

○田浦直君 分かりました。

○委員長(阿部正俊君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩といたします。

午後零時三十三分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(阿部正俊君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日、今泉昭君が委員を辞任され、その補欠として櫻井充君が選任されました。

○委員長(阿部正俊君) 休憩前に引き続きまして、健康保険法等の一部を改正する法律案、健康増進法案及び医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○櫻井充君 民主党・新緑風会の櫻井充です。

坂口大臣、これだけの大きな法案の今審議中なんですが、今日は副大臣が来られておられないよう

うですけれども、執務、大変ではないんでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 甚だ未熟でございますけれども、一人でやり抜く決意でございます。

○櫻井充君 大変だと思いますので、本来やはり副大臣を置かれた方がいいんじゃないかなとも思っていますが、いかがでございますか。

○国務大臣(坂口力君) 任命は総理でございますから、一日も早く副大臣を作つていただくようにお願いをしているところでございます。

○櫻井充君 坂口大臣がいろいろ、私もクロイツフェルト・ヤコブ病などで大変お世話になりましたし、いろんな大きな問題を解決されていらっしゃることはもう重々承知しておりますが、やはり國のシステムとして副大臣を置くということになつてはいるわけですから、やはりそこは国会の開催中でもあつて、私はやはり一日も早く副大臣をお決めになつてこの場に来ていただくのがいいことになって、最初に女子医大の問題についてちょっとお話しをしていただきたいんですが、この間の参考質疑の際に、女子医科大学の林院長がこのよ

うに申されました。平柳明香ちゃんの手術の当日、今井、現在名譽教授ですけれども、三月、この手術をした日はちょうど退任教授の最終講義の準備に追われていて、教授室にいて準備をしていたと。それで、ざわざわする感じがあつたので執刀医を呼んで聞いたら、特に問題はないと言つたのでまたその準備をしていたと。このように参考人質疑の場で発言されていらしゃるのですが、実はこの当日、隣の手術室で今井教授は手術をしておられました。そして、この明香ちゃんが部屋に戻られた際に、ICUで大変なことに

なつたといって皆さんで取り組んでいたんだそうですが、そのところに今井教授が来られて、まあここは今井教授が呼んだとか瀬尾先生がどうしたとか、ここはちょっと二人の意見の不一致があるんですが、しかし、少なくともその時点で協議をしています。そして、何でおれに知らせなかつたんだ、こんなことはおれに知らせればよかつたのにということを今井先生は自ら発言されているんだそうです。

ということは、これは参考人として国会に招致されておきながら虚偽の答弁をされておるわけですね。私は大問題だと思つんですね。

この方の参考人、若しくは証人喚問になるんでしょうが、改めて招致したいと思いますが、委員長、いかがでございましょう。

○委員長(阿部正俊君) ジヤ、また理事会で協議をさせていただきます。

○櫻井充君 そして、厚生労働省にお願いがござります。

医療法のこれは二十三条になる、二十五条ですか、二十五条の三項若しくは四項のところになる

か、二十九条の三項若しくは四項のところになるのかもしれません、とにかく、特定機能病院の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反して

いる疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときには、このときには当該特定機能病院の開設者又は管理者に対し、診療

院の取消しをするかしないかという御審議をいたしましたけれども、その際に、証拠書類といいます

ことがあります。そこで、厚生労働省にお願いがありますが、このときにこのAさんの件について

参考人参考人(宮島彰君) その申入れの件については、今承知しておりません。

○櫻井充君 しかし、審議会の方でこの間御審議いたしましたわけです。その際に、証拠書類といいます

か、必要な書類なんでしょうか、それとして、そ

のAさんの件が提出されているはずですけれど

そこで、厚生労働省にお願いがありますが、こ

の当日のほかの患者さんの手術記録、つまりそれを取り寄せれば執刀医がだれであつたのか分かるわけですから、この提出を求めるべきだと思います。

○政府参考人(篠崎英夫君) 検討させていただきます。

○櫻井充君 はつきりしてください。法律上にこ

う書かれているから要求しているんです。やってください。

○政府参考人(篠崎英夫君) 今、ただいまの御質問でございますので私どもちよつと準備ができるかを含めて検討させていただきたいと思います。

○櫻井充君 もう一つ、平柳さんと女子医科大学で覚書を交わしております。その覚書の中で、今後とも万一事故発生時においては事故原因の調査を適切に行い、患者及びその家族、遺族に対し調査結果についての誠実な説明、報告を行うものとすると、こういう覚書を交わしておられる。

○櫻井充君 この明香ちゃんと同時期にAさんというところのお嬢さんがやはり同じような形で、まあちよつと、手術した後一ヶ月ぐらいたつてから亡くなつたんですねけれども、元気な子供さんが亡くなつたらしく、いろいろ想ひ合わせをしてるんですが、ナシのつぶてでございます。

厚生労働省の方にこのAさんから申入れといいます。

ますか、きちんと調べてほしいと、そういう申入があるかと思いますが、それはいかがでございましょう。

○政府参考人(宮島彰君) その申入れの件につい

ては、今承知しておりません。

○櫻井充君 しかし、審議会の方でこの間御審議いたしましたわけです。その際に、証拠書類といいます

か、必要な書類なんでしょうか、それとして、そ

のAさんの件が提出されているはずですけれど

も、いかがでしょう。

○政府参考人(篠崎英夫君) 三月二十五日の分科会の場面でその資料を委員に配付をしておりました。

○櫻井充君 その資料の中に、きちんと調査してほしいという申入れを行ったと、その一行が書いてあるんですけれども、そちらにその資料ございませんか。

○政府参考人(篠崎英夫君) ちょっと手元にその資料がありませんけれども、記憶するところによれば、そういう趣旨のことが書いてあったというところでございまして、私どもとそれから医薬局の方がそれを持つております。

それで、分科会の場におきましては、そういう提出されたものも含めまして議論をしていただい

て、特定機能病院として返上という意向はあるけれども、そうではなくて取消しが相当であるといふような考え方をまとめさせていただいたということです。

○櫻井充君 それだけじゃないんですね。Aさん親子は、説明されなかつただけじゃなくて、今

井教授に手術をお願いしたいのであれば百万円出

せと、そういうことも言われているんですよ。そ

の件についても調べられていらっしゃいますか。

○政府参考人(篠崎英夫君) その件については現

在のところは調べておりません。

○櫻井充君 この件についてもきちんと調べてい

ただきたいと思うんです。

それで、実はこういうことが数年前にあったわけです。今井教授が、今、別な病院に赴任させられたお医者さんがいらっしゃいまして、医療事故に立ち会っていたんですが、今井教授からカルテを改ざんしろと、そう指示されているんですよ。そう指示されて、その医者はカルテを改ざんしました。しかし、医療訴訟になつて敗れてはおりまでも、そういう指示をしていました。瀬尾医師はそのときのことを鮮明に覚えておりまして、実

は今回のこの問題があつたときに、今回この問題があつたときに、今井教授から、理事長に呼ばれ

ほしいという申入れを行つたと、その一行が書いてあるんですけれども、そちらにその資料ございませんか。

○櫻井充君 現行法で、こういう病院で何かいろいろな問題が起つたときに取り消すことは可能ですか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 現行法上は、今申し取り計らえと言われたので、自分はカルテの改ざんをしなければいけないんだろうと思つたと、そのよう

で、あとはおまえ分かっているなど、そのよう

う供述しているんですよ。

大事な点は、組織ぐるみなんですよ。何回も繰り返されているんです。こういうところで医者が

研修したら、まともな医者が育つでしょうか。坂

口大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 今、初めて聞くお話をございますが、もしそういうことが事実として行わ

れていたとしたら、それは大変なことでございますが、残念ながらそ

ういうことを取り外すことができないような法律

が取り外すことができるんですが、残念ながらそ

ういうことを行なうように思

ます。

しかし、私、そのことを調べたわけではござい

ませんから、一度そういう御発言につきまして、

これは徹底して私たちも調べたいと思っておりま

す。

○櫻井充君 この間、林院長から結局虚偽の報告

を私はされていると思っておりますし、今井教授

に對しては何の取調べも行つておりません。今井

天皇と呼ばれていたんですから事実なんだろう、

仕方がないんだろうと思いますが、その意味にお

いて、当委員会で私はこの問題をきちんとしてい

くためには、今井元名譽教授を参考人として来て

いただかなければいけないんじやないかと思いま

すが、委員長、よろしくお願ひいたします。

○櫻井充君 さて、健康保険法の中で医療費の削減ということを、医療費をどう抑制していくのか

とかいろいろな議論されているわけですが、私は何

といつても、医師をどうやって育っていくのか、いい医師を育てていくことが一番大事なことなん

だと思っております。

そこで、この女子医大の問題を取り上げているのはなぜかといいますと、実は法律上、例えば女子医大にいろんな問題があつたとします。しか

し、研修指定病院から取り外すことができないん

ですね、現行法では。要するに、文部科学省が所

管する附属病院と、こことのところにそのように決

められていまして、ですから厚生労働省が指定し

た病院は、不適格であつた場合にはその指定病院

を取り外すことができるんですが、残念ながらそ

ういうことを取り外すことができないような法律

の組立てになつております。

厚生労働省が研修医を育てるわけです。それの

責任は私は厚生労働省が負つているものとまず考

えておりますが、その認識は間違つていますね。

○政府参考人(篠崎英夫君) 臨床研修につきまし

ては医師法の中で決められておりまして、その中

に大学病院のことも触れられておるわけでござい

ますので、厚生省の所管の法律とということでござ

ります。

○櫻井充君 しかし、その厚生省の所管の病院で

ありながら、残念ながらその病院が不適格であつたとしても現時点で厚生省が取り消すことができないという法律の内容かと思いますが、私の認識

はそれで間違つているんでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 医師法におきまして

臨床研修というところは「大学の医学部若しくは

大学附置の研究所の附属施設である病院」、つまり大学病院ということ、「又は厚生労働大臣の指

定する病院において、臨床研修を行なうよう努めるものとする。」という規定になつております。

また、その厚生大臣の指定する病院につきま

しての指定要件等がございまして、厚生大臣の指

定をした臨床研修病院については、それが不適格

な場合には厚生大臣が取り消すことができるとい

うことございますが、大学病院そのものは厚生

大臣の指定でなつてゐるわけではございませんの

で、今、委員御指摘のとおりでございます。

○櫻井充君 現行法で、こういう病院で何かいろ

んな問題が起つたときに取り消すことは可能で

すか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 現行法上は、今申し

上げましたような取消しという要件は厚生大臣の

指定する臨床研修病院のみでございますから難し

いと、ふうに思ひますけれども、関係の省庁と

連絡を取つて、大学病院に対しても指導を行つて

いただくというような手はあろうかと思ひます。

○櫻井充君 指導を行うということがあつたとし

ても、指定の取消しはできないんじゃないですか。

ここにありました。医師法の十六条の二のところにあります。

厚生労働省が研修医を育てるわけです。それの

責任は私は厚生労働省が負つているものとまず考

えておりますが、その認識は間違つていますね。

○政府参考人(篠崎英夫君) 臨床研修につきまし

ては医師法の中で決められておりまして、その中

に大学病院のことも触れられておるわけでござい

ますので、厚生省の所管の法律とということでござ

ります。

○櫻井充君 しかし、その厚生省の所管の病院で

ありながら、残念ながらその病院が不適格であつたとしても現時点で厚生省が取り消すことができないという法律の内容かと思いますが、私の認識

はそれで間違つているんでしょうか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 医師法におきまして

臨床研修というところは「大学の医学部若しくは

大学附置の研究所の附属施設である病院」、つまり大学病院ということ、「又は厚生労働大臣の指

定する病院において、臨床研修を行なうよう努めるものとする。」という規定になつております。

また、その厚生大臣の指定する病院につきま

しての指定要件等がございまして、厚生大臣の指

定をした臨床研修病院については、それが不適格

話でありまして、正しくこれは文部科学省の方の大学として適切かどうかという問題でないかとうふうに思います。

○櫻井充君 もう一点申し上げておきますと、私は看護記録もここに入手しておりますが、看護記録も恐らく改ざんされているんだろうと思いま

す。ほとんどの内容が、どの子供さんを見ても同じような内容で、日勤の記録者の名前、そしてその次の日の準夜のときに、この方は記録もされているんですけども、もうほとんど内容が同じですけれども、もうほとんど内容が同じです。ICUでこんな日勤の状態で、たった三行しか書いていない、こういうことというのは一般的な病院であり得なことなんだと思うんですよ。ましてや、特定機能病院で心臓移植の指定病院でもあるような、そういうところの病院のICUの看護婦がこれしか記載していないなんということはあり得ないですよ。組織で隠ぺいしているんです、間違いくらい。

若しくは隠ぺいしていいんだとすれば、この場に来てきちんと説明してもらわなきゃいけないと思いますし、私は厚生労働省がきちんとしたい形で立入検査を行って、証拠書類を押収してきて、そしてこの場できちんとする私は役割があるんだと思います。

○政府参考人(宮島彰君) 現在、医療法に基づきまして立入検査というものを行つておるわけですが、この対象は人員配置基準あるいは構造設備基準というものが病院において遵守されているかどうかという点を中心に立入検査をやつてているところでございます。

したがいまして、診療内容に踏み込むような形のものは、現在行つておる立入検査の対象としては難しいのではないかというふうに思います。

○櫻井充君 心臓の移植手術が行われている、こ

ういう指定病院だとすると、やはり心臓の手術を行つていて、その手術成績というのは極めて重要なことになるんだろうと思うんです。この手術成績を提示してくださいといふことは、私はできることじやないかと思いますが、全体の成績とか、そういうものというのは開示していただけるものでしようか。

○政府参考人(宮島彰君) 診療の実績なりそういうものははある意味でその病院の評価にかかるよ

うなことでもあろうかと思ひますので、いわゆる医療法に基づく立入検査の対象になじむかどうかという点については、ちょっとと今定かには、ちょっとと判断できかねるところでございます。

○櫻井充君 それじゃ、全国で三か所しか心臓移植が認められない施設なんですね。この施設が、済みません、これは通告しておりません。答弁できなければ後で資料いただきたいと思いますが、この要件は何ですか。なぜこの病院が指定されているんですか。

○政府参考人(篠崎英夫君) ちょっとと手元に資料がございませんので、後ほど御連絡させていただきます。

○櫻井充君 それでもう一つ。こういうところは一回指定されてしまったら、その後は何があつても取り消されないんですか。どういう場合には取り消されるんですか。その取り消し要件というのかどうかなんです。このことに関しては、厚生労働省、いかがなんでしょうか。

ただし、問題は一つあるんだろうと思っているのは、現行法の法律で、果たしてそこまでやれるかどうかなんです。このことに関しては、厚生労働省、いかがなんでしょうか。

○政府参考人(宮島彰君) 現在、医療法に基づきまして立入検査というものを行つておるわけですが、この医療法に基づく立入検査を

て、合議的に決めている際に、何を参考にして、どういうデータを参考にして議論されるんですか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 専門家から成る会議等がございまして、その中で、心臓移植というの非常に大きな高度先端的な医療でございますの

か、そういうものというのは開示していただけるものでございまして、たしか関西に二か所と、それから関東には一か所というふうに記憶しております。で、過去の実績など踏まえまして決めるということでございまして、たしか関西に二か所と、それから関東には一か所というふうに記憶しております。

○櫻井充君 そうすると、過去の実績ですね。でも、また年が経てくれば本当にいかどうか分からぬわけであつて、もしかするともつといい病院があるかもしれないわけです。そうなつてくると、適切か適切でないかということは、ある程度単位年度を置いて、その時点でもう一度見直してみると、これは必要なんだと思うんで

すよ。

この方々だけじゃないんです、実は。これからまたチャンスがあれば何回でもほかの方々のことについてお話ししさせていただきますが、もう少し

きちんと調べていただきないと、日本の医療全体の信頼感を失うんだと思うんですよ。私は真っ当にやっているお医者さんは気の毒だと思いますよ、これでは。天下の女子医大なんですから、もう少しう少しきんと厳しく対応されるべきじゃないでしょうか。いかがですか。

○政府参考人(篠崎英夫君) この移植の施設の件につきましては、たしか前回の御質問のときにも申し上げましたと思いますけれども、ただいまそ

のことを含めて検討しているということでござい

ます。

○政府参考人(宮島彰君) 今お話し申し上げましたフエンフルラミンにつきましては、実は厚生省時代におきましても、やはりそのフエンフルラミンが含有される中国から輸入のお茶につきまして一度問題になつたことがございまして、これにつきましては、平成八年の九月に、このフエンフルラミンを含有するお茶につきまして、現在と似た省でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(宮島彰君) お話し申し上げましたフエンフルラミンにつきましては、実は厚生省時代におきましても、やはりそのフエンフルラミンが含有される中国から輸入のお茶につきまして一度問題になつたことがございまして、これにつきましては、平成八年の九月に、このフエンフルラミンを含有するお茶につきまして、現在と似た

ようなケースでありますけれども、障害が起こつてゐるケースがあるんで、注意喚起といふこと

で、都道府県に通知するとともに、中国当局にもその旨を伝達した経過がござります。

それから、その後、現在問題になつております。

いわゆる糸之素胶囊、これがフエンフルラミンを含んでおりますけれども、この製品につきましても実は過去にやはり問題がございまして、当省からも平成十二年十二月と平成十三年六月の二度にわたつて、やはり都道府県を通じて必要な注意喚起と監視指導を要請しているということをごぞい

ますので、従来からいろいろ問題のあった製品でございますけれども、今回また被害症例が出たと

いうことで、再度発表し、注意喚起し、都道府県

を通じての監視指導を徹底させたという経過でございます。

○櫻井充君 BSEのときと全く一緒ですね、これは。BSEのときだつて、注意喚起が何かしたわけですよ、肉骨粉を使うなと。それで、結局のところは、水際で止めていたつもりかもしれないけれども止まつていなかつたというのと全く同じじゃないですか。薬害エイズのときも同じだし、クロイツフェルト・ヤコブも同じですよね。

なぜその注意喚起で済むと思つたんですか。

○政府参考人(宮島彰君) このフェンフルラミンを含んでいる製品は、これはいわゆる薬事法上の未承認医薬品でございますので、未承認医薬品を販売するということであれば、当然薬事法違反ということで取締りの対象になつております。そういう趣旨で、都道府県を通じてその取締り指導を徹底させたといいます。

ただ、今回の経過を見ますと、いわゆる個人輸入の形で入手されたケースが結構ございまして、そういうものについては、いわゆるその輸入される方御自身に対してむしろ直接的な注意喚起をして、そういうものを使用しないというものを併せて行わない効果が上がりませんので、そういうものを含めて今回行つたということであります。

○櫻井充君 これまでの行政措置というのは適切だったとお思いですか。

○政府参考人(宮島彰君) 私どもとしては、このフェンフルラミンの含有する製品が問題であるということは從来からフォローしておりますし、しがいまして、さつき申しましたように、何度かその取締り指導の徹底と注意喚起を行つてきたということでございますので、できる限りのことはやつてきたと思いますが、ただ、これは先ほど申しましたいろいろなルートで入つてまいりますので、それを行政サイドで一〇〇%阻止するといふますが、というのはなかなか難しい点がござりますが、それでも、今回改めてそれを重ねて指導通知でもつて徹底と注意喚起を行つたということであります。

○櫻井充君 それでは、今、行政だけでは難しいことになります。

そういう形になつてくる。だとすると、あとはどうするんでしょうか。ういう形でその被害に遭わないようになります。

つまり、個々人が購入した際に、その個々人の知識で、何らかの成分の名前が書いてあって、その成分の名前から自分はこれは危ないから買うのをやめようと、そう判断できる人が果たしてこの世の中にどのぐらいいらっしゃるんでしょうか。

そのことを考えてみると、どこかで何らかの形で阻止しない限りは難いわけですね。

じゃ、アメリカはなぜそのところで、もうこれには使用禁止ですかね、若しくは販売禁止でしょか。その措置を取つていてるわけでしょう。それから、イギリスもそういう形で警告を発しているわけですね。

なぜ日本はここで販売禁止とかそういう措置にはならないんですか、輸入禁止とかですね。輸入禁止でもいいと思うんですよ。輸入禁止なり、個人輸入でやつてきてる人たちに対してでも結構ですが、その輸入禁止措置は取つてているんですか、じゃ。

○政府参考人(宮島彰君) これは先ほど言いましたように未承認医薬品ですから、正に薬事法上は販売禁止といいますか、販売することは違法になるということは明白であります。

○櫻井充君 つまり、これはもう販売しているだけで違法なんですか。

○政府参考人(宮島彰君) 未承認医薬品の販売行為そのものがもう薬事法違反になります。

○櫻井充君 これ、仮に健康食品という位置付けになった場合はどうなるんですか。

○政府参考人(宮島彰君) 私が申しました未承認医薬品というのは、今回のケースで言いますと、一つは減肥といういわゆる薬の効能を表示、標榜したという点、それからもう一つのケースは、いわゆる乾燥甲状腺末、フェンフルラミンという医薬品でなければ使用できない製品を含まれていたということでもつていわゆる未承認医薬品である

ことが明白であるために薬事法違反ということを整理したわけであります。

○櫻井充君 しかし、何回も繰り返しますが、健康食品という位置付けになった場合には、そうすると、これはどういう網を掛けることが可能になります。薬事法ではなくなるわけですね。

○政府参考人(尾崎新平君) 先生の御質問にお答えするには、薬事法の面からと食品衛生法上の面、両面からの対応を御説明することになろうかと思つております。今、医薬局長からお答えしましたのは薬事法上からの対応という面からのお答えでございます。

私の方からは、食品衛生法上の取扱いという、食品という形での取扱いについてお答えを申し上げますと、いわゆる健康食品という形で、今、医薬品として承認をしないで売られていると、いわゆる薬というふうに判断されるものについては薬事法上の取扱いで違反であるというふうな取扱いになつておるわけでございますが、そういうふうなものは当然食品でないと、医薬品であるという取扱いになるということがまず一つでございます。

そうでない、そういう成分が含まれておらない、医薬品と考えられるような成分がないというもののについては基本的には食品というふうに取り扱われるということでございます。薬でないという範疇を除けば食品、お口に入つてくるものは食品と、そういう整理になります。

○櫻井充君 そうすると、こういう事故をこれから減らしていくためにはどういう手立てができるとお考えなんでしょうか。

○櫻井充君 もちろん、根底にあるのは、やせれば美しくなるんだという勘違いするようなコマーシャルをしたりとか、本当にもう雑誌からテレビからラジオから、何でもやせればいいみたいな感じになつていいわけですよ。この勘違いを取つてくるといふことは極めて重要なことだとは思いますが、それ以外に、やはり何らかの、こういうことで、これは輸入できませんよとか使用できませんよといふことを徹底していくためにはどのような形の、行政として対応、どう行政が対応すればいいと考えですか。

○政府参考人(宮島彰君) 日本国内にはいろんなルートで入つてまいりますし、国内に入りました

康食品という中で、それぞれがいろんな健康食品としてうたつてある中身がございますが、そういった中身につきまして、表示の問題でございまして、あるいは場合によつてはその製品を取去すとか、あるいは場合によつてはその製品を取去してどういった成分が含まれておるかと、そういうのを食品衛生監視の面からの対応をしていくといったものを食品衛生監視の面からの対応をしていくというのが実情でございます。

○櫻井充君 ちょっと別な角度からお伺いしたいんですが、このフェンフルアミン自体は今、日本では販売なり、どんな製品でも結構ですが、販売なり使用はできないことになつていてんですか。

○政府参考人(宮島彰君) このフェンフルラミンはいわゆる医薬品としても現在は承認されておりませんので、まして食品としての流通も認められていませんという状況であります。

○櫻井充君 これは、まだこれまで認可されていなかったということなんですか。それとも、アメリカやイギリスのように認可されたものが取り消されただということなんですか。

○政府参考人(宮島彰君) 元々こういうものを含む有する医薬品なりは承認してもおりませんし、当然、食品としても流通を認めないとということあります。

ら、当然、私ども薬事法なりあるいは食品衛生法の立場から必要な取締りをするわけでありますけれども、なかなかそれについても限界がござりますので、やはりいわゆる元から断つといいますか、やはり私どもも、今回、中国当局に対しまして、こういう日本で起ころうとしている状況を伝達します。やはり中国当局においても必要な規制なり取締りをやつてもらうということを要請していただきたいと思いますし、今後とも、中国当局と適宜情報交換して、やはり相互の、両国で協力し合ってこういう製品を排除していくという措置を取つていただきたいというふうに今考えております。

○櫻井充君 被害者がこれ以上出ないよう、できるだけ努力していただきたいと思います。

それでは、前回、ベッドの削減のことについてお伺いました。そのときに、ほとんどベッドが減つてしましました。今回、ちょっとびっくりしたことがあるんですが、これは千葉県の例です。千葉県の東葛南部というところでも、特別加算などによって基準ベッド数よりも千八百七十七増やしていいとか、印旛・山武でも千二百四十九ベッドを増やしていいという特例措置が取られているんですね。

ベッドが多い多いと言つて、ベッドを削減しながら、一方でこういう特例区を設けてくるというのは、これ極めておかしな話だと思いますが、いかがですか。なぜ、こういふことをやつていいんですか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 千葉県の東葛南部と印旛・山武という医療圏のことについての御質問でございますが、経緯を申し上げますと、昨年の十二月に、千葉県知事の方から、こここの病床数の加算について協議がございました。

県の方の意見といたしましては、この二つの地区につきましては、人口急増地域で今後とも医療需要の増大が見込まれるということ、また、現時点において救急医療を始めとする医療資源が極めて不足をしているということ、そして、そういうことがありますので、ほかの地域への入院患者の

○櫻井充君 被害者がこれ以上出ないよう、できるだけ努力していただきたいと思います。

それで、前回、ベッドの削減のことについてお伺いました。そのときに、ほとんどベッドが減つてしましました。今回、ちょっとびっくりしたことがあるんですが、これは千葉県から出されていることも考慮いたしまして、この東葛南部と印旛・山武の医療圏につきましては基準病床数の加算を認めたものでございます。

ただいま先生が合計で三千百二十六床の増といふことを申されましたけれども、既にこの地域の病床数に加えるという意味では千九百八十七床加えられるということをございます。

○櫻井充君 不思議なんですよ。それは現行の例です。千葉県の東葛南部というところで、特別加算などによって基準ベッド数よりも千八百七十七増やしていいとか、印旛・山武でも千二百四十九ベッドを増やしていいという特例措置が取られているんですね。

ベッドが多い多いと言つて、ベッドを削減しながら、一方でこういふことをやつていいんですか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 千葉県の東葛南部と印旛・山武という医療圏のことについての御質問でございますが、経緯を申し上げますと、昨年の十二月に、千葉県知事の方から、こここの病床数の加算について協議がございました。

県の方の意見といたしましては、この二つの地区につきましては、人口急増地域で今後とも医療需要の増大が見込まれるということ、また、現時点において救急医療を始めとする医療資源が極めて不足をしているということ、そして、そういうことがありますので、ほかの地域への入院患者の

○櫻井充君 被害者がこれ以上出ないよう、できるだけ努力していただきたいと思います。

それで、前回、ベッドの削減のことについてお伺いました。そのときに、ほとんどベッドが減つてしましました。今回、ちょっとびっくりしたことがあるんですが、これは千葉県の東葛南部と印旛・山武の医療圏につきましては基準病床数の加算を認めたものでございます。

ただいま先生が合計で三千百二十六床の増といふことを申されましたけれども、既にこの地域の病床数に加えるという意味では千九百八十七床加えられるということをございます。

○櫻井充君 不思議なんですよ。それは現行の例です。千葉県の東葛南部というところで、特別加算などによって基準ベッド数よりも千八百七十七増やしていいとか、印旛・山武でも千二百四十九ベッドを増やしていいという特例措置が取られているんですね。

ベッドが多い多いと言つて、ベッドを削減しながら、一方でこういふことをやつていいんですか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 千葉県の東葛南部と印旛・山武という医療圏のことについての御質問でございますが、経緯を申し上げますと、昨年の十二月に、千葉県知事の方から、こここの病床数の加算について協議がございました。

県の方の意見といたしましては、この二つの地区につきましては、人口急増地域で今後とも医療需要の増大が見込まれるということ、また、現時点において救急医療を始めとする医療資源が極めて不足をしているということ、そして、そういうことがありますので、ほかの地域への入院患者の

○櫻井充君 日本全体の病床数という意味では削減の方向に向かうべきだというような意見があることは事実でございます。

ただ、それぞれの地域におきましては、今申し上げましたように、人口が急に増えることが予測されている地域、また現に増えつつある地域、そ

○櫻井充君 減つていらないじゃないですか。

この間答弁もらつたとき、何床だったか忘れましたけれども、増えていますよ。減らしてある傾向なんて全然違うじゃないですか。ベッドが多ければ医療費がどんどん増えていくからベッド削減しなきゃいけないとおっしゃつているわけでしょ。平成九年にそう言つたんじゃなくて、それなのに、こんな特例措置だといつてベッドを一方で増やしていただら説明付かないじゃないですか。それなのに、こんな特例措置だといつてベッドを一方で増やしていただら説明付かないじゃないですか。医療費をどうするかということだつたわけでしょ。無駄な医療をどうやって減らしていくのかという議論なわけですよ。言つていいことやつていてること違つじやないですか。

もう一回御答弁、大臣、こういう特例区を設けてどうやつてベッドを減らしていくんですか。

○国務大臣(坂口力君) 人口というのは、これはかなり変動するわけでありますから、人口がうんと減つていくところもあれば増えてくるところもある。この千葉県のこの例が、人口、これが急増したのなら、それは一方において人口が減つたところは、当然のことながら減らしていく。日本全体としてのベッド数を減らしていくということですね。今のこれから人口増のところは実は適正数なんです。人口が増えないところこそ、そういう考え方には間違つて、方向、金然違うんですよ。今のところは、これから人口増のところは実は適正数なんですね。人口が増えないところこそ、そういう考え方には間違つて、方向、金然違うんですよ。今のところは、当然のことながら減らしていく。日本全体としてのベッド数を減らしていくことですね。これが整合性がないというふうに思つておられます。したがつて、全体としてはこれはもう減らす以外にありません。減らしていきたいといふふうに思います。

ただ、減らしていきたいんですけど、ベッドを減らして、そして入院日数を少なくしていくと、こ

○櫻井充君 おっしゃるとおりなんです。この間、私、そのことについて指摘させていただきました。要するに、住宅政策などでやつていくんじやないだろかということ。

○櫻井充君 おっしゃるとおりなんです。この間、私、そのことについて指摘させていただきました。要するに、住宅政策などでやつていくんじやないだろかということ。

○櫻井充君 おっしゃるとおりなんです。この間、私、そのことについて指摘させていただきました。要するに、住宅政策などでやつていくんじやないだろかということ。

○國務大臣(坂口力君) それはそのとおりであります。しかし、全体がそういう状況になつてしまつて、そういうふうにできることがベストといふふうに私は思います。

ただ、それぞれの地域におきましては、今申し上げましたように、人口が急に増えることが予測されている地域、また現に増えつつある地域、そ

いなないこともまた事実でありまして、そこを全体でどのように受け入れ態勢を作つていくかということともこれは検討していかないといけない。だから、ここが人口が増えたからといって安易にこれから増やすということは、これは僕は余りやつちやいけないと思いますから、そこはしっかりとやつていくようにならうと思います。

○櫻井充君 だつて、今、土地の問題の話もされましたけれども、別に、そこに病院造るわけですから、別に病院じゃなくて介護の施設でもいいんだと思うんですよ。そしてもう一つは、社会的入院で、これからとにかく、リハビリも兼ねてでも結構ですけれども、そういう人たちの施設を同じような敷地内に造ればいいということなんぢやないでしようか。

なぜそういうことを言つているかというと、実はここ八千代市に女子医大が来ようとしているんですよ。その女子医大が来ようとしているときに物すごい莫大な金を積んでいるんです、最初の見積りより大分減らされましたけれどもね。どうもここどころにまたいろんなどろどろどろした動きがあるんですよ。ですから、こういう地域に病院を増やしていくよりは、今、大臣が正しだと思ひますので、改めてこここの点について御検討いただきたい。

今、まだ現時点で千床程度増やせることになつてゐるんですけど、その部分は取り消されたらしいんじやないかと私は思ひます。取り消すか取らないかはこれから地方自治体との話合いがござりますが、一度合議していただきたいと思うんですね。そして、ほかの施設を造つて、病院じゃなければ、ですから地域の方々とこれこそ合議されますから、ですから地域の方々とこれこそ合議された方が、一度合議していただきたいと思うんですよ。そして、ほかの施設を造つて、病院じゃないほかの施設をつけて医療費の削減の方向に考えられたらしいんじやないかと思ひますけれども、いかがでございましょう。

○国務大臣(坂口力君) そこは地元の知事さん始

め、皆さんともよくお話をさせていただきたいと、いうふうに思います。我々の思つておりますことともこれは検討していかないといけない。

○櫻井充君 では、是非御検討いただきたいと思います。

それから、入院費のことに関してもう一つ提案がございますが、いわゆる院内感染がございます。その院内感染の患者さんは、要するに抗生物質が効かなくなったりとか、M.R.S.Aとかいろんな菌が発生して肺炎を起こしたりとかすると一体どうなるか。

これはある病院のデータなんですけれども、非感染群の平均の在院日数が二十六・八日、九八年から九九年に掛けては十七・六日だということなんですが、感染群になるとどうなるかというと、入院日数が四十五・七日で、九八年から九九年は二十七・六日でして、請求の点数の平均が非感染群だと十一万五千点ぐらい、感染群だと二十一万五千点だといふんです。つまり、感染を起こすこと一ヶ月でこれだけ医療費が違つてくるんですね。

そうすると、変な話ですけれども、院内感染を起こしてちょっと入院長くしちゃつた方が病院としては収益上がるんですね。これはなぜかというと、抗生物質の第三世代とか第四世代と言われるものがあります。これを使つた方がM.R.S.Aに感染しやすいと言われていて、この方が薬価が高いんですよ。そうすると、そういうものを使つて、言葉は悪いですけれども、感染者が増えた方がむしろ病院としての収益が上がつてくるような今構造になつているんですね。

どうやつてこういう院内感染を防いでいるかと使つて、言葉は悪いですけれども、感染者が増えたんですね。私が一つ提案させていただきたいのは、今は治療したら何点なんですよ、院内感染に関して言つたら。そうじゃなくて、病院に院内感染で起つた、例えばM.R.S.AならM.R.S.Aでの治療費は幾らしか払えませんと最初からマルメ方式で出してしまつたら、みんな必死になつて金使わないので済むように努力するわけですよ。むしろ、そういう保険点数でインセンティブ掛けていつた方が私はいんじやないかと思つていてるんですが、いかがでしようか。

○政府参考人(宮島彰君) 院内感染につきましては、今御指摘のように、やはりこれをできるだけなくすということは非常に重要なことでございま

して、そのためには一応、発生の防止、それから感染拡大の防止、発生した事例の原因究明というボイントを中心にして今取り組んでいますところでございます。

○櫻井充君 では、是非御検討いただきたいと思います。それから、院内感染対策サーベイランスの実施をしておりますので、そういう院内感染のもととなるいわゆる原因の菌を常時フォローアップして、それに対し適切な対応をしていくというこ

と。それから、医療機関につきましては、いわゆる院内感染のためのガイドラインを作つていただきということで、国の方におきましても、現在、総合的ガイドラインを策定しておりますし、それから今後、院内感染についての総合的な対策をするということです。

○櫻井充君 果たして今のやり方で実効性はどれだけあるんでしょうか。つまり、いろんな教育をしますといつたって、現場できちんとやれなければ全く、残念ながら机上の空論でしかないんだと思うんですね。

私が一つ提案させていただきたいのは、今は治療したら何点なんですよ、院内感染に関して言つたら。そうじゃなくて、病院に院内感染で起つた、例えばM.R.S.AならM.R.S.Aでの治療費は幾らしか払えませんと最初からマルメ方式で出してしまつたら、みんな必死になつて金使わないので済むように努力するわけですよ。むしろ、そういう保険点数でインセンティブ掛けていつた方が私はいんじやないかと思つていてるんですが、いかがでしようか。

○国務大臣(坂口力君) ここは院内感染だけの話

ではないと思うんです。ほかの、例えば褥瘡を作るのはと作らないのでしたら、褥瘡を作つた方が長く入つてゐるんですよ、これは。褥瘡を作らずにちゃんとお世話して、そして看護をした方が安く付く。それから、関節の拘縮を起こしてしまえばこれが高くなっている。だから、ここをやり抜きますためには、診療報酬の中でのことをどう評価するかということに私はなつてくると思うんですね。

だから、この評価の中で、いい医療を行つたところに対する評価、そしてそうでないところに対する評価、これをどうするかということを考えないと、いとけないと思ひます。

○櫻井充君 大臣、正しく本当におっしゃるとおりだと思います。何か九月に内閣改造があるので、それから今後、院内感染についての総合的な対策を行つて、有効な院内感染対策を構築していくと、いう方向で今取り組んでいるところでございます。

○櫻井充君 果たして今のやり方で実効性はどれだけあるんでしょうか。つまり、いろんな教育をしますといつたって、現場できちんとやれなければ全く、残念ながら机上の空論でしかないんだと思うんですね。

私が一つ提案させていただきたいのは、今は治療したら何点なんですよ、院内感染に関して言つたら。そうじゃなくて、病院に院内感染で起つた、例えばM.R.S.AならM.R.S.Aでの治療費は幾らしか払えませんと最初からマルメ方式で出してしまつたら、みんな必死になつて金使わないので済むように努力するわけですよ。むしろ、そういう保険点数でインセンティブ掛けていつた方が私はいんじやないかと思つていてるんですが、いかがでしようか。

○国務大臣(坂口力君) ここは院内感染だけの話

きやいけない部分もあるんだと思うんです。

そういうことを考えていけば、必ずしもみんな、これから国民の方々も含めて全員で努力をしていくことが極めて大事なことなんだと思います。しかし、そういう努力をした上でやはり医療費はこれ以上削減できませんねということになつたら、二割負担は仕方ないから三割にしてくださいと言つたって、それから政管健保の皆さんに保険料をちょっと多く払ってくださいよと言つたって、私は納得していただけないんじやないかと思うんですよ。

医師会の方もたしか大反対に、衆議院のときははたしか賛成されていたはずなんですが、反対に回つてきましたから、やはり医療の現場でどういうことが起こつてくるかということが分かつてゐるんだと思うんですね。

改めてお伺いしたいんですが、本当に今まで努力をされてきたのか。努力をした結果、やはり負担増を求めなきやいけないのかどうか、その辺について御答弁いただけないですか。

○国務大臣(坂口力君) それは、今まで努力をされてきたのか。努力をした結果、やはり負担増を求めなきやいけないのかどうか、その辺について御答弁いただけないですか。

しかし、努力を重ねてはきましたが、少子高齢社会に直面をしたこの時点で考えれば、更に大きな改革が必要だということだろうに思ひます。今までの延長線上で考えていたのではない改革、思い切った改革が必要になつてしまっている。そのことは、今御指摘のように、ペッソードの問題もそのとおりでござりますし、そして何をもつて評価をするかということも問題でござりますし、その一番根幹のところにやはり切り込みます。

○櫻井充君 是非、国民の皆さんに納得できるよ

うな、そういう形にしていただきたいと思います。

それからもう一つ。これは救急医療をやつている現場の先生からいた声なんですかね。一でも、ペッソードは削減しますと言つて一つも減つていらないようなこういう状況で二割を三割にしてくださいと言つたって、それから政管健保の皆さんに保険料をちょっと多く払ってくださいよと言つたって、私は納得していただけないんじやないかと思うんですよ。

この当直というのは、これは勤務になるんですか、それとも時間外ということになつてゐるんでしょうか。(日比徹君) 今お尋ねございました件でござりますけれども、いわゆる宿直の取扱い問題であろうと思いますが、労働基準法的に申し上げますと、いわゆる宿直につきましては、一定の条件を満たしたものとして監督署長の許可を受けて場合には、例えば一日八時間を越したときの時間外割増手当、この支払等をしなくともいい場合が起りますが、その場合でも、今例え三十時間ぶつ通しでというようなお話をされましたので、先ほど申し上げました一定の条件を満たした時間外割増手当、この支払等をしなくともいい場合が起りますが、その場合でも、今例え三十時間ぶつ通しでというようなお話をされましたので、先ほど申し上げました一定の条件を満たしても、その中で現実に、いわゆる監視、断続的業務ではなくて治療行為等が現実に入つてくるということになりますと、その時間分につきましては当然割増賃金の支払を要する労働時間ということになるということございまして、その支払が要るかということになりますと、先ほどども申しあげましたように、一定の条件を満たしておれば四十時間の外になると。

ただ、御指摘がいろんなケースお含みでございましょうから、今申し上げたのは、法律ではそういうふうに取り扱つておると、実態がまた異なれば実態に合わせて判断しなければならないということでござります。

○櫻井充君 賃金云々じゃなくて、労働条件のことなんですよ。

私も全く寝ないのでその後次の日勤務したこともありますけれども、もしその夜も基本的に、例えありますけれども、もしその夜も基本的に割り当てられたとすると、週四十時間というままで労働条件が決められているわけですよ。三十六時間続けて働いて

もいいのかもしれません、そうなつたら、一週間当たり幾らという今まで考え方方に立ちますね。一週間で四十時間と、まず後は超過勤務なら超過勤務の扱いになるのかもしれないけれども。

その基本的な四十時間の中に当直というのは当てはまるんですか。

○政府参考人(日比徹君) 労働基準法の状況から申し上げますと、いわゆる監視、断続的労働と一般的に呼ばれるもの、これはございます。それから、労働には密度がそれぞれございます。したがつて、どういう場合に労働時間と呼ぶかということを一律にあらかじめ申し上げることはできないわけです。

ただ、お尋ねは、恐らく本来、業務をやつておつて、そのほかに宿直とか当直と言われる、これが実態はいろいろだらうと思いますけれども、恐らく宿直とか当直と言つてるのは、他の時間帯に通常行つてゐる業務じやないつもりでといいますか、一定の巡回をするとか、そういうものとして予定されて当直あるいは宿直と言つてゐるものが一般でございまして、そういう場合であれば、先ほども申し上げましたように、一定の条件を満たしておれば四十時間の外になると。

○国務大臣(坂口力君) 医療従事者の在り方といふのは全体にやはり見直しが必要だというふうに思いますのは、現在の何時間働いてといふようなことも、今まで非常に大学病院を始め大きい病院もかなりルーズに私はやられてきたとと思うんですけど、何時間寝ずに夜やつたからそれが皆時間外になるとかならないとか、請求もしないし、今まで、それが労働時間に入れるとか入れないとかというふうに取り扱つておると、実態がまた異なれば実態に合わせて判断しなければならないということござります。

○櫻井充君 そうすると、救急病院なんかの場合に、勤務をする、そして日常ほとんど、例えば睡眠時間が数時間とかそういう確率だったとすると、ここは基本的な労働時間の中にもう当てはまるところがある。それは医師だけではなくて、看護婦さんも含めて医療従事者全體についてそうなつてきているところがある。

また、衆議院の方では、大学病院辺りから、今まで、衆議院の方では、大学病院辺りから、今まで非常に大学病院を始め大きい病院もかなりルーズに私はやられてきたとと思うんですけど、何時間寝ずに夜やつたからそれが皆時間外になるとかならないとか、請求もしないし、今まで、それが労働時間に入れるとか入れないとかというふうに取り扱つておると、実態がまた異なれば実態に合わせて判断しなければならないということござります。

なぜかというと、過労死している人もいるからです。体の具合が悪くなつてゐる人もいるからなんです。当直明けで勤務しなきやいけないといふのは物すごく大変なんですよ。宮城県のある病院は、当直一人じゃ済まなくて、もう夜間外来で、こんなのが、夜中の外来ですよ、深夜外来。当

直医、ついに一人になりました、二人体制にしましたけれども。もう現状、そういうところは一杯あるわけですよね、救急病院の中でいうと、ただかなきやいけないと思うんです。

そうすると、その人たちの労働というものがどういう条件なのかということをもう一度考えて、ただかなきやいけないと思うんです。

そこで、もう一点。こういうことで考えてきたときの労働条件だったとすると、今の医者の数なりで絶対足りないんですよ、現場に行けば、この人たちが例えば三十六時間働くということになると、四十時間しか働けないんだから、もうあとわずかしかないわけです。そうしたら、三日間も四日間も続けて休めるかといったら、現場じゃとては休めないわけですから。

そういうことを考えてくると、医者の数だって足りないんじやないかと私は思つてゐるんですよ。坂口大臣、その辺はどうお考えですか。

○国務大臣(坂口力君) 医療従事者の在り方といふのは全体にやはり見直しが必要だというふうに思いますのは、現在の何時間働いてといふようなことも、今まで非常に大学病院を始め大きい病院もかなりルーズに私はやられてきたとと思うんですけど、何時間寝ずに夜やつたからそれが皆時間外になるとかならないとか、請求もしないし、今まで、それが労働時間に入れるとか入れないとかというふうに取り扱つておると、実態がまた異なれば実態に合わせて判断しなければならないということござります。

○櫻井充君 そうすると、派遣業とかなんとかというようなことを取つてゐるのか取つてないのかといふようなことも問題になつてきてる。そんなのをなしに、あそこへ行つたらどうだ、ここへ行つたらどうだという話に今までなつてたのが現実だと思うんですね。余り、いわゆる労働契約的な

ことというのは抜きにした話に今までなつてきました。しかし、事ここまで参りますと、それはしかしそうはいかない事態に立ち至っているというふうに思います。

ですから、今度、診療報酬体系の見直しの中でホスピタルフィー・ドクターフィーを明確にいたしますときに、そうしたことやはり考慮に入れて、一体、病院なりそして診療所なりがどれだけの費用が掛かるのかということをひとつ明らかにしていかなければいけないというふうに、私は率直にそう思つております。

○櫻井充君 おっしゃるとおりだと思うんです。それで、急性期病院、慢性期病院となつたとき、急性期病院の人員配置というものをもう一度考え直さなければいけないと思つていますし、労働条件というのも改めて検討し直さないとなかなか難しいんじやないだろうかと、そう思つています。

そしてもう一点。その中で、今度は医者の診療報酬といいますか、その報酬が一体どうなのか。ちょっと今日は一例だけですけれども、例えばアメリカの入院期間は短いといつて一日しか入院しない。例えば盲腸なんかの場合でも大体二百四十万円ぐらいだと言われています。日本ですと、一週間ぐらいだとしても三十万円から四十万円ぐらいいだということになつていて、医者の数はある部分減らして、ベッドのある部分減らしていく、その代わり医者をどこかに集中させて、なおかつ労働条件といいうものを見直しもする必要性がありましたが、その中でいったときに、やはり医療のある部分の技術に対する評価というのも変えてしまだかないと、こういつた幾ら統合していくことを、私たちはなかなか制度として難しいんじやないかと思つてますが、この点について、最後御答弁いただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(坂口力君) そこは全体の中で考えていかなければなりませんし、評価すべきところは評価をしていかなければならないというふうに思つます。

○國務大臣(坂口力君) そこは全体の中で考えて、日本で言われていた健康増進にかかるわる、あるいは健康づくりの施策にかかる部分に評価をしていかなければなりませんし、評価すべきところは評価をしていかないんじやないか。

評価をしていかなければならないというふうに思つます。

ただ、全体のそういう構造改革をやるということは、先日も申しましたとおり、必ずしも医療費を抑制できるというわけではありません。無駄を省いていくと、そこは徹底的に省かなければなりませんけれども、増やさなければならぬところには増やしていく必要があります。

○朝日俊弘君 民主党・新緑風会の朝日でござります。

今日は、貴重な時間を是非健康増進法に絞つてお尋ねをしたいと思います。

あえてこの健康増進法に絞つて御質問させていただきますのは、たまたま今回健康保険法とこの健康増進法とがセットで提案をされておりまして、部分的に健康増進法にかかる質疑はこれまでにもところどころでお聞きをしたんですが、まとまってこの法律についてどう考えるかという議論が必ずしも十分ではなくて、このまま成立するというのにはいささか問題なしとしないと、こういう気持ちで幾つか問題をお尋ねしたいと思います。

まず、この健康増進法という法律は「一体どういいう法律なんだろか」ということをちょっと考えてみました。当然、この法律の「目的」というところを読んでみると、「国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定める」と、こういうふうに書いてあるわけです。そうすると、これは相當に健康問題に関する基本法のような法律なのかなというふうに最初思いました。しかし、ずっと各項目を読んでいきますと、どうもここの法律は健康という概念、WHOが定めている健康という概念とは違つて、かなり狭い範囲のことしか想定していないんじやないか。

健康の増進の総合的な推進に関する基本的な事項ということではなくて、むしろ従来から言われていた、日本で言われていた健康増進にかかるわる、あるいは健康づくりの施策にかかる部分に評価をしていかないんじやないかと思つて、この点について、最後御答弁いただいて、私の質問を終わりたいと思います。

ついての法律で、しかもその中はいわゆる生活習慣病の予防対策を主に目的というか、ターゲットとして作られた法律というふうに読めなりません。

私は、本来でしたら、まず健康の問題を考えるに当たって、健康に暮らせるための基礎的な総合的な施設が必要だ。例えば都市環境、ディーゼルの排ガスの問題から様々な騒音の問題まで、ある

いは東京で言えば日照権、日が当たらない住宅がたくさんある。さらには、最近しばしば食の安全が脅かされている。BSEの問題しかり、先ほど

の健康食品の問題もしかり。食の安全確保がどのようにきちっと確保されているのか。さらには、最近シックハウスという言葉が出てきた。その住宅、その建物に入るだけで不健康な状態になる。

こういう住むところあるいは暮らす町、そういうところの基本的な健康のための環境づくりというのが、まず第一に健康を保つためには、あるいは健康を増進するためには、そのところにまずは問題意識をきちっと当てるということが必要なではないかというふうに思つていてるわけです。それが健康政策の基本だろうとまず思つていてるんですけど、その点についてはこの法律では何も記載されていないし、問題意識すら読み取れない。こ

こは一体どういうお気持ちでこの法律を作られたのか、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(坂口力君) そこはなかなか痛いところを突かれているわけでございますが、健康そのものを増進を図るということには、今御指摘のように、一つはこれはもう生活様式、そして環境、そして食生活、これはやはり健康を守るために三要素と申しますが、三大条件だというふうに思つております。

ただ、今回のこの法律は、そういう全体のこと

そうしたことによつて日本の、日本国民の健康が大きくむしばまれていると。これも事実でございまして、そこに焦点を当てた法律にしたというこ

とでございまして、だから、その周辺ネグられて

いるところは必要ないのかといって先生に詰められますが、それは決してそういうことではなくて、大きな環境の問題等もあるんだろうというふうに、率直にそう思つております。

○朝日俊弘君 随分素直にお認めになるので

ちょっと話が続けにくいくらいですが、私は、せっかく作るなんなら健政策に関する基本法みたいなものを是非作つてほしかったと思うんですね。

そういう観点で、ちょっと非常に期待が大きいものですから、その期待の大きさに比例して、中身を見るところがかりする度合いも大きくなると、こんな感じであります。是非、少なくともこれからどうするかとということをお互いに考えなきゃいけないと思いますが、健康政策にかかる基本的な項目についてどこかできちつと整理をし、ある

いは明確に提起する必要があるんだということは是非御認印いただければ大変有り難いというふうに思つます。

さてその次に、じゃ取りあえず健康づくりの推進というところに焦点を当ててこの法律を具体的に運用していくことと、こういうお考えだとして、だとしても、それでも、その健康づくり全体の活動

に向いてるような気がしてならないんです。

これは從来から公衆衛生の分野に活動してきたおられる皆さんに共通するある種の視野狭窄だと私は思つていてるんですけど、例えば健康づくりを推進していくためには、まず一つは基礎自治体である市町村で、どういう健康づくり推進のための支援プログラムあるいは相談活動、こういうことがどれだけ着実に積み重ねていけるか、あるいは実態として作り出していくか。さらには、学校や

職場においても、最近極めて注目されているメンタルヘルス、心のケアの問題も含めて気楽に相談できる健康相談体制がどうやって作られていくのでしょうか、安全衛生対策がどのように進められているのか、こういう基礎的条件がないと、本来目指そうとした健康診査の意味も十分に生かされないんです。それどころか、下手をすると、健診だけをやりますと健診ノイローゼを作る。

だから、あくまでも、そういう支援体制あるいは支援プログラムあるいは相談体制ということがあって、そういうことの上に健診があれば十分にそれを生かすことができるし、また問題が起これば受け止めることもできると、こんなふうに思つていいではないかななど思いつつ、どうもやはり力点が、健診、そして健診のデータの問題に焦点が当たっているような気がしてならないんですねが、この点についてはどうお考えですか、大臣。

○國務大臣(坂口力君) そこは、それほど健診の問題に絞つておるわけではないというふうに思つてます。

これもう健康は、もう一度繰り返しになりますけれども、健康を見ましたときには、そこにすべてのものが健康に集約されてくるわけですね。先ほど先生が御主張になりました、環境の問題にいたしましても住生活にいたしましても栄養の問題にいたしましても、そのトータルとして健康度というものが存在すると私は思います。そうした意味ではすべてのことが含まれてはまいりますが、とりわけその中で今一番大きく問題になつております生活習慣病対策等、いわゆる元気な長寿社会、その目指していくために何が必要かというところに、一番の中心になつてていることは事実でございます。

そして、それを行つていきますためには、やはり個々人のいわゆる生活に対する相談といふことが一番大事でございますし、それはマンパワーがそこで一番大事になつてくると思うんですね。ここを抜きにしましてなかなかこの事業は進まない

いというふうに思います。それは、必ずしも医師だけでなく結構でございます。保健師さんであり、できる健康相談体制がどうやって作られていくのか、安全衛生対策がどのように進められているのか、こういう基礎的条件がないと、本来目指そうとした健康診査の意味も十分に生かされないんです。それどころか、下手をすると、健診だけをやりますと健診ノイローゼを作る。

だから、あくまでも、そういう支援体制あるいは支援プログラムあるいは相談体制といふことがあって、そういうことの上に健診があれば十分にそれを生かすことができるし、また問題が起これば受け止めることもできると、こんなふうに思つていいではないかななど思いつつ、どうもやはり力点が、健診、そして健診のデータの問題に焦点が当たっているような気がしてならないんですねが、この点についてはどうお考えですか、大臣。

○國務大臣(坂口力君) そこは、それほど健診の問題に絞つておるわけではないというふうに思つてます。

これもう健康は、もう一度繰り返しになりますけれども、健康を見ましたときには、そこにすべてのものが健康に集約されてくるわけですね。先ほど先生が御主張になりました、環境の問題にいたしましても住生活にいたしましても栄養の問題にいたしましても、そのトータルとして健康度というものが存在すると私は思います。そうした意味ではすべてのことが含まれてはまいりますが、とりわけその中で今一番大きく問題になつております生活習慣病対策等、いわゆる元気な長寿社会、その目指していくために何が必要かといふところに、一番の中心になつていることは事実でございます。

そして、それを行つていきますためには、やはり個々人のいわゆる生活に対する相談といふことが一番大事でございますし、それはマンパワーがそこで一番大事になつてくると思うんですね。ここを抜きにしましてなかなかこの事業は進まない

「生涯にわたつて、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない」。こういう書きぶりになつてます。この書きぶりでありますと、時には栄養士さんであり、あるいは看護師さんでありますから、そうした皆さん方の、あるいは薬剤師さんももちろん入つておりますし、薬剤師さん抜かしますとしからますが、そういうあらゆる分野の皆さん方の御協力を得てやはりやつていくんだろうというふうに思います。

そういう相談事業と、だから大きく言いますところの健診といいますものの中には、今まで健診といいますと、身長測つて体重測つて、レントゲン掛けて、打聴診ちゃんちゃんとやつてというよ

うなことが健診のイメージとして浮かび上がつてくるわけですから、これから健診は、それが地域の健診であれ、あるいは企業の中におきます健診であれ、そうした全体のことに対する相談をどうこなしていくか、メンタル面も含めましてどうこなしていくかと、いうことがやはり大きな課題になる。したがつて、一日、日を取つて、一日に全従業員でさつとやつてしまつというような健診では本当の健診にやはりならないだろうといふうに私も思つていてる次第でございまして、そ

うふうに私も思つていてる次第でございまして、その辺の今後の取組を一体どういうふうに改善をしていくかということが最大の課題になると思います。この法律を読んでいてもちょっとと読み取れないん健診では、これ最近の若い人は読んだだけに主役としてやつてほしいということを期待を込めて作られた法律なんだろうけれども、本人に嫌気が差すような条文ではこれ話にならない。

○朝日俊弘君 大臣のお答えになるようなことがこの点については、大臣、どう思いますか。

○國務大臣(坂口力君) ここは少し朝日先生と意見を異にしておりまして、個人の健康といふのは、やはりそれの人があまず自覚を私は持つてもらわないといけない。そこから私はスタートをしているというふうに思つております。もちろ

ん、国や地方自治体の責務というのも十分に私はあるというふうに思いますが、スタートはやはり個人がそれぞれ自分の立場でその思いを持つていただくところからスタートをすると。改めてここに書いたから問題なのかもしれませんけれども、本当はそういう思いを持っていただいた上で国が何をするかと、こう書けば先生の御批判はなかつたのかもしれません。

しかし、碎いていえば、僕はやはりそこはそ

うではないかと。だから、現在の人がそういう思いは持つていなければ、僕はやはり持つてもらわなければなりません。この法律を、まず最初に第一条「目的」というのがあります。先ほど御紹介したとおりです。そ

ういいけない。やはり、食べたいだけ食べて、飲みたいだけ飲んで、それでさあ治せと言われたつてそれはいかないわけですから、それは、個人でそこはやはり自覚をまずそれぞれしていただきたいと、スタートはそうではないかと。

私は、もうあえて論争はしませんが、個人の健康を増進し、あるいは健康を守り、育てていくためには、やっぱり本人がその気にならなきやいけない。しばしば、健診データに基づいてお説教をされればされるほどやる気がなくなるという例があるんですよ。ですから、そうではなくて、やっぱり本人の気持ちというか自発性というかをどう導き出すか、そしてどう健康づくりの取組に促していくか、それを国や様々な関係団体がどう支援していくか、こういうのが基本的なスタンスでないといけないと私は思います。大臣の方から反論されましたか、私はその反論には納得できません。しかし、いずれにしても、この法律の書きぶりは正直言つて余り感心できない書きぶりになつてゐるということを指摘しておきたいと思います。

さて、じゃ今度はこの法律がどういう組立てでできているかということで、ちょっと丁寧に縦、横見てみました。そうすると、この法律は大まかに三つの部分からでき上がつています。

一つは、厚生労働省がお作りになつた新旧対照表というのを見せていただきました。私は、この法律は新法だと思っていましたね。ところが、ちゃんと新旧対照表があるんです。何だろうと思つて見てみたら、十四本の法律がずらずらずつ並んでおりまして、それぞれの法律の中に

行う健康の保持増進のために必要な事業に関する必要な指針を公表することができる、するものとするというが入って、その指針というのは、健康増進法に規定する健康診査等の指針と調和が保たれたものでなきやいかぬということで、健康保険法、国民健康保険法、それから学校保健法、母子保健法、ずっと関連する法律が十四本並んでいまして、それぞれの各法の部分改正がまず一つのグループとしてあるんです。だから、これは今回新たに定める健康増進法の規定をそれぞれの各個別法にもきちんと取り入れてくださいよと、こういうことだというふうに読めます。

それから、もう一つの部分は、栄養改善法をほとんどそのまま引き継いだ部分が大変たくさんあります。ずっとマーカーで線引つ張つてみましたら、半分くらいが栄養改善法をそのまま引き継いでいるんですね。ですから、これは何か大半は栄養改善法の一部改正で済む話ではないのかと。何でこれが健康増進法という話になってきたのか、どうも組立てがよく分からなくなっているのが二つの部分。

それから、三つ目の部分は、新たに、それこそ新たに新しい法律として、とりわけ健康日本21という具体的な健康づくりのプランを進めていくための法的根拠といいますか法制化にかかる部分、基本方針を定める等々についての部分と、こいうふうな三部構成になつてているというふうに私は読みました。

しかし、それにしては、幾つかの既存の法律の一部改正の部分とそれから栄養改善法に係る一部改正の部分が専らとして、どうも新たに盛り込んだ部分というのは決して多くはないし、十分ではないし、極めて限定的なものになつてゐるなど印象を持つんですが、ちょっとこれ、どういうふうに考えたらいいのか、解説をしてください。

○政府参考人(下田智久君) 今回お願いを申し上げております法律案でございますけれども、健康増進法案の制定に伴いまして栄養改善法を廃止するという形を取つてございます。

これは、元々、栄養改善法が制定されましたのは昭和二十年代ということでございまして、低栄養による健康障害が見られるという時代に作られましたのでございまして、それに比べまして現在では過栄養あるいは偏った食生活によります肥満でありますとか糖尿病等の増加が見られまして、様々な生活習慣と関連する健康上の課題といったものが顕在化してきたといった背景を踏まえまして、従来、栄養のみに焦点を当てておりました栄養改善法から、生活習慣全般に着目をいたしました健康づくり支援のための法律へと抜本的な拡充を図るという考え方方に立つております。

このため、その構成でございますけれども、委員御指摘のように、大まかに、従来の栄養調査あるいは栄養相談、団体給食施設、そういういた従来の栄養改善法から引き継いだ部分も相当あるのは事実でございますが、一つ一つにつきましても今日的な観点から見直しを行つた上で引継ぎを行つておるというところでございます。また、新たに、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康など、生活習慣全般に関する健康づくりの基本的な事項につきまして健康日本21を展開してきたわけでございますが、この部分の法制化という観点から設けた規定、こういうふうに分けることができるというふうに考えております。

この新しく設けました規定の中には、健康づくりに関する全国的な目標、あるいは基本的な方向の提示、地方公共団体等における健康増進計画の策定の根拠、健康増進に関する調査研究の推進、健康診査に関する共通の指針の策定、受動喫煙防止のための措置といった、今後、健康づくりを展開する上で必要と考えておる事項を盛り込んでございます。

○朝日俊弘君 何か、さつき私が申し上げたような基本的な三つの構造の部分に突如、受動喫煙の話が入つてしまつて、このように考えておるところでございます。

○朝日俊弘君 何か、さつき私が申し上げたような基本的な三つの構造の部分に突如、受動喫煙の話が入つてしまつて、このように考えておるところでございます。

これまでどのように連携、協力できるんだろうか。あるいは、そのための支援はどのように行われるんだろうか。これらは、これからこの法律に基づいて、地域保健、学校保健、そして産業保健、今までばらばらに、あるいは個別に行われていた事業が実際に本当にどういったように連携、協力できるんだろうか。

また、健康増進法の中では、健康診査に関する共通指針というのがございますが、その中で、健康診査のデータの連続性を確保するといった観点から

ときちんと、受動喫煙の問題だけじゃなくて、もっと厳しく言うべきところは厳しく言つて下さい書き方だつてあると思うんですよね。

だから、何が言いたいかというと、何か基本的に組みが非常に古めかしさを残したところへ新しく健康日本21という部分と幾つかの部分が唐突に現われて、非常に整合性のない法律になつていて、この法律の組立て方については極めて私は不満足であります。一から作り直せと言うつもりはありませんが、そういう意味では幾つかの組立てそのものに限界を持つていて、この法律をきちんと定めて、その中で健康日本21の部分について総合的に触れるということがなぜできなかつたのかなという気がしてなりません。そういう意味で、この法律の組立て方については極めて私は不満足であります。一から作り直せと言うつもりはありませんが、そういう意味では幾つかの組立てそのものに限界を持つていて、この法律をきちんと定めることで、それが何とかなります。

さて、次に、もう少し具体論に入つていきます。

特に私が注目したいと思いますのは、この法律の中で、先ほども御紹介しましたように大臣が基本指針を定めるということになつております。特にその中で、何項目か基本指針を定めるという項目が挙げられているんですが、私はこの中で、五番目のところに書いてある健康増進事業実施者間における連携協力に関する基本的な事項、この部分について、どういう中身を基本指針として想定されているのか是非お伺いしておきたいなと思うんです。

といいますのは、実は先日、十六日、参考人をお呼びしたときにもお伺いをしたんですが、私は、これからこの法律に基づいて、地域保健、学年における連携協力に関する基本的な事項、この部分について、どういう中身を基本指針として想定されているのか是非お伺いしておきたいなと思うんです。

具体的にはどういうことかといいますと、例えば効果的な事業実施のための人材確保、養成、資質の向上といったことを考えております。これは各般にわたる方々がこの事業に協力をいただくことになりますので、こういった方々の相互のお互いの事業をどういうものかという理解がまず必要だと、どういうふうに考えますので、そういう研修を行ふとか、あるいはお互いの場合によつては人事交流を行うとか、そういうことによる資質の向上が必要だと考えております。

また、健康増進法の中では、健康診査に関する共通指針というのがございますが、その中で、健康診査のデータの連続性を確保するといった観点から

はそれぞれが連携、協力をしなければならないと
いうふうに考えておりまして、そのあriようをこ
こで書きたいと思つております。

また、こうした継続的かつきめ細かな連携、協
力を確保するためには、それぞれの分野の方々が
お集まりいただきまして、協議会等、調整の場を
作つていただきたいというふうに考えておりまし
て、そういう組織の設置、こういったことをこの
中で書いてまいりたい、このように考えておると
ころでござります。

○朝日俊弘君 意のため確認させてください。そ
れは大体いつごろをめどに作られる予定ですか。
仮にこの法律が成立をしたとすれば、いつごろを
めどに出される予定ですか。

○政府参考人(下田智久君) 九か月程度の余裕を
見て実施をしてまいりたいと考えております。

○朝日俊弘君 相当に、また後でも関連した質問
をしますが、随分とその発想というか手法とい
かノウハウというか、あるいは置かれた立場とい
うか、違う人たちが連携、協力するわけですか
ら、これは日本人の最も苦手とする部分でありま
すから、是非そこのところを十分踏まえた指針を
お願いしたいなど思うんですが。

さて、そこで今御説明の中にもちょっと出て
きましたが、健康診査、健診をやっている、それ
ぞれ地域保健の分野、学校保健の分野、産業保健
の分野で行われている健診の実施に関する指針も
これ別途お定めになると、こういうことのようだ
りますが、ちょっとどんな、健診にかかるる指
針についてはどんなことを内容をお考えなのか、
お尋ねしたいんです。

といいますのは、ちょっと気になりましたの
は、これも先日、参考人のお話を聞いていまし
て、高知の甲田先生が何か厚生労働省の依頼でモ
デル事業を行われていると。そこでは個人の健康
情報の標準化と健診データのデータベース化につ
いても検討をしてほしいと、こういうふうに要請
を受けているということで、いろいろ苦労話も含
めて御説明があつたんですが、今回の健康増進法
と調和が取れたものでなければならないとするよ

に定めるこの健診の実施に関する指針の中身は、
一体どういう中身まで想定して作られようとして
いるのか。特に、後の質問とも関連しますが、健
診のデータのデータベース化についてはどう考
えているのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(下田智久君) 生涯を通じまして個
人が自らの健康管理に積極的に取り組むための基
盤整備を進めることを目的とした健診増進法の案
では、個別の法律に基づく各種の健診につきまして共通の指針を策定し、それに合
わせて実施をしていただきたいという考え方を
立っているわけでございます。

この指針の中におきましては、まず一つは異なる健診機関によります検査結果につきまして相互に比較可能なものとするための方策を取り入れていただきたい、何か考えたい。例えば、適切な精度管理はどうあるべきか、検体の運び方はどうするかとか、そういうたよなことにならうかと存
じます。

二つ目としまして、健診がその場限りでなく生
涯を通じて経時的に比較できるような結果の通知
方法、どういった方法があるのかいろいろあるう
かと存じますが、そういった通知方法。あるいは
は、個人が健康新規情報を管理するといった観点から
の健康診査データの取扱いをどうするか。事後指
導の徹底とその手法をどうするか。こういった観
点からこの共通指針を定めていきたいというふう
に考えておるところでございます。

なお、その委員御指摘の高知での事例でござ
いましたが、データベース化等につきましては、ま
だ研究段階といったようなこともございまして、
今回、この当指針に盛り込む予定はないわけでござ
ります。

また、この共通指針の実効性を高めるといった
観点から、先ほど委員が御指摘になりましたけれ
ども、附則におきまして医療保険各法、学校保健
法、母子保健等、個別の法律にここで定める指針
と調和が取れたものでなければならないとするよ
うな規定を置いておりまして、実効あるものにし
ていただきたいというふうに考えておるところでござ
ります。

○朝日俊弘君 そうすると、確認ですが、これは
神戸市からこそやか手帳というのをいただいてき
ましたが、こういう個人が持つ健康手帳にデータ
なりあるいは診療記録なりを書き込んで本人が保
有することはあっても、その個人の健康情報、診
療情報をどこかにデータベース化する考えはない
ことですか。何か微妙な言い方をされま
したね、まだ研究段階なのでこれからやるというよ
うな。ちょっとそのところをはつきりしてくだ
さい。

○政府参考人(下田智久君) ちょっとと今の健康手
帳の扱いでございますが、あくまでも健康診断の
データにつきましては個人が保持をするという考
え方に立つております。その手帳、これは例え
ば就職するまでは今の母子健康手帳をそのまま継
続するといったやり方もあるかと考えております
し、いろんなやり方があるかと存じますが、自
らがその健康手帳を保持し自分の生涯の健康管理
に役立てていただきたいという観点に立つております。

したがいまして、先ほど申しました実施者、こ
の方々が実施をされました健康診査のデータは、
その個人に送られまして、個人が健康手帳に貼付
しやすいような様式にしたらどうかと。それか
ら、血圧とか体重とか、こういったものにつきま
しては経時変化を見られるようなグラフをその中
に作つておくと。こういったことを考えているわ
けであります。データベース化云々につきまし
てはこれはまだまだ先の話であるということとござ
いませんして、これは実用化につきましては相当時
間も掛かるんであろうと思っておりますし、現行
の健康増進法につきましては、あくまでも健康手
帳は個人が管理し、個人が生涯の健康管理に役立
てるところでございます。

つまり、個人の健康情報あるいは個人の診療情
報について、もし仮にそのデータを一定程度集め
よう、データベース化しようと思えば思つほど、
データセキュリティーとプライバシー保護が絶対
必要条件だと私は思つています。ところが、現状
は極めてお寒いというか、不十分な状況だと言わ
ざるを得ません。

まず、この個人の健康情報、診療情報にかかわ
るデータセキュリティーとプライバシー保護につ
いて、現行、国レベルでどのような法制度上の枠
組みがあるのか、どういう形でプライバシー保護

が守られるようになつてゐるのか。今の国会で審議されている個人情報保護法とは別途に、現行はどうなつてゐるか、ちょっとお聞かせください。

○政府参考人(下田智久君) 個人の健康情報、極めて保護の必要性の高いものでございまして、その取扱いについては特に慎重を期す必要があると

いうふうに認識をいたしております。

委員お尋ねの、現行の法制の中ではどうなつてゐるかと、いうことでございますが、まず医師、薬剤師等に対しましては刑法によりまして、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師等に対しましては、それぞれの資格法におきまして、健診情報を含め職務上知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならないという守秘義務が課されているということをございます。

○朝日俊弘君 つまり、今後、いろんな検討がされるんでしようが、少なくとも現段階で考えるところ、幾つかの資格職種にかかる守秘義務の規定で辛うじて担保されているというか、プライバシー保護に対する配慮がされているといふにとどまるということですね、国レベルでは。

いや、もう一つは、自治体レベルでどうなつてゐるのかというのがあるんですが、私ちよつとまるというふうにとどまつた。自治体レベルで個人情報保護条例についてどんな制定状況でしようか。

非常に大ざっぱに言うと、自治体レベルで条例を持つてゐるところ、持つていないところ、それから持つてゐるけれどもその規定ぶりがかなり厳密なところと、かなりルーズなところと、ばらつきがあるんですね。それは自治体によつてそれぞれの御判断なんでしょう。

さて、そういう自治体は、そういう個人情報保護条例の制定状況あるいは実態にあるとして、そういうところで例えば母子保健あるいは老人保健、保険者が市町村で行つてゐる場合には、そういうところに個人情報が集まりますよね。さて、そこそここの扱いはどうなるんでしょうか。現状、国レベルでは身分、資格に関する守秘義務規定しかない。一方、自治体レベルでは個人情報保

護条例があるけれども、ばらつきがある。どんな取扱いになると思いますか、自治体レベルで。

○政府参考人(下田智久君) 個人情報の保護に関

しまして、多くの地方自治体におきまして条例の整備が進められているということは承知をいたし

ております。ただ、その内容につきましては、まだどのようなふうに承知をしていない

ところでございますが、健診情報の取扱いにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、健

康診査等に関する共通指針の中で個人の健康診査データの取扱いということも定めてまいりたいと

ましてこの指針を定めていきたいと、検討していきたいというふうに考えております。

○朝日俊弘君 こだわりますのは、八月五日から住民基本台帳のシステムが動くという話も一方で

あるわけですね。ですから、国レベルだけではなくて、自治体レベルでこういう情報がどう扱われるのかということは、かなり丁寧に配慮をしていくのかということは、かなり丁寧に配慮をしていくのかと思つてもみない使われ方になりかねないの

で、そういう周辺の状況というか、あるいは基礎的な自治体の実態をきちんと把握される必要があるんじゃないかな。まず実態を把握していただいた

上で、どのようにこのデリケートな、あるいはセシティイブな個人健康情報を取り扱つていただく必要があるのか、十分ここは気配りをしていただきたい

上です。このことと関連して、既に、これまでに行われているがん登録事業の問題についてお尋ねしたい

関が登録票を自治体の登録室に送付する。登録室において、登録の重複排除、罹患情報と死亡・生存情報の統合を行う。つまり、もし仮に私ががん検討された結果、取りまとめたというふうに伺っておりますが、倫理指針ですね、失礼。その場所でござりますが、健診情報の取扱いにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、健

ず、その事業をやつてゐる自治体の登録室に送られるわけです。この登録事業との関連もあつて、最近、疫学研究に関する倫理方針というものが検討された結果、取りまとめたというふうに伺っておりますが、倫理指針ですね、失礼。その場所でござりますが、健診情報の取扱いにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、健

の指針が現在行われているがん登録事業へきちつと適用されているのかどうか、この二点についてお尋ねします。

○政府参考人(今田寛睦君) 御指摘のように、疫学研究に関する倫理指針につきましては、最近のプライバシーの問題あるいは個人の情報保護の観点から、そのによるべき規範を明らかにしてほしいと、このような御要望、それから、平成十三年の閣議決定で規制改革推進三年計画が定められたわけであります。そこでも疫学研究等においていくのかということは、かなり丁寧に配慮をしていくのかと思つてもみない使われ方になりかねないの

で、そういう周辺の状況というか、あるいは基礎的な自治体の実態をきちんと把握される必要があるんじゃないかな。まず実態を把握していただいた

上で、どのようにこのデリケートな、あるいはセシティイブな個人健康情報を取り扱つていただく必要があるのか、十分ここは気配りをしていただきたい

上です。このことと関連して、既に、これまでに行われているがん登録事業の問題についてお尋ねしたい

上です。このことと関連して、既に、これまでに行われているがん登録事業の問題についてお尋ねしたい

上です。このことと関連して、既に、これまでに行われているがん登録事業の問題についてお尋ねしたい

上です。このことと関連して、既に、これまでに行われているがん登録事業の問題についてお尋ねしたい

上です。このことと関連して、既に、これまでに行われているがん登録事業の問題についてお尋ねしたい

上です。このことと関連して、既に、これまでに行われているがん登録事業の問題についてお尋ねしたい

ます。

御指摘のがん登録事業との関係でありますけれども、この指針そのものはがん登録事業には適用をされておりません。ただ、収集されたデータを

適用されると、このように考えております。ま

た、がん登録事業におきます個人情報の保護の必

要性を踏まえまして、指針の審議の際にがん登録事業にこの指針を準用するのが好ましい、その場

合の取扱いについて整理したものを作成され

て通知を示したところであります。

なお、がん登録につきましては、平成八年にが

ん登録事業の関係者によりまして地域がん登録に

おける情報保護に関するガイドラインが作成され

ておりまして、事業を実施するすべての地方公共

団体において、これに沿つて個人情報保護への配

慮が行われている、このように聞いております。

○朝日俊弘君 ということは、あれですか、がん

登録事業は疫学研究ではないということですか。

つまり、これ読んでみますと、「がん登録事業

について、本指針は適用されないが、実施主体

での運用に資するよう」公表することとする、「実施主体の判断で本指針の全部又は一部を準用することが望ましい」と、こういう書き方でし

て、要するに実施主体の判断ですよ。

しかし私は、どう考えてもがん登録事業とい

るのはがんの疫学研究なんぢやないかと思うんです

よ。その際に、データセキュリティあるいはプライバシー保護という問題、ガイドラインで一定定められているというのは分かるんですが、根幹はインフォームド・コンセントですよ。イン

フォームド・コンセントを取つていてかどうかで

すよ。少なくともこれからはそれを原則とするかどうかという点が引つ掛かっているんですけど、この点、もう一度お答えください。

○政府参考人(今田寛睦君) がん登録事業そのものは適用ではございませんが、先ほど申し上げま

したように、これを利用して分析し、あるいは仮説を立てて検証するということになりますと、こ

れは疫学研究であると、このように申し上げたわけあります。

そこで、本指針をがん登録事業そのものにおいて、この指針が述べているところは、個人保護でありますとかあるいはインフォーム・コンセントという観点からこの指針を準用してほしいということがこの報告の基本であります。

そこで、この指針を準用するに当たってどういふことに留意をすればいいかという点につきまして、今委員御指摘の、疫学研究に関する倫理指針とがん登録事業の取扱いについてという通知の中でそのことに触れております。

さて、今御指摘になりました本指針を準用する場合に、このがん登録事業におけるインフォームド・コンセントの取扱いについてはどこに該当するだらうかということについても触られております。指針の原則に従いますと、インフォームド・コンセントの項の「観察研究を行う場合」の

「人体から採取された試料を用いない場合」の、なおかつ資料に基づく場合ということに該当するであろうと。その場合には、「研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを必ずしも要しない。この場合において、研究者等は、当該研究の実施についての情報を公開しなければならない。」ということに該当するであろう。さらには、他の機関における、つまりデータを出していただく医療機関との関係においても、その施設、つまりデータを出していただく施設が取るべき措置についても併せて準用するのが好ましいと、こういう形になるだらうということについてもそこで触れておりますが、その後段につきましては詳細は省略させていただきます。

○朝日俊弘君 ちよつと時間がなくなってきたので、後できちんと説明を聞かせてください。いずれにしても、私は、準用していただくとか、判断は実施主体にしていただくとか、いさか無責任ではないかと。いつまでもこのままでは良くなのではないかという気がします。そこで、最後に大臣にお尋ねします。

今、幾つかお尋ねしてきました。少なくとも健

康増進法に基づく指針の中では、十分に個人の健康情報についての取扱い注意をする、少なくとも当面、データベース化を考えていません。そこで、データベース化を考えておかな

お話をまでははつきりしたんですが、お話をまでははつきりしたんですが。しかし、後半お尋ねしたように、現に行われてあるがん登録事業の問題もこれあり、さらにはこれからあちこちで行われていくであろう様々な健

康情報の、あるいは診療情報のデータベース化の動きもこれあり、私は、個人の健康情報あるいは診療情報については、ある意味では独特的のセンシティビティを持って、ある独自の領域、ルールづくり、ガイドラインから法制化に向けて一定の考え方をそろそろ取りまとめていくべきではないか。大綱をかぶせるような個人情報保護法の中などうのこうのということよりは、個別

的で具体的に個人健康情報、個人診療情報についてのようならルールづくり、法制化を視野に入れますが、大臣のお考えをお伺いして、質問を終わります。

○國務大臣(坂口力君) 先ほどから委員と局長との間の意見、交換の発言を聞いておりまして、話が順調に進んでいるわけでありますから、私が余分なことを言って話の混乱をさせてはいけないわけでもございませんけれども、若干、私は先ほどから聞いておりまして言いたいことがございます。

それは、個人の診断を、それぞいいろの検査をするなりなんなりして個人の診断ございます。それは、この診断の結果は個人の健康診断に役立つことは、当然これはそれが主体であるといふふうに思いますが、ある職場とかあるいはある地域での集団としての傾向を見なければならぬこともあります。この村において特別にある疾病が多いのか少ないのかといったようなことを見なければならぬことも私はあると思う。

そこはしかし、集団として扱いますときに、ど

かし性別、年齢別ぐらいなその傾向というものが必要になるときがある。それもできないということになると、私はちょっとできにくいくことがある。そこは私も慎重にこれは、先生御指摘のよう

に、ここは網をかぶせるところは網をかぶせてちゃんとやつていかなければならないというふうに思います。ですが、それができるようにはしておかなければなりませんけれども、先生、そこをどうお考えになつておられるのかということでもうちょっと、一言だけお聞きしてみたい。

○朝日俊弘君 私が丁寧に個人健康情報、個人診療情報と言っているのは、個人が特定できる情報についてお伺いをしたいと、一つの見直しについてお伺いをしたいと思います。

○草川昭三君 公明の草川です。

まず最初に、大臣に被用者保険の在り方の見直しについてお伺いをしたいと思います。

今回の改正案には、医療保険制度の改革に関する数多くの検討規定が盛り込まれているわけですが、その中に、保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方、また政府管掌健康保険事業及び当該事業の組織形態の在り方の見直しに関する検討規定が盛り込まれているわけでありまして、本委員会でも議論になつておるところであります。

最近の報道というよりは、大臣もテレビに出でいろいろと対談をしてみえるわけでござりますが、そんなところからニュースに流れてくれるところを見ますと、政管健保については民営化を含めて検討、あるいは政管健保と組合健保の統合を検討というような報道が流れてきておるわけであります。あるいは国会の場でも政管健保と組合健保との間の財政調整が今後の課題とも答弁されておられますし、また事実、かつて政策審議会長のときにも若干本問題についての御見解を賜つたことがあります。政管健保といたしましては、これはもう現在

から、その運営については健保組合に比べれば非常に大きな差が生じてることも事実であります。また、今回の改正で導入をされますが、政管健保というのは、先ほども触れましたようにせよ、政管健保と組合健保の運営と組織の在り方については見直しが避けられないのです。かねてから財政力の面でもこの二つの格差というものが問題になっています。

将来自にわたつてこの制度を安定的なものとして維持していくことは国としての責任もあるわけでありまして、改革を進めるに当たりましてこの点については十分な留意をすることが必要である

というのが私の意見でもあるのですが、そこで、この被用者保険制度の在り方に於ける一連の大蔵の御発言についてその趣旨をお伺いをしたいと、こういうように思うわけであります。

○國務大臣(坂口力君) 政管健保をどうするかという問題は、医療保険制度をこれからどうするかという中で最大の課題になるであろうというふうに思います。先ほど御指摘をいただきましたように、三千七百万人ぐらいの中にお入りになつているだらうというふうに思います。最大のこれは保険であること間違ひがございません。

これから統合化を図つてしまりますときには、政

管健保をどのような形で統合化をしていくかとい

う問題が浮上してくるだらうというふうに思いま

す。政管健保といたしましては、これはもう現在

全国一本になつてゐるわけですから、非常に

効率よく運用されているというメリットもある

わけあります。その代わりに、逆に、メリット

があります反面、競争原理が働かないといふデメリットもあるといふことが言われております。

今後どうするかということにつきましてまだ決定をしているわけでは現在のところございませんが、マスコミ等で聞かれましたときに「民営化をするんですか」というふうに聞かれるものでありますから、もし仮に民営化ということがあるのならば、それは独立行政法人のような形を民営化といふふうに多くの人は思つてゐるのではないかといふことを私は申し上げたわけでございます。

いずれにいたしましても、今後、健康保険の統合を進めていきます場合に、将来、国民健康保険を例えれば都道府県単位なら都道府県単位に集めていくというのも一つの有力な方法だと私は思いますが、そのときに政管健保を一体国の一一本で置いておくのか、政管健保も四十七都道府県ぐらいに分割をしていくのかという問題が必ず起つてくるのではないかというふうに予測をいたしております。

そのときに、地域保険と職域保険との間でそれをまず統合化していくという考え方からいくならば、組合健保と政管健保の間の財政調整その他を行いながら統合化をしていくということがあるんでしょうし、それから今度は、それぞれの地域でもつて統合するという考え方方に立てば地域保険といわゆる国保と政管健保の一体化ということが将来話題に上る可能性もあるしと。そこをどうするかというところまでまだ議論は現在のところ詰まつてしましん、今後の課題だといふうに思つておる次第でございます。

しかし、これからその統合化をしていきます過程の中で、一本化はされておりますが、そこは余りにも大きくなり過ぎておりますから、それぞれ少し競争原理を働くようによつとすればどうするかということが政管健保に課せられた課題であるといふふうに思つております。現在のところはその段階でございます。

○草川昭三君 今、大臣の答弁でよく分かつたわけですが、たまたま、新聞の書き方というのには非

常に見出しへはボイントといふんですか、衝撃的な刺激的な見出しを書くと思うんですが、たまたまテレビで金子慶應大学の教授との対談を、多分新聞はそれを利用したと思うんですが、見出しへは独立行政法人のような形を民営化といふふうに多くの人は思つてゐるのではないかといふことを私は申し上げたわけでございます。

「政管健保 民営化含め検討 厚労相「組合健保と統合も」」といふので、最後のところで「都道府県単位が望ましいとの考え方を改めて示した」ようでございまして、私も、大臣の極めて今日的な御判断が答弁されたということについては評価をさせていただきたいと思います。

それから二番目に、実はこれ、私ども公明党も非常に熱心に取り組んできることでございまして、衆議院でも議論になつていませんので改めてお伺いをしたいのですが、被用者保険の出産育児一時金の見直しという項目があるんです。

〔委員長退席、理事中島眞人君着席〕

現行の被用者保険の出産育児一時金は、被扶養者のうち配偶者が出産した場合に限つて支給されているため、これは当たり前のことです、奥さんが出産をしたということを対象にしているわけですが、妊娠中に配偶者と不幸にして死別をし母子家庭になつたというような例も随分あるわけです。妊娠中のために働くことができなくて、自身は自分の親の被扶養者になる場合、これはありますね、当然のことながら親の扶養者になる、こういう場合。あるいは、今日のよう非常に厳しい経済情勢であり、子供夫婦が失業してしまふ、あるいはリストラに遭つてしまつてもう御主人も職がないといふ場合に、お父さんの、いわゆる親の被扶養者となつておると思うんですが、このケースの場合では、子供夫婦が出産した場合については出産育児一時金というのが支給されないんですね。

これ、実は私も非常に不勉強であります、そんなんものは子供が生まれれば、出産、どうあろうとももらえるんじゃないのと言つたら、いや、とんでもないよと。これは、何回か申し上げますが、配偶者が、被扶養者のだんなさんの奥さんが出産

した場合に限つてといふことになつてゐるんだよと、よく法律読めよと、こう言われたんですけど、そんなことを一々読んで、出産一時金の支給がどうなつてゐるかといふのは、残念ながら私も恥ずかしい、反省をしなければならないんですけど、支給されておりません。

そこで、こういう場合に、国民健康保険の被保険者であれば、出産育児一時金が片一方の国民健康保険の場合は支給されるという、こういう制度になつておるわけですから、制度間で取扱いが違うことは私は問題があると思うんです。

そこで、国民皆保険の下ではすべての国民の出産費用を保障するという出産育児一時金の趣旨にかんがみれば、このような谷間といふんですか、はざまが生じるような取扱いは解消すべきであると考えるんですが、今回の改正案ではこうした問題について何か対応が立てられてゐるのか、細かい話でございますが、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(大塚義治君) 御指摘のケースでございますが、結論を先に申し上げますと、今回の改正案の中にこの問題を解消する項目を入れておりますと被用者保険における出産育児一時金は、被扶養者のうち配偶者の場合に支給するという規定でございました。現実問題としては、当然のことながらこのケースが大部分でございまして、率直に申しまして私どももそう大きな問題があるという認識が薄かつた時期がございました。

それで、もうこれは答弁は結構でございますが、この三十万円をもらうわけございますが、その以前に貸付金制度というのがあったわけがありまして、それを担保と言ふと言葉が悪いのですが、それが新婚さんも随分お見えになることを借りるという若い新婚さんも是非この出産の貸付制度についても各地方自治体等で窓口でいい対応をしていただきたいと思いますし、細かいことを言うようではございますが、お金を貸付制度を利用してお金を借りるというふうな問題があるのです。ただ、これがございますが、お金と、貸付制度を利用する場合に印紙税が必要だそうですね、印紙税が非常に細かい話ですが。

その印紙税の金額は余り大きくございませんけれども、いかにも私は役所的と言うとあれでございますが、しかし、法律はやはり行政からお金を立て替えて前払いをするわけでありますから、それなりの手続が要るといふと、もうそのとおりで一言もないわけございますが、そういう点はひとつ今後の運用に当たつて是非柔軟なまつた対応、あるいはいい知恵があるならば住民サイドの立場に立つ行政を是非やつていただきたい、これは要望

でございますので十分考えておいていただきたいと思います。

その次に、これも私も非常に不勉強でございましたが、大学病院の診療報酬体系の見直しの中で改定については、これまでの審議の中で再診料などの通減制や手術の施設基準などについて数多くの委員の方々からいろいろと取り上げられてきておりますけれども、この内容を改めて私も勉強させていただきますと、今後の診療報酬の体系にかかる重要な項目も入っているのではないかと思ひます。

その一つが、大学病院等における医療機関別の包括化という言葉になるんですが、包括化あります。これはアメリカなんかでもいわゆる診療群別定額報酬支払方式、DRG-PPSというように専門用語では紹介をされているようでございますが、これとは異なる手法であると私どもは理解をしておりますけれども、この趣旨及び来年の四月の実施に向けてどのような検討状況になつてゐるのか、お伺いをしたいと思つんです。

これは、小さなクリニック、病院等においても、あるいはまだ先端医療を担う大病院も、同じ診療行為であれば基本的には言うまでもなく同じ点数というものが現在の体系でござりますけれども、これを見直すというようなことが中医協等々でも幾たびか提言をされておるわけですが、そういう意味では一つの第一歩だと考へてもいいと思うんですが、この包括化という問題をどう生かしていくのか、お伺いをしてみたいと思います。

○政府参考人(大塚義治君) 医療機関別のいわゆる包括評価の導入についてのお尋ねがございました。

お話をございましたように、今回の診療報酬改定におきまして、主として、様々な視点はあるわけでござりますけれども、医療機関の機能分担を

より進めると。特に、高度医療を担う特定機能病院等におきましては様々な、多様な、なおかつ高度な患者あるいは疾病を対象にしておりますので、それぞれの医療機関の特性も生かしていただきたいと思います。

くという趣旨も踏まえまして、これらの医療機関につきましては、従来いわゆる診療行為別の出来高払と言われるような仕組みから患者の疾病別の中でも、それを転換をしようということで中医協でも御議論をいたしました。

基本的に、方向としては、いわゆる診療する立場あるいは支払をする立場、両側からそういう方向で進めようという御賛同を得ましてその方向で進めるわけでござりますが、具体的な点数の設定

と同時に、この間に、当然のことながら大学病院関係者の御意見なども承る必要があるうと思ひます。既に数次にわたりまして御説明会といふような形で、この制度の趣旨、目的あるいは今後の検討のスケジュールなどを御説明を申しております。

さらに、具体的な内容についてはこれから詰めさせていただくと、こういうことになつておるわけでござりますが、一点だけ念のために申し上げますと、先ほどDRG-PPSというアメリカを中心とした支払例をお取り上げになりました。これも今後の議論の課題、対象の一つでござりますが、当面大学病院などに導入をするという方向で考えておりますのは、疾病別ではありますけれども、それぞれの大学の実績も踏まえる、病院の実績も踏まえるという点で若干の質の違いがござります。全く同じものではございません。それがございましたが、特定機能病院の入院基本料についても一年後に今度は廃止をするというようなことを併せて何か出でるんですか。そこをちょっと答えてください。

○政府参考人(大塚義治君) これはちょうど、今も申し上げました、来年、一年後を目途といたして、ただいま包括評価の導入を図るという答弁がございましたが、特需病院の入院基本料についても一年後に今度は廃止をするというようなことを併せて何か出でるんですか。そこをちょっと答えてください。

○政府参考人(大塚義治君) これはちょうど、今も申し上げました、来年、一年後を目途といたして、ただいま包括評価の導入を図るという答弁がございましたが、特需病院の入院基本料についても一年後に今度は廃止をするというようなことを併せて何か出でるんですか。そこをちょっと答えてください。

うものの上に様々な診療行為ごとの出来高と、こ
ういう体系になつておるわけでござりますが、今
が施行されて四十年を経過をいたしました。その
中に、医療提供体制も、また疾患構造も大きく変
化をしております。もちろん、それぞれの時
期に応じまして、原則として二年に一度の見直し
の中でそうした実態に対応する検討、見直しが行
われておりますけれども、やはり非常に複雑にな
り分かれにくくなつてゐるという御指摘は否めな
いわけございまして、今後改めて診療報酬を定
めることでございまして、この部分は廃止をすると、ちょうど一体のも
のと御理解いただければ有り難いと存じます。
しまして特定機能病院等における基本料というの
は、この部分は廃止をすると、ちょうど一体のも
のと御理解いただければ有り難いと存じます。
○草川昭三君 ジヤ、少し今度は問題を変えま
して、臨床心理職問題についてお伺いをしたいと思
うんです。

私は今年の二月八日の参議院の本会議でもこの問題を取り上げたわけでござりますし、四月十六日の当委員会でも、近年急増しております心身症や神経症の患者に対する治療体制の充実を求める立場から幾つかの問題提起を行いました。
最近、若い人たちの間に、心の不安や体の不調が原因となって起きるいわゆる引きこもりや不登校、それから食事を食べないという拒食と食べ過ぎの過食を繰り返す摂食障害、あるいは強いプレッシャーで急に動悸や息苦しさを感じる過呼吸症候群というんですか、といったような症状が大変増えていると専門家の方々から指摘をされています。これは本会議でも申し上げたんですが、子供さんだとか学生ばかりではなくて、最近、社会人の間にも、もう会社に行くのが嫌だと言つてある日突然出社困難に陥つてしまつという方も随分お見えになります。家族ばかりではなくて企業等々においても非常に労務担当者から心配の相談を私どもも受けているわけです。そこで、専門家である心療内科医や臨床心理士などの援助がどうして必要だということを本会議でもあるいは当委員会でも申し上げました。

それで、今申し上げたような心身症や神経症を専門にするお医者さん、心療内科といふんです
か、これはお医者さんの数が少ない上に診療報酬などの面でも十分な手当をされていないという
ことを、これは私はその際も申し上げたわけです。
一方、ここ最近、心療内科を標榜する開業医を訪ねる摂食障害に悩む患者の中には、いらっしゃ
が原因で起きて、自分の体を自分で傷付ける自

傷、自らを傷付けるという、そういう重い症状の方々が目に見えて増えてるわけです。今日は細かいことを申し上げませんけれども、私がかねてから主張しております摂食障害患者専門の入院施設の設置を改めて強くこの際要望をしておきたいと思うんです。

そこで、心の専門家である臨床心理士などの問題でございますが、現在、厚生労働省は臨床心理士職の資格制度について研究班を作つていただきているようでありまして、医療・保健領域に限定をした医療保健心理士という名称の国家資格案をまとめつあると聞いておるわけですが、私は、臨床心理士を始めとする臨床心理職の方々が公の資格、公的な資格がない中、それぞれの分野で活躍をされていることを非常に評価をいたしますし、何人かの方々にも私お会いをさせていただきましたが、その能力とか専門知識を安定的に生かすためには、何らかの公的資格があつてもいいのではないかという立場なんです。

ところが、厚生労働省がまとめようとしております医療保健心理士については、現場で臨床心理職に携わる関係者から疑問の声が出ておるわけでありますし、過日も某新聞に論点として投稿をされてる方もおみえになります。

それで一つ、一点目は、私は問題提起なんですが、臨床心理職の業務が医師の指示の下に行うとされている点で、心理職は医療以外の領域で心理的援助業務を行う場合も医師の指示が必要となるのではないかということですね。

それから二点目は、心理職の教育について、医学教育に重点が置かれ、心理学というものが軽視をされていることになるのではないかということ問題。

これについて厚生労働省は現在どのように考えておられるのか、改めてお伺いをしたいと思いま

○政府参考人(高原亮治君) 草川委員御指摘のと

おり、これは極めて重要な領域でございまして、その臨床・心理技術者の業務と資格の在り方につきましては、厚生科学研究費の事業におきまして研究をこれまで継続してきたところでございます。その報告書に関するお話をどうと思っておりますが、その報告書には次のような見解が示されております。

この研究班で対象とした業務ないしは資格につきましては、医療機関における医療サービスの分野に限定しております。したがいまして、それ以外の領域については何も述べております。それから、この臨床心理技術者が行う心理療法若しくは心理的な関与を行う対象は、何らかの心身の障害や疾病を有している人が医療機関に来たというその場合の想定でございます。そういうふうな前提を置きまして、病院や診療所などの医療施設における臨床心理業務については医師の指示に従うというふうな構成で報告書をいただいています。

これは、あくまでも研究班の議論でございますが、政府として、ないしは厚生労働省としての考え方では、これをまた諸般の関係者の意見を聴いて踏まえることになるわけでございまして、あくまで研究班の議論でございますが、この研究班の議論に従うとしても、医療保健心理士、これは仮称でございますが、制度が適用される範囲を保健・医療分野に限定しているところでございます。厚生労働省と財團法人臨床心理士資格認定協会、これを所管する文部科学省との間に長年にわたって意見の相違があるわけでありまして、この点は四月十六日の当委員会においても私が取り上げまして、坂口大臣からいつまでも捨てておいてはいけないと御答弁をいたいたわけであります。

臨床心理職に対する期待は、医療に限らず教育やあるいはまた今日の司法矯正の分野からも寄せておられるわけであります。どうかこの業務に携わる様々な立場の方々が忌憚のない意見を出し合つ中でいい結論が生まれるよう、行政としても御指導のほどをお願いを申し上げたいという要望をさせていただくわけであります。

そこで次は、この健康増進法案について少し議論させていただきたいわけでございますが、栄養不足時代の栄養改善法という法律から、豊かな時代における生活習慣全般にかかる健康づくりの支援法にこの法律というのは拡充する、こういう呼び掛けというんですか、マーンスローガンで審議をしたわけでございますが、この受験資格につきましては、大学において心理学を履修する分野等について、そういった領域における心理学を進めることになるのではないかと

それに加えまして、医療・保健分野で、保健・医療分野で働いていただくわけでございますので、ましては、厚生科学研究費の事業におきまして研究をこれまで継続してきたところでございます。その後、医療機関での実習などによりまして臨床医学に係る基本的事項も修得することを要件として想定されております。

したがいまして、心理学の基礎知識を必須とする、これは当然でございまして、心理学の軽視という御指摘は必ずしも当たらない、私どもはそう考えておるわけでございますが、あくまでもこれは研究班の報告書であるということで御理解いたしました。

以上でございます。

○草川昭三君 たまたまそういう心配をする投稿もこれあり、今の質問をさせていただいたわけでありますが、前回も申し上げましたが、この問題は、厚生労働省と財團法人臨床心理士資格認定協会、この所管する文部科学省との間に長年にわたって意見の相違があるわけでありまして、この点は四月十六日の当委員会においても私が取り上げまして、坂口大臣からいつまでも捨てておいてはいけないと御答弁をいたいたわけであります。

臨床心理職に対する期待は、医療に限らず教育やあるいはまた今日の司法矯正の分野からも寄せておられるわけであります。どうかこの業務に携わる様々な立場の方々が忌憚のない意見を出し合つ中でいい結論が生まれるよう、行政としても御指導のほどをお願いを申し上げたいという要望をさせていただくわけであります。

また、健康診断一つを行うにいたしましても、先ほどからお触れになりました臨床心理士の問題一つを取り上げましても、これは厚生労働省と文部科学省との間でよく話をしないといけない。いつも同じようなことで、そして対立したまま放置をすることは許されない。やはり、そこは私たちも真剣に取り組んでいかなければならぬというふうに思っています。

また、健康診断一つを行つにいたしましても、一つを取り上げましても、これは厚生労働省と文部科学省との間でよく話をしないといけない。いつも同じようなことで、そして対立したまま放置をすることは許されない。やはり、そこは私たちも真剣に取り組んでいかなければならぬというふうに思っています。

それぞれの省庁がそれぞれの経過を持って設立したことであつたといたしましても、それは省庁のためにあるわけではなくて国民のためにあるわけでありますから、譲るべきところはお互に譲つていかなければならぬというふうに思ってます。

いる次第でございます。

その他、とりわけ地域とそれから職場の問題につきましても、地域と職場は、これはもう一人の人になりまして、家庭に帰れば地域の人になるわけになりますし、またお勤めになれば企業の人になられる方も多いわけがありますが、それを企業のあるいはまた地域の人というふうにふるい分けをして管理をする、あるいはまた健康の問題を考えるというのもいささかどうかというふうに思います。

大変多くの省庁にまたがる話もあるわけでございますけれども、そこはひとつ大いに議論をすることは結構でございますが、一つの方向性に行けるように、よく協議を進めていきたいと思います。

○草川昭三君 今、地域というお話をございますけれども、そこはひとつ大いに議論をすることは結構でございますが、一つの方向性に行けるように、よく協議を進めていきたいと思います。

○草川昭三君 今、地域というお話をございますけれども、そこはひとつ大いに議論をすることは結構でございますが、一つの方向性に行けるように、よく協議を進めていきたいと思います。

○政府参考人(下田智久君) 平成十二年から実施

をいたしております健康日本21の中で、地方自治

体が地域の特色を生かして計画を作るようとにい

うふうに呼び掛けでございます。平成十四年五月

の時点で、三百を超える市町村が健康づくり計画

を策定されたというふうに聞いておりますが、そ

のなかには地域の実情に応じて非常にユニークな形

での計画が幾つか見られるところでございます。

その中で先進的あるいはほかのモデルとなるよ

うな事業というものも様々ありますけれども、例

えば栄養・食生活の分野の例といたしましては、

佐賀県の江北町にございます祖父母と孫と共同で

料理を作っていくと、こういった面白い取組をな

されておるところもござります。また、運動と

康づくりが非常に重要な点ですが、若いうちから健

康づくりが非常に重要な点ですが、笑っている人がいます

けれども、ちょっとここは真剣にこの議論をしな

きやいかぬのですが、どうも私もそういう感じが

いますけれども、そこはひとつ大いに議論をする

ことは結構でございますが、一つの方向性に行け

るようないい例があれば、この際どんな

例があるか、少し御報告を願いたいと思います。

○政府参考人(下田智久君) 確かに、国民栄養調

査を眺めてまいりますと、男性の肥満者の割合と

成十五年度に策定予定は二百五十一という、こう

いう数字が厚生省からいたいたのにあるわけで

して、まだ未定というのが千七百四十二あるわけ

です。

これはこれから始まる事ですから、そうあつ

ていう間に全国が一齊に動くというわけにはいけ

ないと思うんでありますけれども、せっかく平成

十四年度の事業費に予算も付いたわけであります

ので、効率的な、ひとつ年代に応じた健康スポー

ツの振興だと、あるいは生活習慣改善のための

教育だと、か健診など、様々なメニューも

あると思うんで、是非それは進めていただきたい

とと思うわけです。

そこで、ちょっと飛びますけれども、時間がど

んどん過ぎますので。

気になることがあるんです、若いうちから健

康づくりが非常に重要な点ですが、若いうちから健

康づくりが非常に重要な点ですが、笑っている人がいます

けれども、ちょっとここは真剣にこの議論をしな

きやいかぬのですが、どうも私もそういう感じが

出されておりまして、運動アイデアブックといつ

するんです。男の方が多いんです。

それで、こうした世代に健康づくりに取り組む

ように、何かどういう方法があるのか。厚生省の

つくづくにおける温泉の活用をもつと大々的に、そ

れこそ地方自治体等の協力を得たり、あるいはま

た、何かこれは年齢別でも結構でございますし、提

案をし

おられたのを作成し、配つておるというふうに聞いております。また、岐阜県の多治見市では、休養と

県の大津市では、市民の健康づくりを支援する店

援事業といったものを町ぐるみでおやりになつて

いると、こういったユニークな取組を聞いておる

ところでございます。

○政府参考人(下田智久君) 確かに、国民栄養調査を眺めてまいりますと、男性の肥満者の割合と

成十五年度に策定予定は二百五十一という、こういう数字が厚生省からいたいたのにあるわけでして、まだ未定というのが千七百四十二あるわけ

です。

これはこれから始まる事ですから、そうあつていう間に全国が一齊に動くというわけにはいけないと思うんでありますけれども、せっかく平成十四年度の事業費に予算も付いたわけであります

ので、効率的な、ひとつ年代に応じた健康スポーツの振興だと、あるいは生活習慣改善のための教育だと、か健診など、様々なメニューも

あると思うんで、是非それは進めていただきたい

とと思うわけです。

そこで、成人の肥満者の減少といったことを健

康日本21では目標の一つとして今まで運動を続けたわけですが、このことにつきましてはすべての様々な年代層に働き掛けをしなければ、どこか一つだけやっても効果がないといったことがあります。

そういうしたことから、すべての年代に働き掛けが必要があるわけですが、特に働き盛りの壮年期にあって無理なく肥満解消を含めました健康づくりに取り組めるといったことをするため

に、休日、休暇を活用しました健康増進のための活動の促進、あるいは休養的重要性といったものを健康増進法の基本方針の中に定めまして、関係団体等の幅広い協力を得ながら、この個人の健康づくりを支援する環境づくり、これを作つてしま

うりたいと考えております。

○草川昭三君 これは是非、私どもも繰り返し、またこれからいろんな恵みを出し合いながら問題提起をしたいと思いますので、是非御協力をお願ひをしたいと思うんです。

それで、時間がどんどん迫つてまいりましたので、最後になりますが、社会福祉士関係について二問ほど質問をしたいと思うんです。

それで、社会福祉士という制度がありますが、これは、日常生活に支障がある人に相談だとか助言あるいは指導、援助をする制度であります。

それから、この健康づくりについて、実は私ども

この資格を得るには社会福祉系の大学で指定科目を修了するなど、そのほかにも四つの方法があるんだそうですが、大変難しい国家試験を受けてこの資格を取るわけです。なかなか難関なようございまして、ようやくパスをするという方々も御苦労されておみえになりますが、現在、この有資格者の現状あるいは希望状況、専門学校に入る場合にもテストがあるというようなことがあります。どんな現状になつておるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(眞野章君) 平成十四年六月末現在で社会福祉士の資格を取得されている方、これは三万七千八百二十一人おられます。

社会福祉士の国家試験創設以来、受験者、それから合格者、両方も年々増加傾向にございまして、昨年といいますか、昨年度、十四回目、今年の一月に実施をいたしました社会福祉士の国家試験では、二万八千三百二十九人の方が受験をされまして八千三百四十三人の方が合格をされた。三割弱ぐらいの合格率ということで、福祉士を希望される方が年々増加をしてきているという状況でございます。

○草川昭三君 非常に私はいい傾向だと思うんですよ。しかも、若い方々が非常に熱心にトライをしておみえになるわけでございまして、今お話をありましたように、二万八千人の方が例えれば最近受験をされている。難関で三〇%だという答弁でございますが、問題は、せっかく国家資格を取つてもなかなか勤め先というのがないんですね。有資格者は、障害者施設だと老人福祉施設あるいは児童福祉施設等の指導員だと福祉施設のケーブルカードとか社協、いわゆる社会福祉協議会の職員になることができますけれども、いわゆるそういう職員はまた別途の採用基準というのがあるのであります。この必須条件にはなつていな

いんですね。
ですから、せつかくの国家試験を取得しても利用されないような制度では宝の持ち腐れではないだろかという声も非常に強くあるわけでありま

して、もとと今日の福祉社会における活用方法といふのは考るべきではないだろうか。あるいは、何らかの施設なんかの許可の場合には、こいつはせつかくのこの国家試験を受けられた社会福祉士というのをある程度何人か採用すべきだというような、そういう行政指導を私はあつてもいいのではないかと思うんですが、その点どのようないのではありませんか。
○政府参考人(眞野章君) 平成十三年の三月に、職能団体あります社団法人日本社会福祉士会が言わば資格を持つておられる方の調査を行つております。

回答をいたしましたのは七千八百人ほどでござりますので、先ほどの資格を持つておられる方三万八千人弱に比べますとかなり母数は少ないのですが、回答されたうちの大割の方は、福祉施設等において相談員、指導員、又はソーシャルワーカーというような職種に従事をされております。このういう社会福祉に關します専門的な知識及び技能を有します社会福祉士がこういう福祉施設等の現場に広く活躍していただくということは、福

祉サービスの質の向上につながるということでお話し申しあげておられます。
○草川昭三君 時間が来ましたのでこれで終りますが、是非、今のような答弁を具体的にまた発展させていただきたいと思います。
今日は、本當は最後に医療安全推進総合対策について幾つかの質問を事前に申し上げておりますが、ちょうど時間になりましたので、また次の機会に譲らせていただきたいということで、おわりを申し上げて、質問を終わりたいと思います。
○委員長(阿部正俊君) それでは、本日の質疑はこの程度といたしまして、これにて散会いたします。

午後四時三十分解散会

が行うということになつてゐるわけでございますが、その運営適正化委員会の社会福祉に関して学識経験を有する者である委員、これに社会福祉士を明示をしていただきと。そういうようなことで、社会福祉士の持つておられる能力、それを積極的に活用するということいろいろな形の努力を行つております。
今後とも、そういう福祉の現場における積極的な活用につきまして努力をしてまいりたいというふうに思つております。

○草川昭三君 時間が来ましたのでこれで終りますが、是非、今のような答弁を具体的にまた発展させていただきたいと思います。
今日は、本當は最後に医療安全推進総合対策について幾つかの質問を事前に申し上げておりますが、ちょうど時間になりましたので、また次の機会に譲らせていただきたいということで、おわりを申し上げて、質問を終わりたいと思います。
○委員長(阿部正俊君) それでは、本日の質疑はこの程度といたしまして、これにて散会いたします。

また、平成十二年の社会福祉事業法等の改正、社会福祉法の制定の際の目的の一つでございました例えは苦情処理、それから地域権利擁護事業、これらを県の社協に置かれます運営適正化委員会

平成十四年七月二十六日印刷

平成十四年七月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

C